

平成29年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成29年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第1号及び議案第63号の訂正	8
○報告第4号～議案第64号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	16

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	17
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

1 番 大和田 和 男 君

安心安全な通学路を目指して	20
子ども会について	23
子供の遊び場について	29

市内防犯について……………	3 2
ひまわりバスについて……………	3 4
1 6 番 遠 藤 実 君	
障がい者福祉の向上について……………	3 8
1 5 番 君 嶋 寿 男 君	
国道 1 1 8 号線について……………	5 5
選挙啓発について……………	5 9
電源立地地域対策交付金について……………	6 4
1 3 番 笹 島 猛 君	
道路の管理について……………	6 9
雨水冠水対策について……………	8 0
那珂市観光協会について……………	8 3
1 0 番 古 川 洋 一 君	
少子化対策について……………	9 0
職員採用について……………	9 6
茨城県知事選挙について……………	9 9
○散会の宣告……………	1 0 4

第 3 号 (9月8日)

○議事日程……………	1 0 5
○本日の会議に付した事件……………	1 0 5
○出席議員……………	1 0 5
○欠席議員……………	1 0 6
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 6
○議会事務局職員……………	1 0 6
○開議の宣告……………	1 0 7
○一般質問……………	1 0 7

3 番 花 島 進 君

原子力安全対策について……………	1 0 7
市内の踏切の安全について……………	1 1 0
市道や水路の管理について……………	1 1 1
那珂第一中学校東にある溝について……………	1 1 3

7 番 小 宅 清 史 君

廃校の利用規程を考える……………	1 1 5
地方創生を考える……………	1 1 6

6 番 寺 門 厚 君

空き家対策の進捗状況について	1 3 4
再生エネルギー（太陽光発電）の利用について	1 4 1
がん検診について	1 4 8
○議案等の質疑	1 5 1
○議案等の委員会付託	1 5 1
○請願・陳情の委員会付託	1 5 2
○散会の宣告	1 5 2

第 4 号（9月22日）

○議事日程	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 3
○出席議員	1 5 3
○欠席議員	1 5 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 5 4
○議会事務局職員	1 5 4
○開議の宣告	1 5 5
○諸般の報告	1 5 5
○議案第55号～議案第64号及び請願第3号、陳情第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 5 5
○報告第7号の上程、説明、質疑	1 6 5
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議員派遣について	1 6 7
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 6 7
○委員会の閉会中の継続審査申出について	1 6 7
○閉会の宣告	1 6 8
○署名議員	1 7 1

那珂市告示第130号

平成29年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年8月29日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成29年9月5日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成29年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	9月5日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月6日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月7日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	9月8日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月9日	土		休 会	
第6日	9月10日	日		休 会	
第7日	9月11日	月		休 会	(議事整理)
第8日	9月12日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月13日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月14日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月15日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月16日	土		休 会	
第13日	9月17日	日		休 会	
第14日	9月18日	月		休 会	
第15日	9月19日	火		休 会	(議事整理)
第16日	9月20日	水		休 会	(議事整理)
第17日	9月21日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
			全協終了後	委員会	1. 災害対応調査特別委員会

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 2 2 日	金	午 前 1 0 時	本 会 議	1. 委 員 長 報 告 及 び 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

平成29年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月5日）

平成29年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月5日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等説明
- 報告第 4号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について
- 報告第 5号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について
- 報告第 6号 平成28年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
- 議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第57号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第58号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 市道路線の認定について
- 議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成28年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君

5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	今泉達夫君	総務部長	川崎薫君
市民生活部長	石川透君	保健福祉部長	加藤裕一君
産業部長	篠原英二君	建設部長	引田克治君
上下水道部長	石井亨君	教育部長	高橋秀貴君
消防長	海野幹雄君	会計管理者	小澤祐一君
行財政改革推進室長	平松良一君	農業委員会会長	根本実君
総務課長	川田俊昭君		

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、7番、小宅議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第3回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、萩谷眞康監査委員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成29年6、7、8月分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、富山 豪議員、3番、花島 進議員を指名いたします。

ただいま小宅議員が出席をいたしました。欠席議員はございません。

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月22日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第1号及び議案第63号の訂正

○議長（中崎政長君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より平成29年第2回定例会で報告した報告第1号及び、この後上程されます議案第63号の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 大変申しわけございません。議案書等の差しかえをお願いいたします。

差しかえる議案書等でございますが、報告第1号 平成28年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成28年度歳入歳出決算書、平成28年度那珂市決算説明資料及び平成28年度那珂市歳入歳出決算審査意見書の4種類でございます。

訂正理由でございますが、平成29年第2回定例会において報告させていただきました報告第1号 平成28年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書についての中の5款農林水産業費の翌年度繰越額に誤りがございました。このため、この誤りに関連いたします議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてに係る関係書類を訂正するものでございます。

なお、訂正箇所につきましては、一緒に机の上に置いてございます正誤表のとおりでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

◎報告第4号～議案第64号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第3、報告第4号から議案第64号まで、以上13件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第3回那珂市議会定例会提出議案の概要についてご説明をいたします。

平成29年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のため、格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、さる8月27日には茨城県知事選挙の投開票が行われ、大井川和彦氏が当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、茨城県の発展のためにご活躍をご祈念申し上げます。

また、先月29日早朝、北朝鮮が太平洋に向け弾道ミサイルを発射し、日本上空を通過する事案が発生しました。本市におきましても、Jアラートが作動し、防災課職員が早朝から情報の収集に当たりました。市民の生命を守ることを第一に、今後も迅速な対応ができるよう防災対策に努めてまいります。

8月26日には、毎年恒例のなかひまわりフェスティバルが実行委員会のご尽力により盛大に開催され、約4万人の家族連れや観光客でにぎわいました。開催当日には、災害時相互応援協定を締結している桜川市副市長、また、那珂市から災害復旧の一助として職員を派遣したことがご縁となった福島県川内村副村長が来場されました。

さらに、6月に市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援協定を締結した佐賀県神埼市からも商工観光課長が来場されるなど、このような折に触れての交流が相互の結びつきを強固なものに築き上げていくものと、大変心強く感じたところでございます。

今後とも、安全で住みよいまちづくりの実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様には、ご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

それでは、平成29年第3回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、報告案件ですが、3件でございます。それぞれの概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きください。

報告第4号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成27年度及び平成28年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また、一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す、国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから、表示はありません。

続いて、実質公債費比率につきましては、平成28年度は6.5%となり、前年度と比べ0.7ポイント減少しました。

最後に、将来負担比率ですが、こちらは16.2%となり、前年度比2.1ポイント減となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、平成28年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状況であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成28年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第5号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に、対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございまして、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。

こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、平成28年度は健全な状況であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの平成28年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続いて、5ページをお開きください。

報告第6号 平成28年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

平成28年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

戸多地区交流センター整備事業に係る継続費について、精算が完了し、実績額合計は300

万2,400円でございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案は計10件でございます。その概要についてご説明をいたします。

6ページからお願いいたします。

議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同日施行されたことに伴い、那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,303万3,000円を追加し、188億9,898万7,000円とするものでございます。

総務費につきましては、情報発信力強化事業において、移住・定住を推進するためのラジオCM経費を、社会保障・税番号制度対策事業において、制度施行に伴うシステム改修経費を、戸籍住民基本台帳事務費において、マイナンバーカードに係るシステム改修経費を、証明書コンビニ交付事業において、証明書記載事項の充実に伴うシステム改修経費をそれぞれ計上するものでございます。また、市税等過誤納還付金において、法人市民税等の還付金を増額するものでございます。

民生費につきましては、障害福祉サービス給付事業において、制度改正等に伴うシステム改修経費を、地域介護・福祉空間整備補助事業において、介護施設のスプリンクラー設備整備に係る補助金を、民間保育所等整備事業において、運営事業者選定のための選定委員会設置経費をそれぞれ計上するものでございます。

衛生費につきましては、総合保健福祉センター管理事業において、高齢者福祉センターの空調設備改修経費を、ゴミ啓発等推進事業において、まちづくり委員会等と協働で行う常磐道側道周辺の清掃に伴う経費を計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、旧しどりの湯整備事業において、静峰ふるさと公園と一体的利用を図るための改修経費を計上するものでございます。

教育費につきましては、小学校管理事務費において、社会科の授業で使用する市の副読本作成経費を、中学校管理事務費において、官学連携協定を締結した日本大学での中学生の大学生生活体験経費を、公立幼稚園建設事業において、園舎建設に係る建築確認手数料を、国民体育大会準備事業において、臨時職員雇用に係る経費をそれぞれ計上するものでございます。また、小学校施設補修事業及び中学校施設補修事業において、修繕料を増額するものでござ

います。

公債費につきましては、繰上償還等に係る償還元金を増額するものでございます。

諸支出金につきましては、国・県負担金等返納金において、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金、多面的機能支払交付金の精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入を増額するものでございます。

議案第57号 平成29年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,967万8,000円を追加し、68億7,662万円とするものでございます。歳出の内容につきましては、今年度策定するデータヘルス計画に係る委託料について、当初計上した国民健康保険事務費から、国補助の対象となる保健事業費へ組み替えて計上するものでございます。

償還金につきましては、平成28年度療養給付費等負担金の精算返納金を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、国庫支出金、繰越金を増額するものでございます。

議案第58号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ74万2,000円を追加し、20億6,174万2,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、職員人件費において、人事異動に伴う給料等の差額を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第59号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,003万3,000円を追加し、11億6,203万3,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、人事異動に伴う給料等の差額及び確定した消費税額を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

議案第60号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ6,106万9,000円を追加し、47億5,206万9,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、職員人件費において、人事異動に伴う給料等の差額を増額し、諸支出金の償還金及び一般会計繰出金において、平成28年度の事業費確定により精算額を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、支払基金交付金、繰越金を増額するものでございます。

議案第61号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、1億2,638万8,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、換地処分に係る通信運搬費を増額し、官報掲載料を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て、市道路線の認定を行うものでございます。

続いて、18ページになります。

議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額193億1,065万9,000円、歳出総額186億1,923万8,000円、歳入歳出差引額は6億9,142万1,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源5,214万8,000円を差し引いた実質収支額は6億3,927万3,000円でございます。

概要としましては、歳入が前年度より減となっておりますが、ほぼ前年度と同規模となっております。

歳入は、繰越金の増や、市税について、新規償却資産の増等による固定資産税の増や納税義務者数の増等による個人市民税の増により増となった一方、震災復興特別交付税の減による地方交付税の大幅な減、消費税収の減等による地方消費税交付金の減、震災復興まちづくり基金からの繰入金の皆減により減となっております。

また、歳出は、年金生活者等支援臨時福祉給付金支援事業の皆増や民間保育所等児童入所事業等の増による民生費の増、情報系システム管理事業の増や戸多地区交流センター整備事業の皆増等による総務費の増、将来負担を抑えるため繰上償還を実施したことなどにより起債償還元金が増となり、公債費が増となっております。

一方、東日本大震災の復旧工事が完了し、下水道事業会計への繰出金が大幅に減となったことによる土木費の減、プレミアムつき商品券発行事業の終了による皆減などにより、商工費が減となっております。

平成27年度と比較しますと、歳入総額が1.4%の減、歳出総額はほぼ同額となっております。

次に特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額68億4,115万円、歳出総額65億4,323万8,000円、歳入歳出差引額は2億9,791万2,000円でございます。

世帯数、被保険者数とも微減となっている中で、1人当りの医療費の伸びなどにより給付額が増加しております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額20億5,208万6,000円、歳出総額19億8,363万2,000円、歳入歳出差引額は6,845万4,000円となりますが、繰越明許費に係る財源190万2,000円を差し引いた実質収支額は6,655万2,000円でございます。

額田・後台・戸多・中里地区等の実施設計委託及び管路施設整備工事等を実施しております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,134万2,000円、歳出総額915万2,000円、歳入歳出差引額は219万円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額7億9,452万円、歳出総額7億4,886万3,000円、歳入歳出差引額は4,565万7,000円でございます。

酒出地区の実施設設計委託や管路施設整備工事等を実施しております。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額44億5,676万7,000円、歳出総額43億265万9,000円、歳入歳出差引額は1億5,410万8,000円でございます。

平成28年度のサービス給付状況につきましては、利用件数、給付額ともに、前年度に対して増加しているところでございます。

上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入総額1億3,700万1,000円、歳出総額1億3,370万1,000円、歳入歳出差引額は330万円でございます。

事業区域内の換地計画等の委託を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額5億4,537万2,000円、歳出総額5億4,377万8,000円、歳入歳出差引額は159万4,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

議案第64号 平成28年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成28年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益12億707万円に対前年度比4,859万4,000円の減に対し、総費用は10億3,069万円に対前年度比6,788万円の増となり、消費税を差し引き、1億4,044万8,000円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収入及び支出においては、収入2億7,436万5,000円に対前年度比1億2,486万8,000円の減に対し、支出6億4,987万8,000円に対前年度比1億5,124万6,000円の減となり、差引3億7,551万3,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填をいたしました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございました。

以上でございます。どうかよろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 続いて、監査委員の意見を求めます。

平成28年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び平成28年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、平成28年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告願います。

萩谷眞康監査委員、登壇願います。

〔監査委員 萩谷眞康君 登壇〕

○監査委員（萩谷眞康君） それでは、議案第63号、第64号、あわせて、審査結果についてご報告申し上げます。

平成28年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

決算説明資料14ページの次をごらんください。

審査対象。平成28年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。続いて、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間及び場所。平成29年6月20日火曜日から平成29年8月17日木曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査にあたっては、各会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成28年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりであります。

平成29年8月23日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 君嶋寿男。

以上であります。

引き続き、平成28年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告します。

歳入歳出決算審査意見書16ページの次のページをお開きください。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定によ

り、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査期間及び場所。平成29年6月20日火曜日から平成29年8月17日木曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

平成29年8月23日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 君嶋寿男。

引き続き、平成28年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

水道事業決算書の次をごらんください。

審査期間及び場所。平成29年6月20日火曜日から平成29年8月17日木曜日まで、那珂市役所5階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査にあたっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施しました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は、別添のとおりであります。

平成29年8月23日。

那珂市長 海野 徹様。

那珂市監査委員 萩谷眞康、同じく 君嶋寿男。

以上であります。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時38分

平成29年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月7日）

平成29年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月7日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 萩谷将司君

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日8日は通告6番から8番までの議員が行います。

以上、ご理解のほどよろしく願いいたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、大和田和男議員。

質問事項 1. 安心安全な通学路を目指して。2. 子ども会について。3. 子供の遊び場について。4. 市内防犯について。5. ひまわりバスについて。

大和田和男議員、登壇願います。

[1番 大和田和男君 登壇]

○1番(大和田和男君) 議席番号1番、いい那珂暮らし応援団、会員番号1002番、大和田和男です。

通告に従い、9月定例会一発目として、安心・安全なまちを目指して一般質問をさせていただきます。

早速、安心・安全な通学路を目指すため、何点か伺っていきます。

まず、小学生通学用ヘルメットが近年新しくなりました。そのいきさつとその効果はどのようなものか。また、保護者負担額はどのように変わったのか伺います。

○議長(中崎政長君) 教育部長。

○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

通学用ヘルメットにつきましては、平成26年度に保護者から軽量化の希望があったことから、各小学校の教職員と保護者代表による選定会において製品を決定し、平成27年度の入学児童から現在使用されているヘルメットに変更いたしました。効果につきましては、軽量化とあわせて従来品より風通しがよく蒸れにくくなったことで、子供たちの使用感が向上したものと考えております。

また、保護者負担金につきましては、従来品より100円程度ふえ、平成28年度は1,000円となっております。

以上でございます。

○議長(中崎政長君) 大和田議員。

○1番(大和田和男君) 改良され、よいことだと思います。

今後も子供たちのため、改善できるものは改善して行ってください。

そこで、保護者負担額の軽減を提案したいと思います。

ネーミングライツ、いわゆる命名権を導入し、今よりも少ない負担もしくは無料で提供ができるはずです。また、その導入で浮いた個人負担相応分で、例えば安全パトロール隊の皆様へ感謝状や記念品贈呈などに還元できると思うのですが、どうですか。

○議長(中崎政長君) 教育部長。

○教育部長(高橋秀貴君) お答えいたします。

現在、小学校児童が着用しているヘルメットにつきましては、強制ではなく安全上着用を推奨しているものでございます。保護者には購入額の半額程度の自己負担があることをご案内した上で購入いただいております。新入学児童用ヘルメットの保護者負担金は受益者負担との認識を持っております。

議員ご提案のネーミングライツでございますが、施設における看板等の掲示とは違い、身につけるものに企業名が入ることから、子供が広告塔となっているかのような印象を与えかねず、保護者の中には違和感や抵抗を覚える方も少なからずいるのではないかと危惧されます。現状では、ネーミングライツの導入は考えてはおりません。

また、安全パトロール隊につきましては、長年の善行により市の表彰に該当することもあります。まずは、学校や保護者が子供たちも含めて、日常的に挨拶やお礼を言うことで感謝の意を示すことが一番大切ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ネーミングライツを導入してほしいというより、安全パトロール隊の皆さんに対して、学校、保護者もちろんのこと、市としても敬意を表すべきだと思います。先ほど答弁にもあったとおり、長年の善行による表彰について、安全パトロール隊の該当者もふやしてほしいと思います。

次に、中学生の自転車通学についてですが、中学生は、自転車通学が各学校主なものになっています。中学生の平日のヘルメット着用は多く見られるが、休日の中学生のヘルメット着用はほとんど見受けられません。各学校において休日ヘルメット着用の指導をしていますか。しているのであれば一層の強化を望みますが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えします。

自転車による登下校の際はヘルメット着用を義務づけております。休日等につきましても同様に着用するよう指導しておりますが、ご指摘のありましたとおり、実際には着用していない生徒が多数いるようでございます。ヘルメットの着用が身の安全や生命を守ることにつながるという認識につきましては、生徒はもとより保護者にも広く理解いただくことが重要であると考えております。今後も登下校以外でも、自転車に乗る際はできる限り着用するよう、引き続き指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 昨日もひたちなか市の交差点ではありますが、左折車に巻き込まれて頭を強く打ち、亡くなられた那珂市民の方がいらっしゃいます。お悔やみ申し上げるとともに、子供たちの安全のために一層の強化指導をよろしくお願いいたします。

そして、ハード面ですが、横堀や堤の幹線道路では歩道が狭いところが多く、朝の通勤時には、その狭い歩道を小学生が歩き、中学生がそのわきを自転車で走るといった危険箇所が多いようです。市では把握をしているのか、しているのであれば、その対応をどのようにしていくのか具体的に説明願います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご指摘の横堀地内の市道は、2級幹線市道の杉原笠松線と呼んでいる市道でございます。この市道の歩道につきましては、昭和50年代に横堀小学校の通学路として幅員1.5メートルで整備したものであり、自転車と歩行者が同時に通行できるいわゆる自歩道ではなく、

歩行者のみが歩く歩道となっております。その他、堤地内の幹線道路の危険箇所とのご指摘のあった道路は、県道額田南郷田彦線でございます。この路線につきましては、市といたしましても危険箇所として認識しており、茨城県に対し整備の要望を行っており、調査委託の実施がしていただけるよう協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 通学通勤時間において、狭い通学路では、歩行児童、自転車の中高校生、そして通勤車が並行しています。今後も市道における危険通学路の整備や県道の整備要望を積極的に行っていただきたいと思えます。

そして、近年、都市計画道路などの開通により、通学や帰宅途中の児童生徒の事故を耳にします。竹ノ内地区や菅谷地区の大規模通学路交差点の歩車分離の信号はできませんか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、信号機を設置したり変更したりという場合ですが、これは県の公安委員会が決定するものでございますので、地元からの要望につきましては、自治会を通して市へ要望書を提出してくださるようお願いしているところでございます。

ただ、市といたしましても、交通状況等勘案しまして、信号機の設定や変更が必要だという場合には、速やかに那珂警察署のほうへ申請をいたしまして、県の公安委員会につないでいただくということをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。地元の人からは、よく耳にするお話なので、私のほうでも歩車分離に向けて積極的に行動していきたいと思えます。

次に、ゾーン30についての質問をさせていただくのですが、皆さん余り耳にしない言葉だと思いますので、議長の許可を得て、資料を配付させていただきました。

ゾーン30の趣旨を説明しますと、全国的に交通事故の発生件数が大きく減少している中で、生活道路と想定される幅員5.5メートル未満の道路における事故発生件数の減少が小さく、全体に占める割合が高くなっています。今後さらなる交通事故の減少を図るため、市街地の生活道路である個別の道路区間を対象とするのではなく、面的に捉えたゾーンを設定し、道路管理者と警察が連携して、最高速度時速30キロメートルの区域規制や路側帯の設置等の整備を推進することにより、通過交通の抑制や速度の抑制を図り、生活道路における交通事故抑止を推進するものです。

平成24年から28年まで、茨城県内のゾーン30の整備箇所は62件です。北は日立から県南、県西は古河や取手まで、決して大都市ばかりの話ではありません。整備効果の事例としては、配付資料にもあるとおり、人身事故の減少や自動車の最高速度が下がったなどがあります。

これの導入に向けて、那珂市内に該当する区域、整備導入できる区域について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

ゾーン30につきましては、今、議員のほうからご説明がございましたけれども、小学校、中学校などを中心として、主要な幹線道路に囲まれた家屋等の密集した区域における通過交通や抜け道としての通行の抑制、排除を目的として、車の走行速度を時速30キロメートルに規制するものであり、現在、本市においてゾーン30に該当する区域はございません。

なお、今後は、現在、市で整備を進めております都市計画道路菅谷市毛線や上宿大木内線の供用が開始されることにより、市街地の交通量の増加や車の流れの変化などが考えられますので、供用開始後の状況を見きわめながら、市と那珂警察署、そして地元自治会と検討することにならうかと思えます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） このゾーン30は余り知られていません。早期の都市計画道路の供用開始と、このゾーン30の自治会への周知を徹底してもらい、早期整備導入をお願いしたいと思えます。

そして、近年、高齢者のドライバーがふえ、通学班に車が突っ込むなど、悲惨な事故も起きています。通学路は危険度が増しています。また、今後、高齢化が進み、車よりも高齢歩行者が優先される世の中になるはずで、歩車分離やゾーン30など、抜本的な通学路改革を考えると、さだかと思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 議員がおっしゃるとおり、通学路の安全確保は重要であり、この安全確保がひいては交通弱者の保護につながるものと考えております。今後も交通安全プログラムなどにより、保護者、学校、自治会などの要望を関係各所につなぎながら、通学の安全確保を推進してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 事故があつてからでは遅いです。さらなる安全を追求して行ってください。よろしく願いいたします。

そして、次ですが、市内子育て世代の話題の中心となっている子ども会、子ども会育成会についてです。

現在の子ども会や子ども会育成会の存在の意義の那珂市の考えをお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会は、異年齢の仲間たちと遊びや研修活動を共有することにより、社会の一員とし

て必要な知識、技能及び態度を地域から学ぶ場となっております。このような活動は、学校や家庭における教育とともに、コミュニケーション能力の育成と人間形成に大きな意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） すばらしいですね。

社会はコミュニケーション能力を求めていますし、時代に合ったすばらしい意義や理念だと思います。

しかし、実情はどのようなのでしょうか。子ども会、子ども会育成会の過去5年間の会員数と団体数の推移をお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

平成28年度の子ども会の児童数は1,619人、保護者の育成会員数は1,438人、団体数は65団体となっております。ここ5年間で、児童数は558人、育成会員数は485人、団体数は24の減少となっております。なお、全国的にも会員数等については減少傾向であり、那珂市も同様の状況となっているところです。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そのようですね。子ども会会員数の減少の理由は、少子化ばかりではなく、親が役員をやりたくないということをよく聞きます。わがままにも聞こえますが、女性の社会進出が進むこの日本では、もう当たり前のこととなっております。単位子ども会の役員の外、市連合会の役員やその他当て職も大きな負担となっております。誰でも役員のできる市連合会のマニュアル化や役員分担を市で対応できないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会の抱える課題等につきましては、役員会で話し合いの機会を持っておりますが、会員数の減少など、抜本的な解決策には非常に苦慮している状況となっております。しかしながら、役員の負担軽減ということで、子ども会、育成連合会のマニュアル化につきましては役員会等でも意見がありましたので、現在、作成に向けた調整をしているところでございます。

また、役員分担につきましては、こちらも役員の負担軽減であるかとは思われますが、行事ごとに役員の割り振りをすることは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 負担軽減のほうよろしく願いいたします。

また、活動内容ですが、スポーツ鬼ごっこは浸透してきたと思います。しかし、親子の集いなど、役員が参加者集めを無理にやっているのが現状であります。市の予算編成時期に実施する行事を議論し、本当に子供たちのための活動をしていただきたい、それらの改正はないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会育成連合会が主催する行事につきましては、親睦競技大会、親子のつどい、リーダー講習会などが主なものとなっております。行事の振り返りにつきましては、役員会で反省を行い、次年度に向けての改善を行っているところでございます。

親子のつどいにつきましては、参加した子供からは感想文をいただいておりますが、大変好評を得ており、保護者からもふだん見られない子供の姿を見ることができ、参加してよかったとの声も聞かれております。

今後も行事につきましては、前例にとらわれず、役員会等で子供たちからこんなことがやりたいなどの意見があれば、運営の中で対応しながら行事を計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 親子のつどいも、参加後にやはり感想を書かせれば、誰でも楽しかったと書くと思います。うちもそうでした。ではなく、事前に子育て世代が求めるものを追求すべきです。市も意見を待つばかりではなく、子ども会に対して提案をしていってもよいのではないのでしょうか。また、来年はこうするのではなく、今年から動くという、スピード感を持った事業案をつくっていただきたいと思います。

また、子供たちのためなのに、先立つものがないと困っている子ども会が多くあります。資源回収の補助金制度の打ち切り、会員数の減少によって合併が進み、資源回収エリアの拡大によって、資源回収を実施することが困難になっているなどの資金調達、資金不足の問題があります。活発に活動している子ども会、育成会には助成金が出る仕組みがあれば、負担軽減、地域のリーダー育成も図れます。支援をお願いしたいのですが、どうですか

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

資金面での助成とのことでございますが、育成会連合会への補助金も限られており、各子ども会のほうに新たな助成金制度を創設するということは、現状では難しいものと考えております。

現状の子ども会の運営は、基本的には会費と自治会からの補助金や廃品回収の収入等で賄われているとは思われますが、イベントについては自治会や小学校区の子ども会等で共催することにより、経費の節減等の運営を図っていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 市に対しても、活発に活動している市民に手厚い行政サービスは公平性の観点からも問題ないと思います。活発に活動したくてもできない子ども会がかわいそうです。100万円も200万円も助成してほしいと言っているのではありません。子供たちのために活動資金としてお菓子代だったり、ちょっとしたイベントの補助でよいと思います。ぜひ、次年度予算編成時に検討していただきたいと思います。

また、菅谷地区とその他の子ども会の悩みは違うものになっています。菅谷地区では、子供の数がふえているのに子ども会の数が1つ減り2つ減りで、とうとう菅谷小学校区では3地区、菅谷東小学校では2地区となってしまいました。競技大会も盛り上がりには欠け、ますます子ども会の魅力が消えかかっています。

菅谷地区子ども会を市としてはどのように対策してきたのか、そして、残った子ども会をどのようにしていくのか、伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会の解散、合併等につきましては、菅谷地区に限らず市全体のことと捉え、先ほど申し上げましたとおり、育成会連合会のマニュアルの作成などにより、会員減少の要因となっている役員の負担軽減や運営のあり方、リーダーの育成などの課題につきまして、また自治会の子ども会担当者や育成会役員との情報交換、協議を行いながら、これから今後の子ども会についての対策を現在講じていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 具体的な対策を早急に実施していただきたいと思います。

また、菅谷以外、例えば芳野や神崎地区では、児童数の減少や学校の統廃合により子ども会も合併が進んでいます。ある地区では、学校長、PTAを巻き込んで会議を行い、運営の改善、合併をしなければならない状況です。保護者説明会で新規加入の勧誘を行っているが、なかなか成果が出ないのが現状です。

那珂市が子ども会を必要としているならば、合併については指導や協力、新規加入については市でも担当課が率先して前面に立ってやるべきだと思います。また、どこの学校でも子ども会担当の先生がいるはずなんですが、形骸化しています。教育委員会ではその指導をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会の合併につきましては、合併の相談があれば、積極的にその会議等に参加し、助言等を行うことは可能ではございますが、それぞれの子ども会が抱えている課題、地域の実

情もありますので、慎重に進めるべきものと考えております。新規勧誘につきましては、児童のいる転入世帯に対し、子ども会の入会案内のチラシを市民課で配布するとともに、おしらせ版のほうに入会案内を毎年掲載しているところでございます。

また、実際の活動状況として、市の公式フェイスブックに子供たちの活動の様子を紹介し、周知と参加促進に努めております。次年度からは小学校区においては、新規勧誘ということでチラシ等配布しているところもございますが、市といたしましても、新入学児の保護者に入会案内のチラシのほうの配布を考えているところでございます。

学校組織における役割分担でございますが、学校ごとに渉外部の担当ということで置いておりますが、実際には、子ども会が学校施設を利用する際の窓口担当が主な役割となっております。市のほうから子ども会の業務に関する指導は現在のところ特には行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） どこだって合併したくてしているのではないと思います。やはり各単位子ども会の実情を把握し、市全体と各小学校でこの問題に取り組むべきです。市民課だけではなく、転入といえればいい那珂暮らしの企画課でも、自治会を巻き込んでいえば市民協働課でも、各課をまたいで取り組んでいただきたいと思います。

また、学校では渉外部という曖昧で形骸化しているものではなく、地域連携担当教員を設置し、地域の問題点を共有していただきたいと思うのですが、教育部長、伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会の問題に限らず、学校組織の中で学校と地域の連携は不可欠なものであると考えております。確かに、その調整にあたる専任の教員が配置できれば、地域との連携に係る部分においては学校全体の負担軽減、地域との連携強化にはつながりますが、現実的には新たな人員の配置を行うのは難しい状況でございます。

地域との連携につきましては、当然ながら学校全体にかかわるものでございますので、その情報等につきましては、教職員でも共有しなければならないものと認識しております。今後その連絡調整につきましては、教頭もしくは教務主任が窓口となりまして、地域との連携による学校運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） その認識について広めていただきたいと思います。今後、そのことについては、また細かく議会で取り上げていきたいと思います。

そして、今後についてですが、子ども会の減少は自治会の脱退やPTAの崩壊、将来につながると、郷土愛の低下によりずっと住み続けたい町にはならず、転出がふえ、経済損失も

はかりしれないと思います。これだけ会員数の減少が進みますと、打開するには思い切った政策が必要です。

大洗町では、6年生対象に4泊6日、約150名で北海道に行っています。高校生会なるものを組織し、それらが中心となって行動しているフェリーツアーだそうです。那珂市でも、6年生の子ども会会員対象に、子供たちが楽しみにできるような2泊3日でスキーツアーなどはどうでしょうか。スキーツアーといえば、体育協会と合同で行くのもよいですし、議会で横手に行く財源をそのまま子ども会に充て、横手公園スキー場で地元の子らと交流したほうが我々議員が行くより大変友好交流になると思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

申しわけありませんが、横手交流につきましては、私のほうでは発言を控えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、確かに子ども会の減少は、将来的には地域社会の衰退につながるという危惧は感じているところでございます。ただいまご紹介ありました大洗町のような大きな事業は目玉となり得る可能性はございますが、それぞれの子ども会には地域性があり、独自の運営方法や行事の実施方法などさまざまとなっているところでございます。子ども会活動につきましては、おのおのの団体がいかに魅力ある活動が続けるかということが最も重要であり、保護者の負担軽減や地域リーダーの育成という根本的な課題を解決することが子供活動の活性化、会員増につながっていくものと考えておりますので、今後も役員会等で情報の共有をしながら課題解決に向けた協議を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） さて、なかなかアイデアが出てこなかったんだと思います。費用負担も工夫し、大きな目玉政策にそろそろチャレンジしないと、このまま指をくわえて何もできぬまま、崩壊となってしまいます。もう支援や協議というだけではなく、率先して事業化するべきです。

ここまで子ども会について質問させていただきましたが、今回の通告は、子ども会の役員さんたちにも幅広くお伝えしています。その役員さんたちに向けて、子ども会とは那珂市にとって何なのか。そして、今後、市は子ども会をどのようにしていき、どうしなければならないか、答弁をお願いします。

○議長（中崎政長君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 子供たちがみずから学び、みずから行動する。こういうことは社会性を身につけるとともに人間形成に大きな意義があるものと、そういうふうに考えております。また、年齢の異なる子供と交わり、遊ぶ機会が失われつつある中で、子供たちにとっても、そのさまざまな経験が人間関係の構築や生きる力の醸成につながるものと思っております。

す。

子ども会とは、地域の交流など社会におけるコミュニケーションスキルを育ていける場と考えておりますので、今後も子ども会活動を支援してまいりたい、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 傍聴者の皆さんに申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

大和田議員。

○1番（大和田和男君） 生きる力は子供たちにとってもとても重要なことだと思います。支援以上に、今ある子ども会をもっと大切に、危機感を持って子ども会の問題について早急に取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次の質問ですが、今回、私は、NPO法人ドットジェイピー茨城から議員インターンシップ生を茨城大学から4人引き受けました。8月1カ月間、那珂市についてしっかり学んでもらいました。ともに那珂市はどのようにしたらもっと住みやすい町になるかをこの議場にいる誰よりも若く頭の柔らかい19歳の4人が考えてきました。その質問を私を通して市にぶつけていきたいと思います。

まずは、子供の遊び場についてです。

市内には子供の遊び場として、静峰ふるさと公園や宮の池公園など大型の公園があるが、それら大規模公園を除いたもので市で管理している公園はいくつあり、総面積はいくらか、また、15歳までの子供1人当たりの面積はどのくらいか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

市が都市公園として位置づけをし、直接管理している公園は15公園ございます。そのうち比較的規模が大きい宮の池公園、那珂総合公園、ふれあいの杜公園を除いた市街化区域内の街区公園となりますと、10公園になります。この10公園の総面積は1万7,405平米で、市街化区域にお住まいの15歳までの子供1人当たりに換算いたしますと、約6.3平米になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。また、それら地域の人たちが自転車などで直接集まれる小さな公園で、遊具はどのような状況になっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

平成の初めのころまでに整備したみの内中央公園などの小規模な公園の遊具につきまして

は、当時、児童公園と呼ばれていたように、ブランコ、滑り台、砂場を中心に小学生を対象にした遊具を整備いたしました。しかしながら、時代の変化とともに公園の利用対象者も児童中心からお年寄りまで幅広い年齢層を対象とするようになり、竹ノ内公園や上菅谷駅東公園では、児童遊具にかえ、健康遊具を整備いたしております。

なお、平野台団地等の開発によって整備された公園遊具については児童遊具は設置されておりますことから、毎年遊具の点検を行い、適宜修繕を実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 現状について伺ってきたのは、市内には地域の方が直接集まることができるいわゆる街区公園や楽しむ遊具が足りないと思います。市街地では体を動かせる場所がなく、地域によっては、畑はあれど遊び場がない状況です。遊び場確保のため、まず初めに、既存の小学校の開放はできないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

確かに、以前は学校の校庭は、放課後や休日の遊び場として自由に出入りできていたこともありましたが、平成13年に発生しました大阪池田小学校事件により、不審者等の侵入による犯罪の危険性やけがをした際に責任を問われるなど、学校管理者として開放を制限せざるを得ない状況になりました。また、市内においても許可なく校庭に入り子供がけがをしたことに対し、親が同伴していたにもかかわらず、学校が責任を追求されるという事例もございました。学校としましては、学校活動に係る以外の部分までなかなか安全面を確保できないため、防犯上及び安全管理上、校庭の開放は現在実施していない状況でございます。

しかしながら、バザーや小中一貫教育の日など、地域の皆様に学校を開放している行事もふえておりますので、そうしたイベントの際には、ぜひとも来校していただきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。池田小学校は悲惨な事件だったと思います。確かにあの事件から学校には入りづらくなりました。また、過剰な責任問題論も近年多くなりました。この質問の答えが難しいというのもわかります。同様のイベントもふえてきて、開かれた学校づくりというのはよい流れであると思います。どんどん推進してってください。

では、静峰ふるさと公園の遊具整備をするそうですが、一番子供たちが行きやすい小規模の都市公園の遊具整備についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

現在のところ、児童向けの遊具の整備の予定はしておりませんが、現在設置をいたしてお

ります遊具につきましては定期的な点検を行い、修繕等の必要な場合は適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

私は、車がなくてもベビーカーで直接行ける公園をふやすことで、子育てしやすさ、住みやすさを追求できると思っています。足りない公園、遊具をどうしていけばいいのか、外の自治体でも公園をふやす取り組み、いわゆる手づくり公園設置事業を導入しています。

那珂市に合ったものをいくつか取り上げてみますと、まずは、山形県酒田市では、自治体市有地を対象で、整備費用は市で負担し、管理は自治会という制度です。静岡県沼津市では、市民の皆様の所有の土地を公園として整備するとして募集をし、整備は市で行い、管理は自治会、返還は市で行うという空き地対策にもなるものです。また、新潟県長岡市では、市の所有している土地で公園予定地を設定し、面積当たりで補助をし、人力でできる活動は自治会、遊具支給を含む人力でできないものは市でやるものです。こういったさまざまな手づくり公園事業がありますが、那珂市としては公園整備をどのように考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

街区公園の整備手法に関しましては、これまで土地区画整理事業の面整備に合わせて公共施設用地を用地として身近な街区公園を配置し、国の補助金を活用しながら整備を行ってまいりました。新たな街区公園の整備につきましては面整備事業の予定がないことから、現在では整備予定はございません。今後、新たな街区公園を整備する場合には、単独で公園用地の確保や財源の確保が必要になってまいります。

なお、議員ご提案の手づくり公園でございますが、市と地元住民が協働により整備し管理しているということでは、財政面や整備スピードあるいは愛着が持てるなど、メリットは大きいものと認識しております。

市においても手づくり公園ではありませんが、上菅谷駅から北側の線路わきの緑地帯や上菅谷駅東公園の樹木などは、地区協議会でワークショップを開催し剪定した経緯もございます。

以上のようなことから、公園整備の際には、議員のご提案を参考にしてまいりたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今後、計画道路の開通に伴い、開発行為も加速すると思われます。開発行為の隅っこにある小さな公園ではなく、街区公園として子育て世代に有効的に機能する公園整備を考えていただきたいと思います。

次は、市内防犯についてです。

これもインターンシップ生の意見でしたが、市内の高校生、中学生の通学路で非常に暗いところが目立ちました。市内防犯灯の設置状況と設置要件はどうなっていますか。また、LED防犯灯の設置状況もあわせて伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

市内の防犯灯の設置の数ということでございますが、平成29年3月末の数字でございますが、3,123灯でございます。うち、LEDの防犯灯は1,171灯でございます。

それから、設置の要件ということでございますが、1つとしまして、犯罪や事故等が発生するおそれがあり、防犯上必要と認められる場所であること。2つ目としまして、既設の防犯灯と50メートル以上距離があること。それから、3つ目としまして、設置の予定の箇所の周辺の民家あるいは農地などに防犯灯をつけますと明かりがつかますので、それによる害を及ぼすおそれがないこと、さらに、4つ目としまして、設置後の維持管理、それから電気料の支払い等について、管理者の責任において誠実かつ恒久的に履行できると認められること、以上のような条件を満たすことというふうになります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

LEDも計算しますと37%普及とふえてきて、何よりです。

それでは、自治会以外、例えば学校やPTAからなどの要望では、市で直接設置、管理、またはLED化の促進はできないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市内の防犯灯につきましては、補助金の交付要綱に基づきまして、夜間における犯罪や事故を未然に防止するという目的を持って、電気料金を含めて地元自治会に維持管理していただいているところでございます。議員ご提案のように、学校あるいはPTAからの要望をもって市が直接設置管理するということになると、公平性の観点からも好ましくないというふうに考えてございます。

また、LED化につきましては、現在ある蛍光灯の防犯灯をLEDに交換する場合には、1万円の補助金を自治会のほうに交付するというところを行いまして、LED化を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） しかしながら、議会報告会の中でも要望のあった案件で、私の所属する教育厚生常任委員会でも取り上げたものもあるのですが、五台の文教地区、または高校

生が使う駅周辺などは、自治会というより学校が必要があると認識していたり、その逆で、自治会側が必要を感じているところもあると思います。防犯灯設置についての市、学校、自治会が連携して問題点の共有ができないものかと思います。通学路安全対策プログラムの中に自治会なんかも入れて防犯灯についての議論なんかはどうでしょうか、教育部長。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 通学安全プログラムにつきましては、現在、学校、保護者、警察、防犯関係ということで道路工事、県の土木事務所ということで入っております。自治会からのご意見というものも学校を通して吸い上げておりますので、それにつきましては、現在のところ、自治会のほうの要望も入っているということで、必然的に保護者からの要望も全部吸い上げるという形になっておりますので、現在の運営のほうを維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。やっぱり学校と地域の連携というのが今後やはりこういったものでも重要になってくると思います。よろしく願いいたします。

ここからは、警察と連携して、市一体となって取り組めることがないかを2点伺おうとしたのですが、1点は免許返納についてでしたので、これは、今定例会の総務生活常任委員会の案件となっていたので、省略させていただきます。常任委員会資料を見ますと、那珂市高齢者等運転免許自主返納支援実証事業は、大変すばらしい事業だと思います。返納者がふえるよう頑張ってくださいと思います。

そして、連携事業についてですが、近年、振り込め詐欺が新たな手口などでふえています。先日、市内でも親戚をかたった詐欺の予兆電話が多数かかっています。那珂市でも、6月末時点ですが、470万円、茨城県全体では2億6,000万円の被害が出ています。

詐欺防止装置というものがあるのは、皆さんご存じでしょうか。この装置は、固定電話に設置し会話が録音されるという音声 flowed 後、実際に録音されるという装置です。岐阜や船橋市などは、高齢世帯の希望者に無料で貸し出しています。那珂市でもできないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘の特殊詐欺等防止通話録音装置というそうですが、電話機に取りつけて、会話を録音するという装置でございます。これについては、本年2月に調査した経緯がございます。その結果、県内の市町村では、こういった無償貸し出しですとか購入費の補助といったことをやっている自治体はございませんでした。ただ、県外では、いくつかの自治体で実施しておりますが、その県外の自治体に確認させていただきましたところ、結局、電話をかけてきた相手全てにその警告メッセージが流れるということで、要するに、親しい相手がかけ

てきた場合でも同じように警告メッセージが流れるということで、不快感を与えるおそれがあるということで、導入はしたんだけど、返還されたりといったケースもあったということで、なかなか普及が進んでいないということでございました。

そのようなことから、今、現在、市では導入の予定はないということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そうですか。事前調査をしていましたか。

確かに、この装置導入だけが詐欺防止につながらないかと思えます。いろいろな対策を警察と連携して、市民の安全を守っていただきたいと思えます。

防犯については以上ですが、最後に、市内を巡回するひまわりバスについて質問させていただきます。

今回、インターンシップ生とともに市内調査を各地でしている途中、このひまわりバス、空のバスを何度となく見ることができました。一体1日当たり何人利用しているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ひまわりバスの利用者数についてお尋ねをいただきましたので、過去3年間の実績をご紹介します。

まず、平成26年度でございます。延べ利用者数が1万1,855人、1日平均に直しますと48.6人でございます。続きまして、平成27年度でございますが、延べ利用者数が1万2,416人、1日平均で申しますと51.1人というような状況でございます。昨年度平成28年度でございますけれども、延べ利用者数が1万401人、1日平均で申しますと42.8人というような状況でございます。

なお、今年度7月までの実績をご紹介しますと、延べ利用者数が3,152人、1日平均では38.4人というような状況になっております。この状況を見ますと、利用者は減少傾向にあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） では、1日当たり、また年間いくらの支出額になるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ひまわりバスの運行事業の平成28年度決算額で申し上げますと、バスの運行事業者への運行補償料、こういったものを支払っておりますが、これが年間約1,280万円、こういった金額を支出しているところでございます。これを1日当たりに換算しますと、約5万3,000円という数字になります。利用者1人当たりの数字としては約1,230円という支出になってご

ざいます。

この利用者のうち約32%、3,291人にあたりますが、これは障害者などの無料の利用者も含まれていることをあわせてご説明させていただきます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 行政サービスは平等性も必要であり、赤字が出る事業も仕方ないのですが、次のような結果もあります。

平成28年1月15日から2月12日の市民アンケート調査によりますと、移動の際、公共交通機関を利用しているのが全体の8.61%で、中でもひまわりバスはわずか0.65%に過ぎず、その中身は「利用しやすいと思う」「どちらかといえば利用しやすい」は合計で16.35%で、「どちらかといえば利用しにくい」「利用しにくい」は合計で47.27%と、圧倒的に利用しにくいという結果です。

利用しにくい理由の1つには、利用したいルートがないというの也有ります。さて、高齢者は病院以外にどこに行きたいのでしょうか。企画部長、わかりますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

病院というのは比較的わかりやすい利用例だと思えますけれども、あとは、やっぱり買い物弱者なんていう言葉も出ておりますので、本当に日常のお買い物をする足というのも不便が生じている、そのように認識しております。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私もそう思って、やっぱり皆さんスーパーで刺身が買いたいと思っているんだと思います。スーパーに寄る循環ルートならまだよいですが、スーパーはほとんど通らないルートもあります。総合公園で乗降する利用者なんて、平日に果たして何名いるのかと疑問に思うところでもあります。幹線道路を通るのではなく、交通弱者のため、または認知度向上のために団地の奥や田園集落も走らせるべきです。運行ルートの見直しをするべきですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

運行ルートについてお尋ねいただきました。まず、現在の運行ルートでございますが、平成26年、この時期にデマンドタクシーの導入を行いました。その際に、現在の運行ルート2ルートでございますが、菅谷五台循環コースとしどり総合公園循環コース、この2コースで幹線道路を中心に運行しています。その中で約90カ所の停留所を設置しているというような状況でございます。

先ほど議員からのお話にもありましたけれども、いろいろご意見いただいております。市民の方からは、一部の地域だけの運行で不公平であるといったご意見ですとか、利用したいルートがない、自宅近くにもバス停が欲しいんだというようなご意見などもいただいております。

ます。

このことから、ひまわりバス運行の存続、バスの更新、これらを検討する際には、これまでの利用状況の検証、市民要望の把握、こういったものに努めながら専門家のアドバイス、こういったものもいただきながら、運行ルートや停留所、こういったもの見直し、こういったものも必要になってくると思っております。

また、認知度についてもお話しいただきましたけれども、認知度につきましては、かねてからまちづくり出前講座、こういったものについて私どものほうで出向かせていただいて、いろいろひまわりバスのPR、利用促進に努めてきたところでございます。

今後もこういった手法等々、外にも手法があればどんどん拡大して、認知度向上にもつながっていきたくと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。変更の際はよろしく願いいたします。

また、利用しにくい理由については、本数が少ないというものや駅からの水郡線発車時刻との接続時間が悪いというものもあります。実際の時刻表を見ますと、ひまわりバスが10時に上菅谷に到着してから40分後に水戸行きの列車が出発、その次は、11時50分にバスが到着してから、また40分後、水戸行きの列車、そしてその次は、12時22分に上菅谷にバスが到着してから同時刻、12時22分に水戸行きの列車が出発しますと、次は1時間待ちというような接続の悪さです。

そういったおもてなしの改革とともに、もう抜本的に改革しなければならない時期ではないでしょうか。私が思うに、交通サービスをひまわりタクシーに移行し、ひまわりバスは思い切って廃止という選択肢もあります。歳出削減を大幅にできると思うのですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、議員からご指摘あったとおり、市民アンケートにおいても、市内公共交通の利用満足度、これは非常に低い、かような状況でございます。ひまわりバスにつきましても、運行本数が少ないやあとは乗降場所まで距離が遠くて不便だと、使えないというような意見もいただいているところでございます。

そもそもこのひまわりバス、市でバスを運行したというようなものについてご紹介申し上げますと、平成5年に福祉バスというものがまずはスタートいたしました。その後、平成22年に13路線のコミュニティバスというような形態に変更させていただいて、その後、コースの見直しなども行ってまいりました。先ほど申し上げた平成26年にデマンドタクシー、これを導入して、それ以降、現在の運行形態ということで、時期に応じた見直しをこれまでも行ってきたところでございます。デマンドタクシー、これが一定程度定着が見えてきたのかなと思っておりますが、かえってその分、ひまわりバスの利用者数の減少、こういったことも

生じているのかなと思っております。

市といたしましては、ひまわりバス、これの改廃、今、議員から廃止というお言葉いただきましたから、改廃も含めて、今後の地域公共交通のあり方について、高齢化や地域の実情に応じ、より利便性の高いあり方について見直しの検討を行うべき時期に来ている、かように認識しているところでございます。

例えばで申しますと、具体的には、現在も運行しているひまわりタクシーの増車、増便や休日運行、制度の拡充、こういったものを検討するとともに、茨城県央地域定住自立圏、こちらにおいてもいろいろ検討しておりますが、市町村域を越えた運行の実現、それが早期にできるかどうかという部分もあります。そういったものも視野に入れます。また、市の将来人口の推移や財政負担、これについても当然目を配らなければなりません。そういったものももろもろ検討しながら、できるだけ早い時期にできるだけ多くの方が利便性を享受できるような、そういった持続可能な地域公共交通のあり方、これについて検討を深めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 部長答弁のとおり、バスの改廃を含め、交通弱者のためとなる公共交通サービスの真の構築を早急をお願いしたいと思います。

今回、私の一般質問は、子供たちや高齢者などを守ってあげるべき市民に対して、全庁一丸となって安心・安全な町、住み続けたい町の構築を目指すものでした。その追求をお願いして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 障がい者福祉の向上について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、障がい者福祉の向上、これ1本に腰を据えて質問をしてみたいです。

私は、議会広報編集委員会に所属しておりますが、4月に市内のこども発達相談センター「すまいる」にお邪魔し、利用者さんの生の声をお伺いする機会があり、みずから望んでインタビューを務めました。

「すまいる」は、お子さんの発達が気になる保護者の方々からの総合的な相談を受け付けるセンターです。活動内容ですが、18歳未満のお子さんを持つ保護者からの電話相談、小学校就学前のお子さんを持つ保護者からの来所相談を実施しています。療育事業として、指導員による遊びの教室、作業療法士による個別指導、ポーター相談、医師や言語聴覚士など、専門職による個別相談、そして施設支援事業として、幼稚園、保育園等の巡回相談を実施するとともに、関係機関と情報交換して連携をしています。平成25年4月に設置ですから、ちょうど4年半がたったところです。市民の皆さん、ご存じでしたでしょうか。

今回も議長に許可をいただきまして、皆さんに資料を配付させていただいております。お手元、こちらが「すまいる」のパンフレットでございます。かわいい絵ですね。これも障がいを持っているお子さんが描いた絵なんです。非常に才能があると思います。内容も見ていただいて、どんな相談ができるのかな、どんなことをするのかということが書いてございます。適宜ごらんいただきたいと思います。

その取材の当日は、6名の利用者さん、お母さん方にお集まりをいただきましてお話を伺いました。

子育てをされていてうれしかったこと、つらかったことは何ですか。うれしかったことは、発達がゆっくりなため、何か少しでも前の日よりできるようになったこと。またつらかったことは、息子さんの発達障がい気づいたとき、そして見た目でわかりにくい障がいなので、外出時に冷やかな世間の視線を感じるということでした。障がいがあることはご本人の責任ではなく、保護者さんのしつけの問題でもない、世間に誤解があると私も感じております。

気軽に子育ての相談ができるのは誰ですか。この「すまいる」を通して知り合ったお母さん方、また先生方という声が多かったです。

将来についてどのような不安がありますか。自分たち親が年老いたときどうなるかということ。一人で自立して生活できないとどうすればよいか、今から不安という声。進学先をどうしたらよいか。成人してから就労先があるのか。親が亡くなった後生きていけるのか不安しかないという切実な声。これは一般的にも、親亡き後の問題とも言われています。

私は、知的障がい者の社会参加をスポーツプログラムを通じて支援する国際的障がい者ス

スポーツ団体であるスペシャルオリンピックスの茨城組織で副会長を10年間務めております。また精神障がい者を地域で支援するひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村の4市町村圏域で活動する精神保健福祉を進める市民の会でも5年間副会長を務めておりまして、障がい者とそのご家族と、数多くの親交があります。

そこでお聞きするのは、やはり親亡き後の問題をはじめ、先ほどご紹介したような不安の声です。果たして、この日本社会は、ハンディキャップがある方に対して、本当に優しい社会になっているだろうか。県内ではどうか、そしてこの近隣市町村においてはどうか。残念ながらそうだとと言える状況ではありません。早く福祉先進地になってほしい、いや少なくとも、私が住んでいるこの那珂市においては、先進地にしていきたいと考えております。

そこで、この「すまいる」の利用者さんの声を無視しては、先に進めません。まずお聞きしてみますと、スムーズにこの「すまいる」にたどり着いた方ばかりではなかったようです。一般的な市民の方も余りご存じないようですが、「すまいる」は、どのようにPRしているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

「すまいる」のPRについてでございますが、子供の発達について心配している保護者に周知が図られるよう、「すまいる」のパンフレットを作成し、1歳半の健診の際に、全員に配布するとともに、市ホームページへの掲載及びこども課、健康推進課の窓口にパンフレットを配置しております。さらに、市内の幼稚園、保育園などにもパンフレットを配布するとともに、「すまいる」職員が定期的に巡回発達相談をして、保護者や施設職員に対して周知を図ってまいります。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市としては一通りやっているようですが、それでもやはり、市民になかなか浸透していないなというふうに感じております。今回の取材、いろんなところでしたが、やはり余りよくわからない、知らないという声が非常に多ございました。さらにPRしていただきたいと思いますが、例えば、どこにあるかわからないというのが多いんです。例えば道路を通っていて、道路からでも見えるような看板を設置するとか、そういうことはできませんか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 議員ご指摘のとおり、なかなかわかりづらい部分があるかもしれません。それは、現在「すまいる」は、高齢者福祉センター「ひだまり」の施設の一部を使用してやっていることによるかと思えます。

このようなことから、旧国道349号線の入り口には、那珂市総合保健福祉センター「ひだまり」の表示はございますが、こども発達相談センターの案内がありませんので、さらにPRできるよう、看板についても設置が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 皆さん、この案内図を見ておわかりのとおり、ここなんです。この「ひだまり」の中にあるというか、高齢者福祉センターの一部にあるんです。今回初めてわかった方も多いと思います。旧道を走って、その「ひだまり」という看板があります。その「ひだまり」という看板の上に「菅谷幼稚園」という表示があるわけですが、そのこのところにあわせてつけてもらうといいのかなというふうに思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、この「すまいる」の中に、子供をもっと遊ばせる場所、集える場所が欲しいという声がありました。私も実際にお伺いしてみましたが、確かに部屋が2つほどあり、遊具もありますが、逆にこれだけでいいのかなとも思いました。これについてはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

「すまいる」は、通所により時間を定めて、療育等の支援を行っており、通所している保護者のそれぞれの考え方や事情等を考慮して、自由に出入りができる遊ばせる場所、集える場所としての提供を考える必要があるかと思っております。

また、現在高齢者福祉センターの一部を使用しており、場所等の確保もなかなか難しい状況にあります。

なお、利用している保護者の方が情報交換ができる機会の提供は必要であると認識しておりますので、保護者の要望をさらに聞いてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 施設的にはスペースの問題があると思いますが、今のお話のとおり、声をもっと聞いてください。

続いて、「すまいる」で今行っている内容についてです。お子さん方の発達、発育について、相談を受けるポータル相談というのは、これは非常に評判がいいです。すばらしい先生だと皆さんおっしゃっておられました。その外、作業療法、言語聴覚療法も受けられるのですが、これらをもっと受けられるようにしてほしいという声がありました。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在の実施状況でございますが、作業療法は月4日、1日5組まで、言語聴覚士の個別相談は月1日、1日4組まで、臨床発達心理士の個別相談は月1日、1日2組までとなっております。これにつきましては、外部からの専門家の派遣を受けているところでございます。

また、心理相談につきましては、「すまいる」に心理相談員を採用しており、あわせて対応をしているところでございます。

現在の利用状況を見ますと、受け入れができていないというふうに思っております。しかし、実施回数等につきましては、今後の要望等を踏まえて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 要望を踏まえてということですが、そういう要望が出ております。ぜひ考えていただきたい。

また、今この「すまいる」では、いわゆる作業療法、言語聴覚療法でございますが、やはり身体障がい児においては、理学療法でございます。理学療法をぜひ取り入れていただきたいという声もございます。ぜひお願いしたいというふうに思います。

また、「すまいる」は、あくまでも就学前、小学校に上がる前までしか利用できませんので、多くの不安の声があります。お子さんが小学校に行っても利用できるというふうになりませんか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

就学に関しましては、第一に保護者の意思を尊重しながら、在籍の幼稚園や保育園及び教育委員会等と連携を図りながら、就学後の適切な支援につなげているところであります。

しかし、就学後も利用したいという声があるのは承知しておりますが、義務教育課程における発達支援のあり方等について、教育委員会をはじめ、庁内における十分な調整が必要であると考えております。

したがって、まずは健康推進課や教育委員会、市内の幼稚園、保育園と密接に連携しまして、就学前の乳幼児に対するきめ細やかな支援に努めるとともに、発達障がいに対する理解と早期発見、早期支援を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 実は、この「すまいる」の事業概要というのがあります。今までの経緯が書いてあるものですが、これにこれを設置した経緯が載っております。これは市の相談態勢として、当時保健部門、福祉部門、教育部門、これがそれぞれ実施していたわけですが、十分な連携がとれなかったとこう書いてあります。そのために、平成23年10月に、障がい児を抱える保護者の思いとして、早期に発達障がいを含む全ての障がい児の療育の場の設置と相談窓口の一本化、そして継続した支援体制の整備をしてほしいと、要望書が市長宛てに出されまして、翌年に準備委員会がこども課内に設置され、さらにその翌年、平成25年4月にセンターが設置されたということでございます。

これは、前市長のときですが、この保護者の思いを受けて、迅速にセンターを設置していただいたこと、大変すばらしかったというふうに思います。

しかし、そもそも障がい児というのは、満18歳までです。ですから、センターでの電話相談は18歳未満のお子さんを持つ保護者からの相談を受け付けています。でしたら、来所の個別相談も18歳未満まで受け付けるべきではないでしょうか。就学、しかももっと18歳より下です。小学校までという部分、そこまでやっぱりきちっと利用できるというふうにしていただきたいと思います。小学校に行っても利用できるようになりませんか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在の「すまいる」においては、義務教育課程における療育指導に関する専門的な知識・技能を有する職員がおらず、またそのノウハウも有していないのが現状でございます。就学後の児童を受け入れる体制やスペースも限界があるのかなとも感じております。そのような中、福祉と保健の円滑な連携のもと、小学校への就学につないでいくことができていると感じております。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、小学校という新たなステージにおける保護者の不安は大きいものと私も思っております。

そのようなことから、今後とも巡回発達相談等において、教育委員会指導室と連携を密にしながら、不安解消に対応するよう努めてまいりたいというふうに思っておりますし、また小学校入学後も利用できる電話相談においても、丁寧に対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 誠実なご答弁をいただいたと思っております。

ただ、制度としてぜひそのようにしていただきたいなというふうに思います。

また、「すまいる」で、重度心身障がい児の療育はできませんか。また「すまいる」ではなくとも、那珂市内でできる施設はありますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

「すまいる」では、障がいの有無や程度にかかわらず利用することが可能となっており、重度心身障がい児の方でも利用できております。

しかし、「すまいる」での対応ができることは限られており、必要に応じ関係機関を紹介するなど、保護者の悩みや心配事に寄り添って支援しております。

なお、那珂市においてですが、重度障がい児（者）の療育施設は民間ではございませんが、近隣では水戸市やひたちなか市にあるというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今回の質問で、まず私は、現状で「すまいる」が何ができるのかという部分のあぶり出しをしたいと思ってございます。そしてまた、現状で利用者さんの声にはどういう声があるのかということの話をまずしていきたいというふうに思います。また後で続きます。

では、「すまいる」で、乳幼児から就労までの一貫した療育、サポートはできないでしょうか。障がい児は法的には満18歳までですから、当然社会に出ていく直前までのサポートが必要です。そういう意味では、小さいころの医療、福祉から、学齢期は教育、そして就職、雇用の準備まで、一貫した支援が必要になります。それをこの「すまいる」でしていただきたいという声がありました。これについてはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

「すまいる」は、市内在住の心身の発達のおくれ、あるいは疑いのある乳幼児及びその保護者、また幼稚園、保育園の職員等の関係者に対しまして、相談、療育等を行い、適切な支援につなげるための施設であり、就労までの一貫した療育、サポートを直接実施することは困難であると思っております。

現在、「すまいる」では、18歳まで電話相談を受け付けており、必要に応じて関係機関を紹介するなど、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 残念ですが、今の「すまいる」では困難という答弁でございます。

那珂市の障がい者福祉施策は、障がい者プランに基づいて計画され実施されています。皆さんのお手元の資料1、これが現在の那珂市障がい者プランの一部でございます。そもそも障がい者プランとはこういったものでございまして、これは平成27年、28年、29年の3カ年で策定されているものでございます。

私も、かつてこの策定に携わったことがございます。平成18年当時、私が当時、議会の教育厚生常任委員長をしておりましたときに、障害者福祉計画策定委員会の委員として、このプランに参画しておりました。そのとき、ライフステージに応じた適切な支援をするべきと訴えました。

つまり、こういうことです。よくこういう計画では、福祉の分野ではこうしますよと、教育の分野ではこうしますよというように、行政の縦割りで、行政の都合の視点で策定されますけれども、そこでは横同士の連携が不十分であるという結果を招きかねないわけです。そうではなくて、障がい者個々人の成長は連続しておりまして、乳幼児期は医療、福祉関係機関が中心となって、こういう連携をしますよと。学齢期は教育、福祉関係機関が中心となって連携をしますよと。就労期は教育、就労関係機関が中心となって連携をしますよというふう

に、個人からの視点で策定をして、実効性を高める計画にすべきだということです。

当時の市の担当者からは、そのとおりだと思うが、そういった計画は策定したことがないので、という答弁でしたが、その後、この障がい者プランの中に、まさにこのライフステージ別重点事業、これを組み込んでいただきました。このようにライフステージというのは、この視点でいうと、乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期、こういうふうなステージで、それぞれこういう関係機関が連携をしますよと、こういう計画でございます。これが非常に大事だろうという提案をいたしました。なので、意図はわかっていたなというふうに思っております。

しかし、その後検証する機会がありませんでしたので、今回那珂市のこの障がい者プランに記載されているこのライフステージ別重点事業、これがどのように運用され、きちんと機能しているのか、これを伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

障がい者プランでは、ただいま議員おっしゃるとおり、一生を5つの区分に分けております。出生から就学・就労を経てリタイアするまで、生活が変化するに伴って必要な支援やサービスも変化してまいります。それぞれの時期に必要な支援やサービスを重点事業と設定し、障がい者が、年齢やライフステージ別に応じて生き生きとした生活が送れるよう支援を行っております。

重点事業につきましては、各課にまたがっておりますので、事業進捗度を把握するため、関係各課より事業内容を報告いただき、プランの見直し年度に点検・評価を行っております。直近では、平成26年度に点検・評価を行った結果、「すまいる」の開設や就労支援施設等への発注を通じた雇用の場の確保などについて、成果が上がったものと思っております。

また、障がい者プラン推進委員会に、点検・評価結果を報告することで、計画の進行管理を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、今の部長のご答弁のこの評価、これがどう評価されているかが大事なんです。それを拝見させていただきました。これが障がい者プラン点検・評価対象事業30事業ということで、これが推進委員会の会議に提出されているものでございます。相当な事業数の内容の数値が出ておまして、それなりの評価がされているということは拝見いたしました。それなりに努力されている跡は見えます。

しかし、まだまだ私が想定をしたそれぞれの各課連携という部分が見えません。この事業の内容だけでいうと、それぞれの事業の評価を個々にしているというだけの部分かなというふうに考えておまして、しっかりその子の成長に応じた各ステージにおける横の連携がどのようになっているか、そういう視点でこれからもきちっと進行管理をしていただきたい、

そのように考えますので、ぜひよろしく願いをいたします。

また、資料1の最後のページでございます。こちら真下に81ページと打ってあるこの表を見ますと、これが基本目標の評価ということでして、それぞれ基本目標があって、それぞれ平成25年現状値と29年の目標値が出ております。29年ですから、まさに今年こうなっているべきという数字でございますが、どうでしょう、この目標値を上から見ていただいて、目標、それが45%が40%台、いや35%というものもある。これは障害福祉アンケートで、「満足」、「どちらかといえば満足」、この2つを足した数値なんです。満足している数値なんです、これは。見ていると異様に低いです。これが那珂市の障がい者福祉の分野の現状です。よろしいですか。これが市長がおっしゃっている将来に夢が持てるまちと言えますか。とんでもないです。社会的に弱い立場の人間にとって、全く夢が持てる状況ではありません。これを放置しておいてよろしいのでしょうか。

一番下の総合という部分を見ますと、身近な人の障がい者「理解度」、現状55%から70%に今年すると書いてあります。これは現状はどうなっているんですか。そのために、何をどのようにされてきたのでしょうか。

特に、この指標の中でも一番低い教育の分野、現状は障がい児の教育が、25年の現状で23.3%、この内容がよくわかりませんが、いずれにしましても、那珂市の障がい児教育が異様に低いレベルだという数字です。

これは、先ほどの「スマイル」の取材の中でもこういう声がありました。今の小中学校で、障がいや障がい者とどう向き合うべきかという学習があれば、もう少し理解ある世の中になるのではないかなど。この那珂市の教育は、現在どうなっているんですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市の障がい者教育の現状でございますが、現在、小中学校におきましては、主に4年生と7年生の総合的な学習の時間の中で福祉教育を位置づけ、障がい者福祉や高齢者福祉等についての学習、車椅子、アイマスク、高齢者の疑似体験などを実施しているところでございます。福祉を学ぶ、体験する、みずからのかかわり方を考える等の実感を伴った学習を通して、福祉に対する理解を促すとともに、児童生徒が社会の一員としての自覚を持ち、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めながら、さまざまな人たちと共生していこうとする意識の醸成、思いやりや助け合いの心の育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そのように取り組んでいらっしゃるわけでございますが、現状がこうでございます。

では、取り組んでいらっしゃるその時間数は、年間どれぐらいになっているんですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど、お話し申し上げました総合的な学習の時間は、主に4年生と7年生におきまして、各学校ごとに福祉教育のテーマに沿った学習を行っておりますが、このうち障がい者に特化した内容は、体験学習も含め、小学生で年間20時間程度、中学生では年間10時間程度を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 先ほどのご答弁では、小学校は4年生で主にこの福祉をやる、これが20時間。中学では1年生でやる、これが10時間。ですからいってみれば、小学校6年の間で20時間と、中学校は3年の間で10時間ということでございます。これをどう評価するかですが、余りないということじゃないんですか。だから、ここから変えていかなければ障がい者教育は変わらないというふうに思います。

ぜひ、障がい者教育をさらにもっと充実させていただきたいと思いますが、部長、再度お願いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 障がい者学習につきましては、こちら特化した内容でございますので、実際にはこれ以外の学年におきましても、公共施設の利用等で、使いやすい施設、その中でやはり障がい者の利用等が出ますので、全体の中で社会が共生する上で、どういった施設が必要かとか、系統立ててそちらを考えている状況でございます。必ずしも、障がい者という観点で時間を特化しただけでなくて、系統立てた学習の中で、そういった総合的学習を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。

内容をお聞きますと、障がい者に特化した時間はそうだけれども、それ以外の部分でも関連するところがありますよという話です。

おっしゃるとおりだと思います。今いろんな勉強をするにあたって、福祉を除いてやるというのはなかなか難しくなっているぐらい関連性があると思います。例えば、いろんな公共施設の使い方ということにしましても、身体障がい者にとって使いやすい施設とはどういう施設かとなると、それを突き詰めて具現化すれば、高齢者にとっても使いやすい施設になるわけです。バリアフリーを進めるとか、そういった意味では、障がい者にとっていい施策を進めることは、もっとより多くの方のためになることだと私は思っております。ぜひ、そういったことを小さいときからそういう観点での考え方を教育していただきたいというふうに思います。

また、平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる

障害者差別解消法が施行されました。これには、障がいを理由に差別的取り扱いや権利の侵害をしてはならないこと、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、国は啓発をしなければならないことなどが定められております。子供たちに教育するにあたりまして、教職員の皆様にも、改めて理解していただかなければならないと考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

障がいを理由とする差別を解消するために、合理的配慮の提供が法的義務となっていることから、昨年8月に、各小中学校の特別支援教育にかかわる教職員を対象とし、学校で取り組む合理的配慮と合意形成について研修を行いました。

今年度も、共生社会の実現をテーマにした研修会を実施しており、今後も定期的に、全教員を対象に研修を行い、障害者差別解消法の理念について理解を深めながら、ユニバーサルデザインの視点に立った特別支援教育に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） されているということで、結構なことだと思いますが、今のご答弁の内容におきましても、その研修を聞いた対象者はどういった先生方ですかということ、今おっしゃったように特別支援学級にかかわる先生なんです。そうじゃなくて、やっぱり全ての教職員の方に聞いていただく必要があると思います。だから法律ができています。法律が日本中にこういった理念でこういう地域社会を目指してくださいということでできております。ですから、それを広めるには、全ての教職員の方が、その程度の差はありこそすれ、この法律の理念をしっかりと理解した上で、全ての子供たちに教える、こういうことを那珂市の教育はぜひしていただきたいなと思います。

また、障がい児は地域と離れた特別支援学校に通う子が多いんです。ここはハード面、ソフト面においても、手厚く配慮されておりますけれども、高等部を卒業すると地域に戻ってきます。そのときに初めて地域デビューするよりも、そこに至るまで、自分の住んでいる地域の学校、いわゆる居住地校といいます。そことも関連性を持たせておくことも非常に重要だと考えます。そういう意味で、現在特別支援学校と居住地校との交流は、どのように行っていますか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

近隣に所在しております県立の特別支援学校と本市の小中学校とで、今お話ありました居住地校交流を本人や保護者の希望により、地元児童生徒と交流が行えるよう、実施、受け入れをしているところでございます。

これによりまして、特別支援学校に通う子供たちは、自分が住んでいる地域の子供たちと

活動をともにしながら、人間関係を広げていくことができ、小中学校の児童生徒も、障がいに対する理解を深める貴重な機会になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは、当然保護者さんのご要望に応じてということで結構だと思いますが、ぜひ地域にも要望があれば、地域にも多くの居場所があるんだということが大事だと思います。そういった意味で、12年ほど前に一般質問でそういったことを取り上げたことがございます。正副の「副籍」という制度が、当時神奈川の横浜であったかと思いますが、一応そういうポジションがあるというふうなものがあると思いますので、そういうやり方も一つだと思います。ぜひ研究していただきたいと思います。

次に、資料1、先ほどの表のこの指標の中で、地域生活支援の充実というものがあります。この内容は、福祉サービス等の相談体制、またその利用しやすさということが出ておりました、これは外の項目と比べても高い数値でございますが、しかし、それでも利用者さんからは、この福祉制度が複雑なので、もっと情報提供してほしいという声が、これは多数ございました。これに関しては、現在どのように行っていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

障がい福祉制度に関する情報の提供につきましては、市広報紙やホームページによりお知らせをしている外、障がい福祉のしおりを作成しまして、新たに障がい者手帳の交付を受ける方に対しまして、利用できる福祉制度の内容や利用方法を手帳の交付時に、その方の状況に応じた個別の説明を行っております。

また、特別支援学校に通学している障がい児やその家族の方に対しましては、学校を訪問しまして福祉相談会を開催し、福祉制度の内容や利用方法についてご説明を行うとともに、戸別の面談を行って、ご質問やご相談にお答えしている状況でございます。

その外、情報提供の機会をより多くするために、地域自立支援協議会相談支援部会において、市内の相談支援事業所に対しまして、障がい福祉制度に関する研修等を行い、相談員の資質向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今のご答弁ですと、しっかりとやられているというふうに感じます。感じますけれども、やはり利用者さんからすると、またちょっと別なんです。もっと頑張っていたきたいなというふうに、またさらに、効率的に情報を提供できるように工夫をしていただきたいなというふうに思います。

また、先ほどのこの指標に戻りますが、社会参加の促進というものもあるんです。そこに、いわゆるコミュニケーション支援とか、いわゆる外出割合とかという関連の項目があります

けれども、ちなみにこの外出者割合、月に1回程度以上の外出者割合と書いてありますが、これひどいです。月に1回ですよ。月に1回程度以上外出する割合という指標が出ているんです。これ月に1回って、いかにこの障がい者は外に出るもんじゃないっていう、これは偏見なんじゃないでしょうか。月に1回というのはひどいです。しかも現状値が90%ですから、それでも100%じゃないんです。

障がい者の方が表に出るといのはすごく大事なんです。ちょっと冒頭に申し上げました知的障がい者のスペシャルオリンピックスでは、日常的に障がい者が外でスポーツするプログラムを提供しています。那珂市内でも過去に陸上プログラムを実施しております。現在県内では、水戸地区で卓球、阿見地区で陸上と卓球、あと坂東地区ではフロアホッケーのプログラムを実施しまして、ほぼ毎週の日曜日、知的障がい者が参加して汗を流しています。今、日本の理事長はオリンピックメダリストの有森裕子さんですが、理事長のご指導のもと、私たちスタッフが日常的に運営をしています。

この「すまいる」の利用者さんからも、子供と親と一緒にいって、仲間同士で遊べて、一緒にお話も気軽にできる場所が欲しいですよという声が出ておりました。当たり前前の願望です。しかし、これが要望として出てくるということは、今そういう場所と機会が那珂市にないということ、今の社会にないという裏返しなんだと思います。

ご承知のとおり、ただでさえ子供を育てるのは大変です。ハンディキャップがあればなおさらです。そこに、頑張っってねという温かい目で見守ることができる社会であってほしいですし、そうあるべきです。社会全体でそのような心のバリアフリーをつくっていく必要があり、そういう交流の場をしっかりと公の意思でつくってさしあげるべきです。いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

障がい者と家族同士が、お互いに交流できるような場の提供につきましては、市社会福祉協議会に委託して実施している障がい者相談支援事業の中で、障がい者交流事業を行っております。

平成28年度の取り組みといたしましては、11月26日に総合保健福祉センター「ひだまり」において、「つながるカフェ」を開催し、精神障がい者や自立支援医療（精神通院）を利用している方を対象に、地域活動支援センターについての講話や自由な意見交換を行い、9名の方の参加をいただいたところでございます。

また、その外に、交流の場としまして、社会参加の促進の一環としまして、県が主催する障がい者スポーツ大会等へのご参加をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。

今の社会福祉協議会の委託事業、「つながるカフェ」のように、交流の機会をつくる事業も大切です。機会をつくることは大切です。しかし、私が今申し上げているのは場所です。機会じゃなくて場所なんです。もうそのもの、場所が欲しいと。いつもオープンになっていて、気兼ねなく利用できる、そこに行けば共通の悩みを持つお母さん同士、お父さん同士で愚痴もこぼせると。そういう障がい児を連れてファミレスとか行って、気兼ねなく何時間も話ができますかということです。そういう場がなかなかないんだと。やっぱりストレスもたまります。そういったことはやっぱりよろしくないんです。そういったことでいろいろな情報も入る、いろんな話ができる、そういうところ。そういう場所としての箱がつかれませんかという話です。

例えば、廃校跡地、もしくは、これからあと2年後には公立幼稚園が1つになりますから、現在利用している幼稚園の園舎があきます。こういったものを活用できませんか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

使用しなくなりました学校や幼稚園の利活用につきましては、全庁的な調査・検討が必要になってくると考えております。

なお、障がい者家族間の交流の場としてそのような場所を活用する場合には、障がいの種別や程度によって、交流の場の形もさまざまかと考えますので、目的に合った改修や耐震工事等の工事が必要になってくると考えております。その場合には、障がい者やその家族の方からご意見等を伺いながら現状を精査しまして、関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 要望はございます。これは議会として広報委員会でもございましたが、膝詰めで話をお伺いしてまいりました。ぜひ当事者の皆さんからご意見をいただいて、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

また、障がい者が外出するのに障壁になるものの一つにトイレがございまして。身体障がい者の方でも、トイレがどこまで使えるようになっているか、トイレ一つがなかなかきちんとしたものがないから外に出られないよという声もございまして。そういったところをいろいろと考えていただいて、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

さて、今回検討する最後の指標でございまして、雇用・就労の支援でございまして。これがまた現状値を見ていただくとおわかりのとおり、26%とか31%とか、これも極端に低いんです。ですから、目指す目標も35%とか40%と非常に低い。これは申し上げたとおり満足度の数値ですから、不満に感じておられる方が7割もおられるということなんです。どういふことがご不満なのか、その内容は把握していますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君）　ここで捉えていますアンケートの数字でございますが、満足度を聞くだけで、記述欄がなく、具体的な不満の内容やそのようなものについては把握しておりません。

しかし、アンケート最後の自由意見の欄に3つの意見がありました。内容は、身体障がい差別を早くなくしたい。正社員になりたい。フォローがあれば働けるようになる。就業ができればよいというものではなく、就労先の勤務情報をもっと把握してほしい。就労した人からの情報収集などをしてほしいといった意見でございました。

このような意見から、就労には職場の配慮が必要であること、就労後に後悔しないように、働きやすさや職場の雰囲気など、事前に情報が欲しいと感じていることがうかがえるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤実君）　なるほど、就労したからいいというものではないということです。できれば、その内容をもう少し教えてほしいなど、事前に。そういう声も大変貴重だと思います。

では、那珂市の障がい者雇用推進への施策は、現在どのように行っておられますか。

○議長（中崎政長君）　保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君）　お答えいたします。

障がい者雇用の推進につきましては、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、雇用・就労の場の拡大や、就労訓練の充実が必要であると考えております。

ハローワーク等の関係機関と連携し、市内の企業等に対しまして、障がい者雇用制度の周知・啓発を図るとともに、障がい者が雇用されている企業や就労支援施設等に、優先的に官公需を発注したり、就労支援施設等と企業等のマッチングを図る上で、雇用・就労の場の確保・拡大を図っております。

また、障がい者が就労に対する目標意識を高め、就労に必要な知識、技術等を習得するため、就労訓練を行う障がい福祉サービスの提供を行うとともに、訓練の場であります就労支援事業所の確保を図っている外、特別支援学校等とも連携しまして、就労移行の促進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君）　遠藤議員。

○16番（遠藤実君）　この就労の状況というものを打ち合せのときにいろいろとお聞きしまして、いただいた資料によりますと、市内の障がい福祉サービス事業所というのは13カ所あるんです。13カ所ありますが、そこに就労している市内の障がい者は、就労移行支援、就労継続支援A型、B型の3形態を合せても99名でございます。那珂市外の事業所を含めても168名しかおられません。市内の障がい者は約2,000名以上おられます。この就労率を上げ

るために、どのような施策をとられていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

障がい者が就労するにあたり、就労支援事業所を利用するには、障がい者支援区分の認定申請を行いまして、調査を受け、相談支援事業所の相談支援専門員によるアセスメントを実施しまして、サービス等利用計画書を作成してもらう必要があります。就労意欲のある障がい者が一人でも多く就労することができるように、障がい者本人や家族の意向を丁寧に聞き、一人一人に適したサービスの内容を案内し、就労につなげることができるようにすることが大切であると考えております。

就労支援事業所の充実を図るため、自立支援協議会の中にあります就労支援部会において、市内事業所と意見交換を行い、そこで利用者のニーズを反映させ、よりよいサービスが提供できるよう連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 12時ですけれども、延長して行いますのでご了承ください。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ、お願いします。いわゆる福祉サービス事業所に関しての就労はそういうことです。

また、官公所、いわゆるお役所や民間事業所で働く障がい者の方もおられます。障害者雇用促進法が平成28年4月に改正されまして、法定雇用率というのがあります。法律上これぐらい雇用しなさいといわれている割合です。法定雇用率の算定基礎の対象に、今までは身体障がい者と知的障がい者だけに限られていたわけなんです、新たに昨年からは、精神障がい者も加わりました。いわゆる3障がいと言われていた、この3障がい者全てが対象になったわけでございますけれども、ちなみに那珂市役所の障がい者雇用の現状、状況はどうなっていますか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在、市役所で働いている障がい者の方は、正規職員、臨時職員合せて9名でございます。内訳は、身体障がい者の方が8人、精神障がい者の方が1人となっております。本年6月1日現在の雇用率は3.46%となっております。地方公共団体の法定雇用率は2.3%となっております。民間企業の2.0%よりも高い設定になってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。

地方公共団体の法定雇用率は2.3%です。那珂市は3.4%ですから、それよりも高い率で雇用していただいているということで、これは大変に結構なことだと思います。

また、各職場におきましては、受け入れるにあたりましてのいろんなご配慮があるんだろうと。いわゆる先ほど申し上げた合理的配慮があるんだろうと思いますが、さらにこの法律の精神を含めまして、さらに合理的配慮を進めて、雇用を促進していただきたいというふうに考えております。

では、民間事業者への雇用促進へはどのように対応しておられるんでしょうか。また、さらに促進させるための施策は何でしょうか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

昨年4月に施行されました障害者差別解消法を受けまして、事業者への周知・啓発を図るため、昨年度から市商工会のご協力をいただきまして、商工会総代会において法の概要や趣旨をご説明し、障がい者理解を深めていただくよう働きかけをしております。

しかしながら、法施行後1年半が経過しました中で、商工会員以外の事業者も含めて、周知・啓発の余地は大きいものと思っております。今後とも引き続き市内事業者への働きかけを行い、障がい理解を図り、障がい者雇用の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） はい、わかりました。

那珂市商工会総代会、私も参加しておりましたが、確かに資料をいただきました。よい取り組みだと思います。いろんな機会を捉えて、雇用する側の方への意識啓発もぜひお願いしたいというふうに思います。

そうはいいましても、やはりそう簡単なことだとは思いません。常に地道なたゆまぬ努力を行政としてはしていく必要があると思いますので、ぜひお願いしたい。その難しさが、やはりこの雇用促進の支援、ここの現状値と目標値にあらわれているんだと思います。決して簡単なことではございませんが、行政からのこの法の促進、法の精神をしっかりと市民の皆さん、市の事業者さんにわかっていただくように、ぜひ働きかけの強化をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、この障がい者プラン、これが大もとの計画でございますが、これに策定されているように、これはもう各部各課横断的に、あくまでも利用者目線でございます。利用者目線によるライフステージに応じた各種施策を推進していただきたいと考えますが、最後に総括して、市長から見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 障がい者福祉向上についての私からの所見を述べよということでございます。お答えをしたいと思います。

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会をつくることは、大変重要なことであります。

昨年、障害者差別解消法が施行された際には、県内でいち早く、総合保健福祉センター「ひだまり」内に、市障がい者差別解消相談室を設置するとともに、市障がい者差別解消支援地域協議会を立ち上げました。さらに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領を策定し、正規職員ばかりでなく、臨時職員や嘱託職員を含めた全職員を対象に、差別解消職員研修会を開催して、障がい理解を図ってきたところでございます。

また、障がい者の雇用につきましても、市職員について障がい者の法定雇用率を遵守するとともに、市内事業所についても、関係機関と連携しながら、障がい者雇用の促進について啓発を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市が県内に先駆けて、全職員対象に研修をされたということは承知をしております。大変に結構なことだと思います。やはり行政サービスを実際に提供する側が、まず気持ちをしっかりとわかるということが大事だと思います。これは議会でも、議会勉強会でやはりそのような研修を受けました。これは市職員のみならず、議会総員といたしましても、ハンディキャップのある方に対して、しっかりと向かっていくというふうなあらわれであろうというふうに思います。

今回は、この障がい者福祉に関して総花的に取り上げましたが、もっといろいろなお話が実はございました。いろいろな声をいただいております。ちょっとまた後のあれに譲りますが、例えば内部障がいを抱えたお子さんをどのように居住地校で対応できるかという話がございました。いわゆる難病指定を受けているお子さんでございましたけれども、これは私が聞いた話では、非常に今通っている学校の先生方はよくやってくださっているという声でございました。しかし、先生方の異動もこれからありますし、今のような手厚い、また理解のある態勢がいつまで続けられるのか不安だという声もございました。今やっぺらっしやる学校のすばらしい取り組みを、これは那珂市の学校では、どこでもそういう取り組みをするんだよというのが、これは教育委員会としてその実例をしっかりと蓄積していただいて、那珂市の教育はすばらしいんだと、障がい児にたいしてもきちんとやるんだと、ぜひ那珂市の教育のあり方というものを再考し、また構築をしていただきたいというふうに考えてございます。

そういった意味では、先生の研修の受け方という点でも、いろいろなご意見がございました。これも公費で賄っての研修なのかどうか、また先生を研修に行かせるにあたりましての配置の問題もどうか、そういったところも含めて、より多くの先生方が研修に行けるようなバックアップの体制づくりもお願いしたいというふうに考えます。

また、乳幼児から就労までの一貫支援に関しましては、確かに今後「すまいる」に、中長期的にはお願いしたいなと思っておりますが、できればやはり役所の態勢といたしましても、役所の担当課、社会福祉課になろうかと思っておりますけれども、そういった窓口に、より対応できる職員の配置といったものも考えていただけるとありがたいなというふうなご意見もございま

した。

多種多様なご意見がございますので、こういったものを含めて、やはりハンディキャップがある方に対しての優しい那珂市であってほしいと思いますし、それを進めることによって、多くの方が、全ての方が住みやすい市になるであろうというふうに思います。ここ近年、「みんなの学校」という映画がございまして、何回か拝見したことがございます。毎回見るたびに感動するわけですが、あれは学校の中に障がいのある子、ない子、全て一緒に学習するんです。それで一番いいなと思うのは、その障がいがない子が育っていくんです。すばらしい取り組みが実際にあります。那珂市全体が「みんなの学校」だといいなと願いつつ、一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

たくさんの傍聴ありがとうございました。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（中崎政長君） 通告3番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 国道118号線について。2. 選挙啓発について。3. 電源立地地域対策交付金について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔15番 君嶋寿男君 登壇〕

○15番（君嶋寿男君） 議席番号15番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、国道118号線についてお伺いをいたします。

平野杉本線周辺の開発については、市道下大賀鳥井戸線の質問後にお伺いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

国道118号、県道日立笠間線まで、平成22年ごろに完成、4車線化になる予定でしたが、大分計画がおくれはしたものの、現在、下大賀地区付近の工事が進められております。

ここで伺いをいたします。現在、工事が行われている下大賀坂下付近の高架橋はいつごろ通行可能になりますか、伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご質問の下大賀高架橋を含め、国道118号那珂大宮バイパスにつきましては、茨城県常陸大宮土木事務所において、その整備が進められているところでございます。常陸大宮土木事務所に確認しましたところ、高架橋の南側の取り付け部の補強工事等が残っており、現時点では通行可能になる時期は明確にできないということでございますが、できる限り早い時期に通行できるよう、工事の進捗を図っているとのことでございました。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、その高架橋と現在の国道との取り付けはどのようになりますか。下大賀坂下からの道路と瀧神社からの道路取り付け2カ所について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

ご質問の旧国道と高架橋との取り付けでございますが、今回予定されているのは、片側1車線の暫定供用でございます。そういうことで、当面は右左折が可能な交差点になるとのことでございます。しかしながら、将来的には4車線になりますので、中央分離帯が設けられ、左折のみが可能な交差点となります。

また、瀧神社前から国道へ下る市道914号と旧国道との取り付けについても、暫定供用の間は右左折が可能な交差点となりますが、将来4車線化になれば、左折のみが可能な交差点になるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ただいま、今現在、工事が進められている高架橋工事が行われている下大賀坂下付近は、地元の方の田んぼがあり、これから始まる稲刈り、特に田植えの時期は、春の行楽時期と重なり、太子方面に向けて車の通行も多くなり、農家の作業車が渡るのにも大変苦勞をしています。できる限り、来春、田植え時期のころには、高架橋が通行できるように、大宮土木のほうにも強く要望をお願いいたします。

では、現在、調査が行われている国道、市道の交差点付近の遺跡調査は、いつごろまで行うのか、またその調査結果についてをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

国道118号に接続いたします県道那珂瓜連線の遺跡調査の履行期限は、来年の3月末までと伺っております。調査の結果でございますが、鎌倉時代から江戸時代にかけて使われてい

た道路跡が確認され、この道路跡からは陶器や青磁の外、銭をひもで束ねたさし銭などが出土したとのこととございます。また、9月3日には、遺跡の現地見学会を実施したと伺っております。

なお、静跨線橋の南側につきましては、次年度以降の調査を予定しているとのこととございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 静跨線橋の南側については、今後も調査が行われるということですので、調査もいいんですが、工事もどンドンおくらせてまいりますので、その点については、少しでも早く調査を終了していただければと思います。

では、その国道と交差する下大賀鳥井戸線の計画はどのように進んでいるか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご質問の市道下大賀鳥井戸中道線の道路整備につきましては、国道118号の整備にあわせ事業を進めているところでございます。

先月末には、本路線が埋蔵文化財の包蔵地（下大賀遺跡）として指定されておりますことから、その埋蔵文化財の発掘調査業務を発注し、請負業者が決定したところでございます。また、道路用地につきましては、地権者全員に買収金額を提示し、内諾をいただいております。現在、用地買収交渉、そして契約事務を行っております。

当該事業は、国道118号との接続点が終点となり、西へ向かう路線と、この路線の真ん中付近で南北に縦断する路線の2路線で構成されております。南北に延びる路線、市道1191号につきましては、今議会で路線の認定をお願いしているところでございます。

今後の予定でございますが、今年度中に用地買収を完了させ、来年度に工事を行い、来年度末には供用を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 地元でも、下大賀鳥井戸中道線については、整備が早くできるようにと望んでおりますので、その点についてもよろしくお伺いをいたします。

では、県道日立笠間線までの予定は、ただいまの説明でわかりましたが、その先、水戸方面に向けての計画はどのようにされているかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

今後の計画ということでございますが、今までは本事業の優先区間として、常陸大宮市側から主要地方道日立笠間線までの約3,200メートルを優先して整備を行ってきたところでござ

ございます。現在、主要地方道日立笠間線から都市計画道路平野杉本線までの約1,500メートルの区間について用地測量を行っております。用地測量後に用地の買収に着手し、地権者の皆様方のご理解を得ながら、早期の用地取得に努めてまいるとのことでございます。

また、まとまった用地が確保されたところから、順次、工事に着手し、一日も早い本区間の全線完成に向け、努力してまいりたいとのことでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 県道日立笠間線から南に向けての都市計画道路平野杉本線までの約1,500メートルの区間については、これから買収、そして整備等に入るといことですので、やはり少しずつ地元としても期待が湧いてくるところであります。

では、その平野杉本線周辺の開発についてをお伺いいたします。

都市計画道路平野杉本線は、平野台団地から国道118号線を横断し、瓜連の旧道につながる路線であります。ただいま建設部長からも答弁がありましたように、県道日立笠間線から平野杉本線までの約1,500メートルの区間においては、順次、工事に着手し、本区間の全線が供用できるようになるということですので、この周辺の開発が今後されるのではないかという声も伺うことがあります。

現在、交差点付近は、スーパー、コンビニ、飲食店、ホームセンター、最近ではコインランドリー、お弁当屋さんなどが買い物客などでにぎわいを見られるようになってきました。特に那珂西大橋の開通により、近隣から買い物、食事に来られる方も多いと伺っております。

桜川市では、最近、新聞などで報道されております国道50号線沿いの10ヘクタール超の用地に商業施設が建設されるなどと新聞等にも報道されております。市は以前から商業施設の誘致計画をしていたということで進めてこられたみたいですが、那珂市においても地域の活性化、まちづくりに向けて、民間商業施設誘致など積極的に進めてはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

国道118号線の4車線化に伴って、県北地域の玄関口である那珂インターチェンジから瓜連、常陸大宮、大子に向かう交流人口の増加、これが見込まれることは、この地域の活性化を図る上で大変重要なことであると、こういうふうにご心得てございます。

ただし、今お尋ねをいただきました平野杉本線周辺についてでございますが、市は当該地周辺において地域振興に利活用可能な土地を有しておらず、市が直接事業者を誘致することが困難であることと考えております。そういうことでありますので、ここら辺の開発につきましては、民間事業者による開発に期待せざるを得ないというのが現状であります。

よって、市としましては、民間事業者による開発の機運が高まり、交流人口の増加など、市や地域にとってメリットがあるというような具体的な計画が表面化してきた場合には、円

滑な進出を促すために積極的な支援を行っていきたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 今後、国道118号4車線化に伴いまして、整備された後には、民間事業者等からの要望などが、出店希望等があった場合には、市としても支援のほどをよろしくお願いをいたします。

続きまして、選挙啓発についてをお伺いをいたします。

先月8月27日に、県のトップを決める一番大切な茨城県知事選挙が行われました。過去の知事選挙では、何度も投票率が低いということが報道されましたが、今回の知事選についてはどのような結果になりましたかお伺いをいたします。

初めに、県内投票率はいかがでしたか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

茨城県知事選挙の県内の投票率は、平均で43.48%となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 前回よりは大分上がったかと思えますね。

では、那珂市内の投票率はいかがでしたか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市の全体の投票率は52.49%となっております。

なお、県内における投票率の順位につきましては、大子町、常陸大宮市、大洗町に次ぎまして第4位という結果になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 昨年からは投票権18歳からということで変わりました。今回、18歳から19歳までの市内の有権者と投票率について、どのような結果になったかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市内の18歳から19歳までの有権者数は1,002名でございまして、全体の2.16%となっております。また、その投票率につきましては、現在、集計ができていない菅谷第2投票区、五台第2投票区、瓜連第1投票区の3投票区の結果になりますが、18歳では50%を超えるところが多いという結果となりましたが、19歳につきましては40%前後の結果となっております。しかしながら、20歳代と比べますと、いずれも高い値となっております、選挙へ

の関心が比較的高い傾向にあるというふうと考えられます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 本来は選挙権20歳からということですが、20歳代は低いということですが、できれば20歳代の投票率についてをお伺いたしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

こちら集計が済んでいる菅谷第2、五台第2、瓜連第1の3投票区の結果になりますけれども、順に32.74%、28.33%、39.58%となっております、各年齢層の投票率と比べましても低い状況になっておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） できれば、この20代の方も選挙にきちんと興味を持っていただいて、投票率がアップできれば幸いかと思います、この点について、今回の知事選挙については、市民、有権者へのPR・啓発活動は、どのように行いましたか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

PR・啓発活動といたしましては、市民の方にできる限り目にし、聞いていただく機会をふやし、選挙を身近に感じていただくために、さまざまな取り組みを行っております。

例といたしましては、本庁舎、それから瓜連庁舎に、横断幕、懸垂幕の設置、庁舎内動画モニターによる選挙案内放送、お知らせ版への掲載、約1万5,500世帯へ選挙チラシの各戸配布、それから市内飲食店265カ所への選挙啓発ポスターの掲示依頼、市内全域を広報車で回って啓発アナウンスの実施、それから大型スーパー出入り口での啓発物物品の配布による個別呼びかけの実施、那珂西部工業団地内企業への社員向けのポスターの掲示依頼、それから、ひまわりフェスティバルでの啓発物配布の実施、防災無線による呼びかけなど、いろいろな啓発を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） PR、啓発活動、わかりますけれども、今回の知事選挙、8月10日告示の8月27日ということで、長い期間の選挙期間中だと思います。その期間中に、できるだけ期日前投票等についても皆さんにお知らせするべきではないかということで、私も何度か防災無線で市民へ呼びかけてはどうかとか、そういう話をさせていただいたんですが、少しその点について少なかったのではないかと思うんですが、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

防災無線につきましては、基本的には防災、それから人命を守るといった部分の放送を基本的にするのが防災無線でございますので、その部分のところで選挙の啓発に使うという部分のところは、なかなか難しいところではありますが、市民の皆様から苦情が出ない範囲での回数で極力行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） では、過去の選挙に比べると、今回、何が変わったのか。運動、有権者の意識の変化などが見られたか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

今回の選挙から、当市の選挙管理委員会の啓発の活動の一環として2点、新たな取り組みを実施しております。

1点目が、選挙事務への高校生の登用でございます。公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたこともありまして、高等学校においても広く政治や選挙に関心を持ち、より選挙を身近に感じていただくために、県立那珂高校の協力を得まして参加者を募集し、29名の生徒さんに、期日前投票事務や当日投票事務に従事していただきました。実際の事務につきましても、事前研修等を実施したこともありまして、問題なくスムーズに実施することができました。

2点目でございますが、期日前投票立会人の公募でございます。若年層の投票率が低下していることも含めまして、一般市民の方の選挙に関する関心を高めるとともに、実際に選挙事務を見ていただくということで、期日前投票立会人を公募制ということにいたしました。

実際、事務に従事していただいた方からは、選挙に対する意識や投票所のイメージが変わったというような意見も聞かれまして、今後の投票率のアップにも期待できる場所であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 今回、選挙立会人を公募して、公募制をとりまして応募等があったということですが、では、何名の方がこの応募に来たのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） 高校生のほうでしたっけ。公募のほうでしたか、すみません、お答えいたします。

期日前投票の立会人の公募につきましては、ホームページ、それからお知らせ版を利用して行っているというところでございます。

現在でも募集を受けているために、現時点での人数になりますけれども、35人の方に応募をいただいております。

応募のあった方の中から、今回の県知事選挙におきまして、期日前投票立会人をしていただいた方の人数は23名となっております。なお、応募いただいた方のうち2人の方につきましては、本人の了解を得た上で、期日前投票の受付事務にも従事していただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 済みません、傍聴の方、質問、答弁、聞こえますか、大丈夫ですか。

もう少しマイクを上手に使ってください。

君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 今回、期日前投票の立会人、また地元の県立高校の那珂高校の生徒に協力を得て、選挙の投票所での事務等のお手伝いを受けたということですが、このように高校生から、また一般の方からお手伝いをいただくということによって、選挙に興味を深めていただき、それが今後の投票率アップにもつながると思います。

いくつか新聞等でも、那珂高校の生徒たちが投票所でのお手伝いをしている姿なども紹介されましたが、このことについては、今後の選挙等についても、選挙が行われるたびにお願いするのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

当然、効果があったということで、今後の選挙におきましても、高校生の登用等、活用をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ぜひ、体験することによって、選挙に対して身近に感じていただく、そして選挙の投票率アップにもつながることですので、ぜひ、よろしくお伺いをいたします。では、投票入場券の配布についてをお伺いいたします。

昨年の参議院議員選挙の入場券は6月22日の告示日前に送られてきましたが、今回の茨城県知事選挙においては、告示日の当日または告示日の後に届いた方もあるということで伺っています。前々回の市議会議員選挙のときには、告示日の数日後に、この入場券が届いたこともありました。知事選ならば17日間とか日にちがありますけれども、市議会議員、市長選については1週間内での選挙です。その場合の入場券の配布の仕方、その点について、どのように考えを持っているかお伺いをします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

入場券の配付時期についてでございますけれども、公職選挙法施行令第31条第1項に、

「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に入場券を交付するように努めなければならない」と規定をされているところでございます。

したがって、配達の場合、入場券がもらえる場合もまれにはございますが、有権者の方々に心配をおかけしないよう、できる限り公示又は告示日にお手元に届くように手続きをしているところでございます。

なお、投票入場券の交付時期につきましては、選挙事務の関係団体である全国市区選挙管理委員会連合会の中でも、市町村の状況により公示又は告示日以前でも、投票所入場券を交付できるよう法律改正の要望が出されているというところでございますので、那珂市としましては、国の対応を今後、注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 入場券が届くのが早かったり遅かったりと、もうばらばらな状態だと来ると、有権者も本来は期日前投票、入場券がなくても投票できるんですけども、そのことを知っている方はほんの少しだと思うんです。やはりきちんと告示、公示された前後には、きちんと入場券が届くように、今後はしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、期日前投票の、ではPR・啓発活動は何を、どのように行ってきたか、お伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほどPR・啓発活動については答弁をさせていただきましたが、ほとんどのPR・啓発活動の中で、当日投票することができない方については、期日前投票制度を活用していただくよう、あわせて呼びかけを行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 期日前投票、告示、公示された次の日からは、もうできるということですので、やはり投票日まで待たなくても、告示された次の日には期日前投票ができますよと。その日にできなかった方は、次の日に行けますよというような形で、やはり声をかけることによって、投票率アップもできるのではないかと思います。その点について、今後行われる選挙に向けてのPR・啓発活動についてもお伺いしますけれども、来年は茨城県議会議員選挙、そしてその年明けには市長選もあります。その身近な選挙においても、この啓発活動についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたとおり、今回、新たに選挙事務への高校生の登用、それから期日前投票立会人の公募につきましては、現在の取り組みを引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

また、投票率が低い状況にある年代が20歳代でありますことから、若者への啓発活動というのは大きな課題と考えております。若年層への啓発と主権者教育を中心に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） やはり若い世代、どうしても政治、特に選挙について興味がない方も多いかと思っておりますので、これからどんどん啓発活動をしていただきながら、投票率アップ、そして政治にも関心を持っていただけるように、引き続きお願いをいたします。

続きまして、電源立地地域対策交付金についてをお伺いいたします。

以前にも何度か質問しましたが、今回、もう一度、電源立地地域対策交付金について質問をいたします。

電源立地地域対策交付金は、いつごろから交付され、どのように使われているのかお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

電源立地地域対策交付金は、原子力発電施設等が所在する東海村の隣接市町村として旧那珂町に昭和56年から交付されており、現在、本市が交付を受けている交付金は2種類ございます。

まず1つ目でございますが、こちらは小売電気事業者から電気の供給を受けている一般家庭や企業、こちらに対して、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金交付事業でございます。原子力立地給付金として、旧那珂町の家や企業へ、金融機関への振り込みや郵便為替等によって交付されております。実績でございますが、平成28年度は一般家庭分が9,395万円余り、企業分が1億3,820万円余りという金額となっております。

もう一つの交付金でございますが、こちらにつきましては、国から茨城県を通して、茨城県電源立地地域対策補助金として本市に交付されているものでございます。こちらにつきましては、那珂総合公園、中央公民館、図書館、市立小・中学校の光熱費に充当しているところでございまして、交付実績でございますが、平成28年度は3,165万円余りとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 2つの交付金があり、国から茨城県を通して本市に交付されている中で、那珂総合公園や中央公民館、図書館、市立小・中学校の光熱費として充当されている

ということですが、この光熱費として、瓜連地区にある、らぽーる、また瓜連小・中学校については、同じような扱いをされているのか、その点ちょっとお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 今、手元にちょっと細かいデータがないもので、細かいところまではお答えしかねますが、先ほど申し上げたとおり、さまざまな市立の施設に充当されてございます。その中には、当然、学校等もございいますので、瓜連地区にも一定程度の額は交付されているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） その点はちょっと疑問なんですね。今、これからちょっと質問させていただきましても、瓜連地区は、電源立地交付金等の交付はされていません。ですから、ここで、らぽーる、瓜連地区の小・中学校には、きちんとそれが交付されているのかされていないのか、そこでやはり格差が出てしまうんです。ですから、その点をちょっとお聞きしたかったんですが、ぜひ、調査をして後で答弁をいただきたいと思います。

もう一つは、旧那珂町の家庭、企業に、昭和56年から交付されている電源立地交付金約2億3,216万838円、これが平成28年に交付されているということですが、例えばこの金額の1割を、約2,316万83円ですね、1割だと。これを那珂市の世帯数で割ると約1,033円、このお金を均等に自治会とか、そういう自治会の活動費に分けてはどうかと、そういう考えを私は思うんですけれども、やはり合併して、もう来年で13年、瓜連地区、どうしてもこの交付金がされていない。住民としてのやはり格差を感じる。それが今、地元ではやはり強く感じる声を聞きます。その点について、電源立地交付金の市民への平等性についてをお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

先ほど来、お尋ねいただきましたこの給付金でございますが、原子力発電施設等が立地する東海村の隣接市町村、これを対象に給付されるというものでございます。

先ほど答弁しましたとおり、昭和56年から給付されているものでして、その当時は旧那珂町が対象でございました。その旧那珂町と旧瓜連町が合併し、那珂市も旧瓜連町の地域も含めて東海村の隣接市町村になったというのは、もう皆様ご承知のとおりだと思います。

しかし、この給付金の制度、この制度設計の中では、合併後であっても、旧瓜連町は算定外地域となっていたということでございまして、平成18年、このときに、那珂市と那珂市議会とともに、経済産業省に算定区域の拡大、つまり旧瓜連町にも給付金が行き渡るようというところで要望活動を行ったところでございます。

しかしながら、合併に伴う算定区域の拡大は行わないという国の姿勢は変わっておらず、現在に至っているというような状況になっております。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 合併しても瓜連地区と旧那珂町の地区とは別、暫定的ということで区別されている。ここがやはり12年も過ぎても市民感情の平等性が図られていないのではないかと強く感じます。

以前に、海野市長、市会議員のときに、水戸市の電源立地地域対策交付金の使い方について調べていただいて、それを今後、那珂市でも使えないかということで、いろいろそのとき、議員ということで質問した経緯もあるかと思えます。そういう中で、水戸市においては、常澄と水戸が合併したときに、給付金の見直しをかけた。そして一般財源に組み入れた。その点についても、那珂市としてもその交付金の一部を少しでも財源にすることができないか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、お話のあったとおり、いろいろそういう問題があるということは、市としても承知しているところでございます。例えばでございますが、お隣の水戸市においては、旧常澄村、こちらのみが、こちら給付金の給付対象区域として認定されていたというところでございましたが、こちらにつきましては、平成11年におきましたJCO事故、これの影響範囲が、一部水戸市にも及んだというようなこともございまして、それが契機になって算定区域の見直しが実現したというふうに伺っております。その結果、平成14年度から、水戸市全域、旧常澄のみならず、水戸市全域が算定区域になったと。そのときに、水戸市がそれを契機として、各家庭への給付等ではなく一般財源化、これを図ったというふうに伺っております。

先ほども答弁申し上げましたけれども、平成18年に国の選定区域は行わないというような回答、これを鑑みますと、原子力立地給付金、これを市の一般財源というふうにしていくには、市民や企業、そういった皆様方のご理解、コンセンサス、こちらがどうしても最重要、必要となってくるというふうなところでございまして、現時点では大変難しい課題であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 市長にちょっとお伺いします。

市長もその当時、常澄と水戸の資料等を集めて、いろいろ質問されたと思うんですが、市長のその点についての考えを、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、議員がおっしゃられたように調査をしました。当時、担当の部長の方、最終的には副市長になりましたけれども、その方からいろいろお話を聞きましたけれども、本当に既得権として与えられたものを取り上げてしまう。それは企業も住民も一緒なんですけれども、これには大変な努力を要したということを知っております。その見返り策

として、当時、街路灯、あれがないということで、それに該当するものを取り上げたかわりに、取り上げたというのはおかしいですけれども、市のほうに移管してもらったかわりに、街路灯をつけてあげたというような経緯があったというふうには聞いております。

いずれにしましても、この件につきましては、国が認めないと言っていること。それから那珂市の市民の方の同意が得られるか。それから恩恵を受けている企業の方、企業がありますから、ここに1社あたりかなりの金額になるわけですね。それがなくなってしまうということについて、同意が得られるということであれば、いろいろ調査をして、検討をしなくてはいけないかなというふうに思っています。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 既得権の問題、確かにあるかと思います。ですけれども、先ほど私、ちょっと提案させていただいたのは、その約2億4,000万円近い、毎年交付されるお金を、その1割、ですから、全部を吸い上げるのではなく、きちんと旧那珂町の住民の方に1割でもいいから少しでも協力してください。ですから、一般家庭だと4,000円から5,000円のお金が支給、交付されますけれども、その500円、400円を協力していただいて、それを自治会の活動費に充てることによって、結局、那珂市内の自治会に入らない、入っている方の差をなくすためにも、その点について、一度、問いただしてもよろしいのではないかと私は思います。

旧那珂町の方、この電源立地交付金をいただいている意味、全員がわかっていることはいと思います。私、何度か、いろんな市内の方と話をすると、「瓜連さんももらっているんでしょう」と必ず言われます。「いや、瓜連はもらっていません。旧那珂町の方だけもらっていますよ」と言うと、「それは平等じゃないよね」という言葉がありますので、きちんと一度、市民に投げかけるのも一つの方法かと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今の市民への投げかけ、アンケートについてお答えする前に、先ほどの私の答弁の中で、一部補足をさせていただきます。

市の施設、旧瓜連地区の市の施設の電気代に、どこまで充当されているかというようなことについてでございますが、いくつか施設がございますが、例えば、らぽーるには充当はされておりませんが、小・中学校の電気代には充当されているというような状況でございますので、改めてご説明申し上げます。

ただいまご質問いただきましたアンケートについてでございます。原子力立地給付金の意義や現状を市民に周知し、理解を求める手法として、アンケート調査、こちらを実施することは非常に有効な手段ではないかというふうに、かように考えてございます。

ただし現在、いろいろ原子力を取り巻く状況というのが複雑化しておりまして、福島第一

原子力発電所の事故以降、現在でも東海第二発電所の再稼働問題、こちらがまだ決着を見ていない、こういった状況を鑑みると、早期にアンケートを実施するという事は非常に難しいものではないのかなというふうに考えてございます。

つきましては、今後は他市町村の動向ですとか、国の電源立地地域対策交付金制度の見直し、東海第二原子力発電所の再稼働等の動向、こちらについて注視しながら、慎重に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） ひとつ瓜連地区、らぼーるについては交付されていないけれども、小・中学校の光熱費としては使用されている。これはそうですね、子供たちの教育の施設、そこに瓜連と那珂町の差があったのではおかしいので、これはきちんと、やはり交付されて使用されているということは、それは了解しました。

ただやはり、らぼーるの施設も那珂市の施設ですので、これについても検討すべきだと私は思います。

また、何度も先ほどから言うように、この原子力が稼働しているされていないという問題ではなく、そのお金が実際、今、旧那珂町の方には交付されている。ですから、私ら瓜連からの住民が那珂町のところに住めば交付されるんですよね、お金は。ですから、そういうことをきちんと平等を図れるような対応をしていただければ、私はそうしていただきたいと思っております。

もう来年13年、合併を迎えて、やはり平等というのを、きちんと市民の平等性は図っていただきたいと私は思います。ぜひ、この点についてアンケート、もしくは市長の座談会でも結構ですから、そういう点で話を投げかけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。非常に難しい問題だと考えておりますが、いずれにしても、こちらの問題を解決するには、市民のコンセンサス、まずはこれがないと解決できないということは、先ほどの市長答弁にもあったとおりでございます。

そういった市民のみならず、立地企業さん、そちらへの影響も非常に大きい。例えば水戸市で一般財源化したときには、旧常澄への街路灯の話なんかもありましたけれども、立地する企業に対しての激変緩和措置としての補助金なども交付したというふうに伺っております。

そういった手法はありますけれども、まずはその手法の前に、その一般財源化するしない、そういったものに対するコンセンサス、こちらにつきまして議論を深めていながら、慎重に判断していきたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 君嶋議員。

○15番（君嶋寿男君） 最後に、私が言いたいのは、財源をどうだこうだではなくて、やはり市民感情で、旧那珂町、旧瓜連ではなく、那珂市民として、そういう交付されているお金がきちんと、今現在、分かれているということは、市民にわかっていたきたい。知っていただいて、その点についての改善をぜひともお願いしたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告3番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 道路の管理について。2. 雨水冠水対策について。3. 那珂市観光協会について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） 議席番号13番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

議長の許可を得まして、本日、那珂市道路認定基準の参考資料を配付いたしました。本日は大勢の傍聴者が来ておりますので、執行部においては、忖度のある答弁をよろしくお願います。

まず、道路の管理について伺ってまいります。

私は、市民の方々から生活道路の改修、また改良の要望等をよく頼まれます。結果として、改修、また改良されたところは喜んでおりますが、未工事のところでは、いつになったら工事してくれるのかと、そのような声をよく聞きます。

そこで伺いますが、認識している範囲で、改修、改良しなければいけない市道はどのくらいありますか。また、要望を受理した後の進捗状況を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

本市における市道の総延長は、平成28年度末で1,153キロメートルございます。このうち舗装されている区間といたしましては約585キロメートルあり、率としては約50%となっております。さらに、このうち改良区間と呼ばれる道路幅員5.5メートル以上で整備されている区間の延長は291キロメートルで、率として約25%にとどまっております。

その舗装されていない市道、改良されていない道路については、各自治会から協議書を提出していただき、庁内の関係部署で組織された道路整備審査会により現地の確認を行い、採択の可否を決定し整備を進めております。

なお、平成28年度末の未完了路線といたしましては、排水路整備を含め165路線に上っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、部長が言いました28年度末では165路線ということですが、市民から要望がある中で、市として早急に改修が必要だと考えている箇所はどのくらいあるか。また、どのような改善をしておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

今、申し上げました採択した路線、全ての路線について改修が必要だと考えております。そのような中で、今後、整備する路線、あるいはこれから要望しようとしている路線を含め、自治会と協議をしながら地元説明会を開催し、ご理解をいただきながら整備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、部長が言いました全ての路線について改修を行っていききたいという、現実的には難しいですね。これはちょっと本年度、平成29年度の道路改良に関する予算というのは、どのくらい出たんですか。それと年間どのくらい処理しているのかということをお伺いします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

本年度の道路新設改良費は、約3億3,400万円程度でございます。またさらに、今年度工事を予定し、完了を予定しているという路線は12路線ほどございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） すみません、部長、12路線ですか。たった12路線という意味ですか、年間。それではもう何十年かかってもできないでしょう。3億かけると160、50億ぐら

いですよ。20年以上かかる、30年……

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 先ほど165路線と申したのは28年度末で、今年12路線を予定しておりますので、残りは153路線となります。これを全て整備した場合の総事業費は約62億円と試算をしております。期間にいたしますと19年程度はかかるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そしたら、もうみんな、生きていない人もいるかもしれないですよ、それ。道路改修工事に当っては、道路通行の安全性や改修の緊急性などを勘案して、工事の優先順位を定めて、住民の協力体制や工事箇所が一定の地区に偏らないように留意して進めておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

一定の地区に偏らない方策といたしまして、昨年度からではございますが、5月から7月にかけて、市内8地区のまちづくり委員会を単位といたしまして、まちづくり委員長、地区内の自治会長に出席をいただき、打ち合せ会議を実施しております。この会議の中で整備する路線についてご報告申し上げ、またご意見をいただきながら進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） わかりました。

次に、この生活道路に密着した狭隘道路、それについて伺ってまいります。

那珂市において、幅4メートルに満たない、いわゆる狭隘道路が多く存在しております。地震や台風などで災害が起きたときの円滑な作業ができない、あるいは道路幅員が狭いことで1分1秒を急ぐ救急車両や消防車が入ることができないなど、市民生活においても非常に困難になる場合が多いものがあります。この生活道路の幅員の確保こそ、市民が安心・安全に生活できることではないでしょうか。そこで、本市の狭隘道路の認識をお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本市には165路線の要望がございますように、狭隘道路整備の必要性は十分認識しているところでございます。しかしながら、全ての採択路線を早急に整備するという大変難しい状況ではありますが、できる限り整備ができるよう、その予算の確保に努めるとともに、自治会にも協力をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） もうちょっと具体的に聞いていきますけれども、この狹隘道路の工事について、国とか県、あるいは那珂市としての狹隘道路拡幅整備にかかわる助成金制度はあるんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

国の交付金制度といたしまして、社会資本整備総合交付金というものがございます。この中の狹隘道路整備等促進事業がこれに該当いたします。

なお、茨城県、それから本市において助成金制度はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） じゃ、この制度を利用した今までの実績はどのくらいあるんですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

本市では、この狹隘道路整備等促進事業に該当させ事業を進めているところでございます。

本制度により工事を実施した路線数は17路線でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、これは何年間で17路線ですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 平成21年からだと記憶しております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 8年間で何割ぐらい、これはもらっているの、この額というのは。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

これは国の交付金でございます、しかも住宅局からの交付金ということで、実際には1割にも満たない程度の交付金だったというふうに記憶しております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 1割にも満たない。あと予算が年間3億3,000万円前後、あとは入札差金というのがあるのかな、それはどのくらいなんですか、大体年間、突然の質問なんですけれども、アバウトで。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 手元に資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、確

かに入札差金というものはございます。それも道路整備のほうに使わせていただいているというのが現状でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 最後に、この狹隘道路に対する今後の市の方針について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 議員からご指摘もございましたように、現在、整備要望されている路線数と、それから現実的に市が整備できる路線数には相当の差があるということは事実でございます。その中でも先ほどもお話をいたしました、地区まちづくり委員会単位での打ち合せ会議等を今後も継続して実施し、一定の地区に偏ることのないように、自治会の協力もいただきながら、1路線でも多くの狹隘道路の解消に向け、努力をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 現実的にはいくら努力しても予算がなければ何もできないというのは結果だと思うんですね。やはり財政的に今言っていた、いろんな福祉が増大していく中でと、パイがどんどん膨らんでいく中で、やはりその道路整備云々というのは3億円前後というのは推移していると思うんですけども、もう少しふやしていただくというこういう考えというんですか、意向というのは、これは財政課に聞いた方がいいのかな、突然あれですけども、それとも財政に精通している現副市長に聞いたほうがいいのか、お答えできる範囲で。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 私どもも最大限、予算の確保、今まで以上の確保に努めたいとは思いますが、今、議員もおっしゃったとおり限られた予算の中でございます。これは予算を取り合いということになるわけでございますので、その辺につきましては、議員各位のバックアップのほう、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 副市長。

○副市長（宮本俊美君） この市道の整備の予算につきましては、市民からの要望も一番強いということで、これは執行部を挙げて、できるだけ多くの予算をつけていきたいと思っております。そういうことから、28年度からも前年度から見ますと1億円近くふやしましたし、29年度の予算についても3,000万円ないし4,000万円ほど、さらにプラスをさせて予算を組ませていただいております。何しろ、いろんな歳出、いろんな需要がありまして、なかなか市道の整備までの予算を確保するというのは非常に厳しい状況ではございますけれども、できるだけ皆さんの要望に応えられるように、予算の編成に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 議員もそうですけれども、執行部もそうですが、お互いにやはり同様に工夫して、捻出していく努力をしていけば、バラ色の世界が出てくるのかなと、そんなふうに思います。一人で結論を出して申しわけない。

次の私道の管理移管について伺ってまいります。

私道は、私人の所有なので、どうしても権利関係の衝突が生じ、紛争が起きやすくなります。私道は公道へ出るための道路の確保と、火災のとき、消防車が入り出すための一定の幅員の確保という道路行政上の要請もあります。不動産相続などが起こり、土地を切り売りすれば、私道は必ず増えます。どうすれば私道も抑制することができるか、考える時期に来ているかもしれません。そこで、私道を市町村などの地方公共団体の管理に任せ、公道化してしまうことが考えられます。私道を公道に編入してもらう手続として、私道の所有者は道路認定の申請を市町村に提出します。市町村長は、この申請を受けて、その道路が市町村の定める道路認定基準に合致するかどうかを調査し、これに合致しなければ編入しません。

そこで、那珂市の道路認定基準を見て見ますと、土地が寄附できるとか、抵当権等の権利が抹消できるとか、道路境界が明確であるとか、道路の幅員が4メートル以上であるとか、道路の交差箇所には3メートル以上の隅切りが設けられているなどは、私設の道路を市道に認定していただく必須要件であることは理解できますが、本市の道路認定基準第3条の4の道路構造は簡易舗装以上のものとし、第4条は、排水施設が設けられていなければ認定できないとっておりますか、もし、住民がこれらの条件で整備しようとした場合、例えば幅員が4メートルで、距離が100メートルの場合、どのくらいの費用がかかりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

現地の諸条件にもよりますが、4メートルの幅員で、片側側溝を整備した場合、概算工事費は約500万円程度になるものと試算をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 私道が市に管理移管すれば、そのための財政負担が増すわけで、したがって、道路認定基準も厳格になるのも理解できます。しかし、那珂市道路認定基準は、余りにも厳格にし過ぎて、非現実的です。そこで、今までこのような厳しい条件で寄附された方はおりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

認定基準が厳し過ぎるとのご指摘でございますが、道路の認定基準につきましては、どこの市町村でも定めております。周辺市町村の認定基準を見て見ますと、本市が特に厳しいも

のではなく、どこの市町村においても同様の認定基準となっていることをご理解願いたいと思います。

なお、既存の私道を寄附により認定した事例はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） それでは、何かしらの相談等がありましたか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

私道の寄附についての相談やお話というものは伺っております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今、例えばの話、1メートル5万円で500万円では、なかなか相談にも乗らないという話ですよ、わかりました。

私道のうち公共性の高いものは、市が寄附を受けて市道として整備、管理すべきです。例えば道路の幅員が4メートル以上のもの、公道から公道まで通り抜けているもの、公衆の利用度が高いもの、これらの条件を満たしている私道であれば、市に寄附できるように条件を緩和すべきだと思いますがいかがですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、本市における私道の寄附を受ける条件については、近隣市町村に比べて特に厳しい条件となっているわけではございません。外の自治体も同じですが、自治体として管理するに当って、将来的に整備を必要とする、いわゆる後年度負担が発生するような道路については、その寄附は受けられないと判断をしております。このようなことから、本市といたしましては、この条件を緩和するという考えはございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） なぜ、このような話をするかと申しますと、7月下旬ころですか、向山の保登内の方々、住民の方35名くらいの署名を集めて、私道を市へ管理移管できないかという陳情をしましてまいりました。この趣旨は、那珂市向山にある私有地の生活道路は、私道両端が市道に面している。そのために通り抜け迂回路として、近隣住民以外にも通行をしているという状態にある。また現在、私有地の生活道路は、地番や地権者が細分化しており、今後、地権者の高齢化による代がわりや、売買等による第三者への権利移動等の可能性があると思われる。その際、問題点として考えられるのは、地下に埋設している上下水道等の管理や修繕への支障を来すおそれ、及び土地権利主張による通行妨害等が懸念される。実際問題として地権者の高齢化は大変深刻になっている。早急にこの策を講じて、問題点を払拭しなければ、後に住民訴訟が起こり得るかもしれない。以上のことから、那珂市へ道路を寄附

いたしますので、市道認可をいただけますようよろしく申し上げますとのことです。

一般公衆の通行に供用されている私道に当っては、地権者から市町村に寄附をしてもらい、その私道を市町村有道路として、公費で維持管理する制度を設けているところも多くあります。本市でもこの条例を改定して、私道の問題で悩んでいる市民をできる限り要望に応じて、救済してあげたいかがでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご指摘の向山の私道に限らず、市には同様の相談、あるいは協議が持ち込まれます。そうした相談あるいは協議に対しましても、市では先ほど申し上げました道路の認定基準に基づき指導を行っているところでございます。したがって、この私道についても同様に扱うものでありますことをご理解願いたいと思います。

しかしながら、市といたしましては、私道の通常の通行に支障を来さないように、碎石の支給は行っておりますので、自治会長を通して申請していただければ、支給をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、あの地区は水道は東海村から引き込んでいましたね、以前。平成何年だったか、24年ごろですか、6号国道を横断して行って、那珂市のあれにして、その後かな、下水道を、いつだか私もちょっと記憶ないんですけども整備しましたよね。そのときに、何か舗装とか排水整備をしなかったのかな、そのとき、しておけばよかったと思うんですけども、これはどうなんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、平成24年度に国道6号を横断して、保登内地区にも水道管を布設いたしました。下水道も同時期に行ったというふうに記憶しております。

そこで、今言われました私道につきましては、当時も今もそうですけれども、碎石道路になってございます。もちろん、掘削して管を入れて埋め戻した後の復旧というものは、原形で復旧するわけですから、同じように碎石で復旧したというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今言っていた水道、それから下水ももう加入をしてしまったから、今さらという感じがありますけれども、そうしたら、例えば100メートルが500万円ですか、整備、舗装、排水設備でかかりますよね。そうしたら、なかなか今、厳しいですよ、そういう先ほど言ったとおりの相談もなく、現実的に実施した例もないということなんですね。そしたら私道の舗装工事や排水工事の一部を助成をしてあげる。例えば3分の1とか2分の

1をしてあげて、寄附をしていただくという。所有者が市のほうに寄附したという、そういうテクニックというのとはとれないんですか、そういうものは。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、市道の整備を行うに当っては、自治会から協議書を提出いただき、それに基づき道路整備審査会というものを開催し、整備の可否を決定しております。その中には採択されなかった路線も数多く存在しております。本来なら不採択とした市道についても整備すべき市道でございます。そうした状況の中、私道の整備に助成することについては現時点では大変難しいものと判断いたします。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長の答弁も重々理解できます。私、無理難題をぶつけているわけではないです。

今度は角度を変えて、例えば生活道路として重要な機能を果たしている私道なんですから、市が公道に準じた管理を行って、私道の準公道化をしてみてもどうかという案はどうですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

今、初めて準公道化というものを伺いました。おそらく認定はできないんだけど、公道に準じた管理を市のほうでやるというのが、そういうことなのかなというふうに理解します。

しかしながら、先ほどから何度も申し上げておりますように、本市の道路舗装率は50%、改良率は25%にとどまっております。まだまだ整備しなければならない市道が山積しております。そうした状況下において、またさらに私道を公道化し、管理や整備を行うということは、現時点ではできないものであるというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） これ以上、追い詰めても何も出てきませんから追い詰めませんけれども、地権者の高齢化によって、清掃や修繕など現実の維持管理も大変です。これらの負担を考えると、早く私道の寄附を受けて、市道として認定すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど建設部長が答弁いたしましたが、本市の市道の舗装率は50%、それから改良率として25%にとどまっているという現状であります。その中で、整備を受けて採択されたものいまだに完了していない路線は165路線に上ります。市といたしましても私道の寄附を受け

入れ、市道として認定するよりも、この165線に上る未完了路線の早期整備に向けて予算を多くつけるなどして、誠心誠意取り組んで、なるべく早く、19年間以上かかるというものを短縮していく努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 非常にこれは予算が物を言うことだと思うんですけども、先ほど副市長も言っていましたとおり、なかなか今言っていた福祉云々のほうに増大なあれがかかってきていると。やはりそれと同時に、本当に生活に密着しているこの市道とか、そういうものに対して、なかなか予算が割り当てられないというのが現実だと思うんですけども、先ほど部長は、議員さんが努力して、もう少し要求をしたらいんじゃないかという、私はやりますけれども、ただ、やはり待たなしていろんな面で、先ほど言った165線を20年もかかってやっていたら、もう死んじゃいますよ、皆さんが。ですから、急いで本当に緊急性があるものとか、そういうものをやっていかないと、やはり優先度をやっていかなければ、やっぱりどんどん要望というのはふえてきていますよね、部長。

ですからやはり、やれどもやれどもどんどんふえていく。根本的な抜本的な解決を、執行部のほうで一度皆さんで考えて知恵を出していただいて、やはり皆さんが、我々議員に一番要望が多いことなので、私は、あえてこれを取り上げたんですけども、結果的には大した回答も得られずショックなんですけれども、仕方がないと言えば仕方がないんですけども、何とぞ努力のほうをよろしく願いました上で、次の質問にまいります。

次に、カーブミラーや道路標識にかかる枝葉や通行の妨げになる草木の除草についてですが、本来でしたら持ち主の方、所有している方が草木を切っていただくのが一番望ましいことですが、こちらの依頼になかなか応じてくれない。そうすると草木が伸び放題という状況になってしまっていると思います。そういった場合、どのような対応をしておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

カーブミラーや道路標識が設置されている土地の所有者本人による伐採や除草が困難な事案、あるいは倒木等により早急に道路を開放する必要がある事案については、所有者に確認、了承の上で実施する場合もございますが、所有者の理解が得られない場合は実施はしておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、現実的にやはり所有者の理解が得られなければ、この案件はなかなか難しいということなんですけれども、実際に道路に生い茂る草木で通行が難しいとか、そういうときは、どのような対処をするんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 大原則といたしまして、個人の所有権に係る土地や土地に付随する草木等は、その所有者が当然管理するものでありますが、議員ご質問の、道路に草木がはみ出して通行の妨げになっているような場合、現場の状況にもよりますが、道路管理者といたしましては、その緊急性や、あるいは重要性を考慮した上で、最低限の措置は行わなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 最近では、那珂市も空き家や、そして空き地がなんとなくふえたような気がします。草刈りがなされていない土地、そういったものをよく見かけるようになりました。そこで、本市の空き家、空き地の雑草による苦情はどのくらいあるのか伺います。また、その苦情の件数の実施状況はどうなっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き家、空き地による雑草の苦情件数と実施状況というご質問でございます。

平成28年度の集計ですが、空き家で11件、空き地で76件の苦情がございました。

その実施状況ということでございますが、空き家につきましては1件実施していただいたことを確認しておりますが、それ以外は実施されていない、いまだそのままという状況のものでございます。

また、空き地につきましては、一応、ほとんどの方が対応していただいているという状況でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） その雑草に対して、苦情が来た段階で、本市としてはどのような対応をしているんですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 現地確認を行いまして、管理者と連絡がとれる場合は、直接説明をして指導しております。また、連絡がとれない場合もございますので、その場合には文書による指導を行っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） それでもやはり通知を送っても音信不通、つながらない、もしくは連絡は通じているのだろうけれども、なかなか対応してくれない。こういった件数はどのくらいあるのか。また、こういった場合、どのような対応をしていますか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き地につきましてですが、所有者が不明で連絡がとれないといったケースは今のところございません。ただし、連絡をしても、なかなか対応していただけないという場合もございますので、そのような場合には、何度も繰り返し通知するなどして対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） どの自治体もこの件に関しては大変苦慮していると聞いております。その対応については自治体によって異なりますが、土地所有者からの依頼により、市が雑草の除草を請け負う制度を設けて現況美化に努めている自治体もあります。本市ではこのようなことを行っておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市が直接請け負って実施するということはできませんが、シルバー人材センターなどでは、土地の所有者などから依頼を受けて、空き地、空き家の除草作業を請け負うという事業を行っておりますので、相談があれば、これらを紹介するといったことなどを行っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） もちろん持ち主の権利を守らなければいけないというのも理解できます。それに反して、周りの住民の安心・安全を守らなければいけないなど、大変悩ましいところだと思いますが、ぜひとも臨機応変に対応していただき、市民の安心・安全を守っていただきたいと要望いたします。

次に、雨水冠水対策について伺ってまいります。

列島各地で相次ぐゲリラ豪雨、全国的にこのゲリラ豪雨は3カ月で7,000件とか、過去3年間で5,000件以上とか、今年は確かに増えています。この異常気象に関するニュースは、連日のように絶えることはありません。これはいろいろ原因がありますが、地球温暖化により日本の気候が亜熱帯化しているとか、また雨の降り方も変化しているなどが主な要因となっております。都市型のゲリラ豪雨というのは、ヒートアイランド現象も絡んでいると、このように言われております。

これらのことから市内各所で排水が間に合わず、冠水箇所がふえてきております。そこで、本市の冠水発生時の対応について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

過去に冠水となった場所につきましては、冠水マップで冠水する場所を把握しております。大雨等により冠水被害が想定される際には、消防本部等との連携を密にしながら、現地パトロールを行い、必要に応じ可搬ポンプによる円滑な排水作業を行ってまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） さまざまな対応をしていただいて、市民も安心していると思いますが、しかし、市内にはまだまだ冠水箇所があります。道路冠水も深刻ですが、住宅地域の冠水はさらに深刻です。ある地域では、数年前に起きた集中豪雨で駐車場の車が浸水したり、床下浸水等が報告されておりますが、これまで雨水被害が起きた地区に対してどのような改善を図ってきたのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

昨年8月の豪雨により、これは一例ではございますけれども、後台地区において、道路だけではなく、宅地の庭先まで冠水し、数日間かけて可搬ポンプにより排水した事案がございました。この箇所につきましては、仮設の排水管理設工事を実施し、改善を行ったところがございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） また、市民の皆さんが安心・安全に暮らせる環境づくりのために、今後の冠水地域の対策について伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

昨年8月の豪雨の際に、道路冠水の被害が発生した竹ノ内地区を含む菅谷地区の雨水の受け皿となっているのが両宮排水路でございます。この両宮排水路整備については、今年度平成29年度工事といたしまして、国道349号バイパスから上流へ275メートルの整備工事を8月に発注したところがございます。来年度平成30年度末には、全線が完了する予定でございます。これにより菅谷地区の雨水排水機能は大きく向上するものと考えております。

また、菅谷地区以外でも、両宮排水路と同様に、冠水箇所における雨水の受け皿となる流末排水路の整備の調査を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、部長も両宮排水が平成30年に完了するということですが、これは旧道ですか、太田街道、旧市街地と竹ノ内地区というのは主なものであって、バイパスの東側とか云々というのは、今、菅谷市毛線が整備されつつありますけれども、多分これは完了するのは平成32年くらいですね。そうすると、それを待たなければ、そのバイパスの東側地区は、そういう機能が保てないということで理解していいんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） バイパスの東側の全てが菅谷市毛線のほうに流末が向かっているというわけではございません。もちろん、竹ノ内のほうに向かって調整池に入って、そして両宮排水路に入るというものもございます。いずれにしても菅谷地区の全ての雨水は、最終的には両宮排水路に下流で流入するというようなことになっておりますので、若干、場所によっては整備の時期がおくれるかもしれませんが、その辺についてはご了承をいただきたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 菅谷地区は開発が盛んで、住宅やアパートが建ってきております。そうすると、当然、屋根の面積がふえてくれば、その屋根に降った雨水は当然、はき切れなければ前面道路に出てきます。そうすると、その道路が今度は水浸しになって冠水してしまいます。一番いいのは、自分の家の中に降った雨水は、何とかそのまま土に返したいということだと思います。そういう対策をするための一つの施策として、市民の皆さんに協力していただき、雨水ますとか貯水槽の設置ということを積極的にお願ひして、雨水流出の抑制に努めておりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご指摘の菅谷地区、ここにつきましては、その大部分が市街化区域でございます。市街化区域においては、個人が住宅等を建築するに当たっては、雨水ます等の義務づけはございませんが、大規模な開発行為については、雨水の排水計画を作成していただき、協議を行い、流出量の抑制を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 雨水の流出量の抑制については、大きく分けて雨水の浸透型と貯留型があります。そこで、本市の浸透型の施設と貯留型の施設はどのようなものがありますか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

本市で行われている開発行為等により設置された雨水処理施設といたしましては、駐車場の地下に埋設し、ゆっくりと雨水を浸透させるものと、流末排水路などに放流する雨水を調整するための貯留型、いわゆるこれは調整池ということになるかと思いますが、この調整池等がございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると部長、今言っていた貯留型といえば、今言っていた調整池ですね。市内にありますね。那珂市というか、それは結構フラットですね、平らなど

ころで、ちょっと聞きたいんですけども、その調整池というのは機能は本当に果たしているんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 基本的に調整池を設計する段階では、そのいわゆる流入区域というものを計算して、それに見合っただけの断面の調整池をつくっておるわけでございますから、基本的には、それで調整できるということだと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市街地の進展による雨水の流出形態の変化や、局地的な集中豪雨の頻度が高まっている中で、雨水貯水槽は、雨水被害対策として有効なものと思います。そこで、住宅に対する貯水槽の設置の補助金、これについて取り組んでいく考えはありますか伺います。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、市街地の雨水冠水対策として宅地からの雨水流出を抑制するために、敷地内に雨水貯水槽、これらを設置することは非常に有効な手法の1つと私どもも考えているところでございます。しかしながら、現時点では、市としまして雨水貯水槽の設置に対する補助金は困難と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 水害の怖さは経験した方しかわかりません。事前に予測できれば、各自対策はできますが、突然の集中豪雨では対応が間に合いません。想定外の集中豪雨といっても、年に数回発生してしまうと、やはり対策が必要になってくるのではないのでしょうか。冠水地域の皆さんが安心して暮らせる環境づくりを早期に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

先ほど建設部長が答弁いたしましたけれども、両宮排水路整備については、平成30年度の完了を目指して整備を進めているところでございます。これが完成することにより、菅谷地区の雨水排水機能が大きく向上すると考えております。

また、議員ご指摘の雨水に対する問題を解決するためにも、道路の側溝整備を含む排水路対策事業を進めるべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、那珂市観光協会について伺ってまいります。

現在、那珂市の観光イベントは、観光課、観光協会、商工会、実行委員会と、それぞれが主催する形態で行われております。しかし、どこがどの部分で、誰が責任を持っているのかわかりにくいのが現状です。地方自治法で行政として支出できない分を観光協会に負わせるという隠れみの的に行政が抱え込んでいる自治体が多くあります。それでは、市と観光協会が一体化しており、事業を委託している意味がありません。そこで、行政との関係性について伺います。

まず確認として、観光協会の位置づけはどのようになっているのか、那珂市との関係性について伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

まず観光協会の位置づけでございますが、市の観光振興を図るため、主に市内外での観光PRや、ホームページによる情報発信などを行いまして、市の魅力を市内外に伝えること。また市内にございます観光資源の保存、それから施設の整備などの活動を行っていくことというふうに認識をしております。

また、市との関係性についてでございますが、議員ご指摘のとおり、観光協会は独立した観光事業者でございまして、PR活動を行うにあたりましては、市と緊密に連携をしながら各種の事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市観光協会は、那珂市の魅力を広く発信するために、那珂市出身者3名に、那珂市観光協会宣伝部長を委嘱しておりますが、具体的に観光協会の周知やPR活動をどう行っているのか。また、宣伝部長の報酬についてと、活動日数についてと、事前研修は行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

宣伝部長の活動内容でございますが、まず、市内での活動といたしましては、八重桜まつり、それから、ひまわりフェスティバル等の大きなイベントにおきまして、ステージ上でのPRの外、市のブースや会場内をめぐり、観光のPR活動を行っていただいております。

また、市外におきましては、東京等で行われる県人会、それから外の自治体が主催しますイベントにおきまして観光PRを行っていただいております。

また、宣伝部長の報酬でございますが、1日あたり約1万5,000円から3万円でございます。活動時間、それから交通費等を勘案しましてお支払いをしているところでございます。

活動日数につきましては、3人合わせまして年間約5日程度となっております。

最後になります。事前研修でございますが、3人とも那珂市の出身でございますので、市の観光については熟知をしておりますので、事前研修については行ってございません。ただ、

新たな観光情報等があれば、随時提供をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、要するに活動日数が5日間だから事前研修というのは必要ないということですよ。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 先ほども答弁しましたとおり、全てが那珂市で生まれ育っている方を宣伝部長として委嘱してございますので、改めて事前に研修する必要はないというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） なぜ、こんなことを言っているかというのと、要するに5日間といっても、那珂市の顔で行くわけで、PR活動をしてくるわけでしょう。そうすると、やっぱり統一した考え方、統一した認識という。那珂市に住んでいるから云々という、それはあくまでも皆さんの考えることであって、きちんとした、これはマニュアル化していかなければ、那珂市の本当の魅力をきちんと伝えられませんか、やはり何時間でもいいから、マニュアル本か何かあげて、それを読んでいただくとか、ちょっとした講習を持つとかというのは、最低限、報酬を払っているんだから必要だと思うんですけども、やられたらいいんじゃないですか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） そうですね、3人がそれぞれにその魅力を語っていたのでは統一性が図れないという議員のご指摘もご理解できますので、今後につきましては、ご提案のとおり、事前研修ないしは文書で、3人に同じようにこういったことで市内のPRをしていただきたいというようなことを周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市のふるさと大使設置要綱を見ますと、第1条に、「本市の魅力やよさを全国に普及し、市のイメージアップを図るとともに、市政への有益な助言を得るため、那珂ふるさと大使を置く」と記載されておりますが、具体的にどのような方々を任命されておりますか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ふるさと大使につきましては、9月1日現在で18名の方に委嘱してございます。内訳といたしましては、大学の教授や研究者などの学術関係者が8名、音楽家や画家などの芸術関係者が4名、その外、会社役員などを務めている方が6名となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） ふるさと大使は、秘書広聴課の所管であって、観光協会ではないので、余り特産品とか観光名所のアピールはできない。まして、ふるさと大使には報酬は支払われておりませんので、那珂市出身の方で本市に縁の深い方が名誉職として活動していただくという形になってしまうのか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市のふるさと大使につきましては、さまざまな分野で道をきわめ、活躍されている方に委嘱してございます。その方々の情報発信力を生かしながら、特産品や観光名所等も含めた那珂市のPRをお願いしているところでございます。

名誉職なのかとのお尋ねに関しましては、無報酬である点に着目されたものと推察いたしますが、那珂市の情報発信をお願いしているという点では、ただの名誉職としてではなく、おのおの大使の情報発信力、これに期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 本市は、観光協会が委託している宣伝部長の方々と、秘書課のふるさと大使の方々が活動しておりますが、市民から見ると、活動内容が同じようにしか見えません。どう違うのかとか一本化はできないのかと言われておりますが、そのところはどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、いずれも那珂市のPRをしてもらう、こういう点については同じものでございます。ただし、ふるさと大使につきましては、先ほどの要綱の文言にもありますけれども、さまざまな分野で道をきわめ、活躍されている方を委嘱していることから、那珂市の魅力発信にとどまらず、市政への有益な助言・提言などもいただいているところが現状でございます。つい先日も、日本大学文理学部、こちらと連携協定を締結させていただきました。こちらは那珂市のふるさと大使になっていただいている青山教授、こちらの方の御縁が契機になったものでございます。

一方で、観光協会宣伝部長につきましては、先ほどの産業部長の答弁にもありましたとおり、有償でイベントでの観光PR活動を中心に行っているところでございます。

したがって、それぞれ委嘱に当たっての考え方、期待する効果等が異なっているため、当面、一本化は考えていない状況でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、この観光協会の年間の予算の組み立てというのはどのように

なっているのか。また、収支状況はどうなっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成29年度の観光協会の予算についてでございますが、総額777万円でございます。内訳といたしまして、収入は市からの補助金と事業収入でおよそ720万円、その他会費が主なものとなっております。支出につきましては、事業費といたしまして各種イベント経費、それから宣伝費として660万円、その他ホームページ等による情報発信に係る経費が主な支出の経費となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 現在の会員数は、個人、団体合せて約250名くらいとなっておりますが、一般公募などして、もっと会員をふやす取り組みはしておりますか。また、していれば、どんな方法で取り組んでおりますか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成27年度は32の個人及び団体の方、それから平成28年度につきましては16人の個人の方に新たに会員となっていただきました。会員をふやす取り組みということでございますが、観光協会のホームページで募集等の告知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 何か私、ちょっと気づいたんだけど、その名簿を見たら、ほとんど何か市職員の名簿が連なっているような感じがするんだけど、無理やり入らせているんですか、それは。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 無理やりということではございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 地元那珂市のよさを熟知しておられる観光協会会員の視点やアイデアが大変貴重なものであり、それを生かすことが主体的な行動力として大きな力となると思っておりますが、見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 議員ご指摘のとおり、会員から見て、外からの新たな視点、それからアイデアにつきましては、それを取り入れることが、会の運営にとりまして大変効果的であるというふうに認識をしております。

今後とも会員からいただくご意見等は、会の運営に取り入れながら、事業を積極的に進めて

まいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市のさらなる観光振興のため、観光協会の強化と安定した運営及びより一層の緊密な市との連携は欠かせません。これに加えて、農業、商業、観光との連携として、稼ぐ力を生み出すことにより、観光協会としても安定した事業運営を行うことにより、地域資源を生かした価値を高めるまちづくりが図られるものと考えております。そこで、稼ぐ力を持つ観光協会については、どのような考えをお持ちですか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、稼ぐ力としての観光協会みずからが稼ぐことは大変重要なことだというふうに認識してございます。安定した収入を得なければ、観光協会の運営が成り立たないということでございますが、那珂市の観光資源につきましては、ちょっと厳しい、乏しい状況でございますのも現実でございます。

今後は、議員ご指摘のとおり、農業や商業などの分野との連携、それから、市や商工会等の連携をさらに図っていきながら、観光協会を、稼ぐ力が持てるような組織にしていまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市は、観光業で生計を立てる方が少ないことから、協会の収入面を考えると切り離すことは無理と承知しております。協会が収入を得て、自立できる施策が必要です。那珂市の観光の今後の発展のためにも、体制の早急な見直しが必要と思われます。観光協会の役割を拡大、多様化の中で、一定の社会的権利、能力を有する法人格を取得していただき、観光協会を法人化して自立して頑張っていこうという考えはありますか伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

法人化に向けましては、まず、先ほどもご答弁しましたとおり、安定した収入の確保が必要ですが、これにつきましては、現時点ではなかなか収入が難しいということで、法人化も難しいというふうに現時点では考えてございます。

しかしながら、法人化に向けた検討も当然必要であるというふうに認識はしてございますので、今後は先進地の取り組み事例等も検討しながら、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長の役割ということで、現在、観光協会の会長は市長が行っております。今後は観光協会の独自の会長として最適な人材がいれば会長職を譲る考えはありますか伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

譲るというお言葉がありましたけれども、会長職には決して執着しておりません。お引き受けしていただく方があればということで、今までも人選をしまいいりました。会長職には、やはり組織経営にたけて、かつ当市への郷土愛と観光振興に対し熱意を持って取り組んでいただける方がおりましたら、お願いをしたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市としては、魅力あふれる地域づくりを進め、地域資源及び観光振興推進体制の充実・強化を図るとともに、その魅力を市内外に発信することにより、まちににぎわいと活力を創出することが、交流人口の増加や定住人口の増加を図ることにつながるため、産業振興計画や、まち・ひと・しごと創生計画を着実に推進していくことが重要なことだと思われまます。

そこで最後に、改めて観光協会の役割、また目指すべき今後の方向性について、市長はどのように考えているのか最後にお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

観光協会は、まさしく市の観光振興と地域の活力を生み出す中心的役割を担っていると認識しております。したがって、目指すべき方向性としては、既存の地域資源の活用とあわせて、新たな資源を創出するとともに、行政、商工会、関係機関との連携のもとに、市の魅力を積極的に発信しながら、観光事業の振興、交流人口の増加、地域文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 以上で私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告4番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時15分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 古川洋一君

○議長（中崎政長君） 通告5番、古川洋一議員。

質問事項 1. 茨城県知事選挙について。2. 少子化対策について。3. 職員採用について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を、住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、質問の順番を変更いたしましたので、1番の茨城県知事選挙については最後にいたしますので、よろしく願いいたします。

最初は、少子化対策についてお伺いいたします。

前回、9月定例会の一般質問で、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施計画について、内容及び進捗状況等について質問をさせていただきました。

実施計画の中の具体的施策としての結婚支援の充実のところに、ライフプラン教育の実施というものがございしますが、この件については前回は触れませんでした。

話は少しそれますが、先月、第3次安倍内閣で、少子化対策も兼務される1億総活躍担当大臣に新たにご就任をされた松山政司参議院議員とお話をする機会がございました。その際、私から「少子化対策については、地方自治体が小手先の手法を用いて、結婚、出産、子育て等々の支援をしても、それは単なるパイの取り合いにすぎない。少子化のそもそもの原因を究明し、解決策を模索する必要があります。それは地方に任せるのではなく、国策として国の力がどうしても必要だと思います」といったお話をさせていただきました。

その後、改めて本市の実施計画を再度見直していましたところ、ライフプラン教育という施策があり、これは根本的な少子化対策の1つになり得るのではないかというふうに思いましたので、今回、質問をさせていただきます。

まずは、ライフプラン教育とは何ぞやということなんですが、どのようなものなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ライフプラン教育とはどのようなものかということでお尋ねをいただきました。

ライフプラン、もしくはライフプラン教育という言葉については、特定の定義があるものではないかと存じます。例えば今現在、我々がこれからの人生をどうやって生きていくかという

ことも当然ライフプランでございますし、もしくは一時期、仕事が終わって、リタイア後の人生をどうやって過ごしていくか、これも当然ライフプランでございます。

ただ、ここの少子化対策の枠組みの中でいうライフプランについてでございますが、明確な定義づけはない中、我々の解釈で申しますと、若い世代が将来の希望をかなえるために必要な知識を身につけ、それを実現するための道筋を自分自身で考え行動できるようにしていくこと、これがライフプラン教育だというふうに心得ております。

現在、その少子化対策の一環として、自治体のみならず、国においても、先ほど議員からのお言葉にもありましたが、例えば結婚支援なんかに積極的に取り組んでいるところがございます。一定の効果は、当然上がっているところがございますが、それでも今、少子化の根底にあると言われている晩婚化とか未婚化といったものに歯どめをかけられているような状況ではございません。

今現在、茨城県内でいいますと、平均初婚年齢というのが男性だと30歳を超え、女性でも29歳程度というような形になっております。そういった晩婚化が進む中で、当然、最初にお子さんを産む初産がいくつになるか、晩産化みたいなこともどんどん進んでおります。その晩産化が進むとどういうことが起きるかという、今いろいろ言われておりますが、例えば不妊治療の件数などというのも、我々、市としてもいろいろ積極的に支援を講じておりますけれども、その件数自体も、どんどんふえているというような状況でございます。

これらの背景に何があるかということでございます。当然、社会的な要因というのも大きいんだらうと思っています。例えばバブル崩壊後の失われた20年と言われる時代、この時期、いろいろ就職などもなかなか大変で、例えば正規雇用にありつけなくて、非正規雇用で日々食いつなぐというような世代が多かった時代でございます。そういったあれもありますけれども、なかなか難しい。それを自分自身でちゃんと認識して、自分が例えば将来、世帯を持ちたいのか。世帯を持ちたいんだったら、自分が今、何をすべきなのか。世帯をつかって、例えば子供は何人欲しい、2人欲しい、3人欲しいんだといったときに、じゃ、それをいくつぐらいにお子さんをつくるようにすれば、自分のこれからのお仕事の関係等々を考えたときに、それが実現できそうなのかできないのか、そういったものをちゃんと今、これからの世代にも考えてほしい。

例えば今、いろいろ若い方とかお子さんとかの話の聞くと、お子さんを産む年齢という、どこら辺まで大丈夫ですかというような質問を投げかけたときに、それこそ死ぬまで産めるでしょうと答えるお子さんなんかも、それなりの数、いらっしゃるというのが現状でございます。そういった必要な知識、正しい知識を身につけていただくというのも、これからの人生を歩む上で必要、それを積極的にこちらからもアプローチしていこうというのが、このライフプラン教育だというふうに心得ております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりやすいご説明、ありがとうございます。

本市でも市民アンケート等で、調査を実施されているかと思いますが、9月5日ですからおとといですか、茨城新聞に、明治安田生活福祉研究所というところが、25歳から34歳の、いわゆる今でいうアラサー世代の独身者に対して、結婚意識について調査を行ったという結果が掲載されておりました。

これによりますと、「結婚を意識した交際をしたことがない」と回答した男性は62.7%、ほぼ3人に2人、女性が39.4%、また、「絶対結婚したくない。諦めている」と答えた男性は30.9%、女性が25.9%と驚きの結果でありました。また、男性の77.2%が「結婚相手に共働きを求める」と。してほしいではなくて、求めるという回答をしたということであります。

このような調査結果を見ましても、いわゆる適齢期と言われる年齢であっても、知識とか計画がないと言ってしまふとちょっと語弊がありますが、そういった方々に、適齢期になったからといって、はい、結婚しましょう、子供つくりましょうと言っても、やっぱり私から言わせれば、それは無理があるというふうに思います。

ちょっと余談になりますけれども、先日、テレビで見たんですけれども、「人は判断力の欠如によって結婚し、忍耐力の欠如により離婚し、記憶力の欠如により再婚する」と、そんなことをテレビで言っていました、余談ですけれども。

ただいまのご答弁でも、若い世代が将来の希望をかなえるために必要な知識を身につけ、実現するための道筋を自分自身で考え、行動できるようにする、そんなライフプラン教育の必要性が高まっているということであります。そういうことまで教えなきゃいけない時代になってしまったのかという、ちょっと悲しいといえますか、寂しいという気もいたします。

そのような趣旨から考えますと、就職、結婚、出産、子育て、老後に至るまで等々に対する考え方や備えなどを、自分自身の人生設計について考えさせるという教育を子供のころから行う必要が今はあるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、議員がご紹介していただいた明治安田の記事、私も拝見しました。私の率直な印象は、なるほどなというような部分も正直あります。

昨年まで婚活の現場にいろいろ身を置いてきた身としては、今の若くてなかなか結婚ができなくて悩んでいる方、なかなか意識も行動も伴っていなかったというようなところがあるので、そういうのを見ると、この調査結果というのでも妥当なものなのかなと思っています。

あと共働き、男性が女性に対して働いてくれる方を望むというものも、結局、昔ながらの家族モデルというのが崩壊してきて、共働きでなければ家庭を養えない、子育てだってできないという今の若い世代の厳しい経済状況を如実に反映している、こういうことだと思います。

その上で1つちょっとお答えする前に申し述べておきたいのは、私ども行政が、この少子化に関して、今、結婚とかライフプランというようなお話になっていますけれども、くれぐれも気をつけなければならないのは、価値感を押しつけてはならないということだと思っております。要は結婚しろ、産めよふやせよというようなことで、たびたび婚活支援みたいなことについてもご批判を浴びているところでございます。

安倍政権でも、かねて希望出生率1.8などというものを提唱しました。それはあくまでも結婚したい方が結婚して、その上で自分が育てたいという数のお子さんを産むことができた際に実現できるのが1.8という希望出生率ということでございますので、我々行政としては、その個人の価値観に立ち入ることなく、そのあくまでも希望を実現できるという観点で施策を振興していく、そういう必要があると思っております。

子供のころからライフプラン教育をするべきだろうというようなお話ございました。全くもってそのとおりだと思っております。当然、いろいろ考えるに当たって、若いうちに、やっぱり教育というか、ある程度の知識とかを入れていく。当然、就職等で社会に出る前に行っていくというのは、もうこれは必要な条件だと思っております。

先ほどもご紹介しましたがけれども、女性が妊娠・出産ができる年齢の関係ですとか、そういったことも当然その中でやっていくんですけれども、そうはいっても、その中で例えば就職先を選ぶ際に、いまだにやっぱり女性の場合、例えば妊娠しました。じゃ、やめてくださいということで退職を余儀なくされるような企業さんも、いまだ多いというふうに伺っております。それはもうデータでも明らかになっているような状況でございます。ですから、若い世代の社会に出る前に、そういった知識を身につけて、就職先を選ぶ際にも、そういった知識をもとに、自分の行く末、道筋を選ぶということが非常に大事になってくる。

ただ、若ければいいというようなものでも当然ございません。先ほど申しました内容なんか、ある意味、性教育みたいな話ですとか、あとはお金の話、これが大事だと思っております。自分が子供を産み育てていくために、どれだけのお金がかかるのか。先ほどの共働きというような話にもつながりますけれども、ある程度お金の概念というの、ある程度、生々しいもので、自分で理解できるような年齢でなければならない。例えば極端な話、幼稚園で、じゃ、ライフプラン教育をやるといいんじゃないかというような話は、それはちょっと違うだろうと思っております。

いずれにしても、これから我々が実施するに当たって、その年齢層や手法、こういったアプローチをしていくか。例えば学校を活用すべきか否か、そういった問題も含めて、若いうちからやる必要はあるにしても、これから慎重な検討が必要であろうと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そうですね。

では、今後の予定としまして、実施計画には、29年度、つまり今年度ですけれども、そこ

で制度設計、そして30年度、来年度にはパンフレット等の作成というふうにございますけれども、その進捗状況をお伺いいたします。

また、教育ということですから、授業とか講演会とか、学校で行っていくお考えがあるのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

ライフプラン教育、これは非常に新しい概念でございます。少子化対策については、そもそも少子化という言葉が使われ始めたのが、たしか平成4年ぐらいだったと思いますけれども、ひのえうまの年の出生率を当時下回ったんですね。それが1.4いくつということで、それがきっかけになって、少子化を本当に考えなくてはならないということで、少子化対策、かれこれ二十何年やっているわけです。その中でも、このライフプランという概念が出てきたのは、ここ一、二年の話でございます。当然、国もそうですけれども、我々自治体も、どのようにこの問題にアプローチしていくかというようなところが、まだちょっと見えづらいというのが正直なところでございます。そういうこともありまして、なかなか他市町村での取り組みなんかも進んでいるかどうかと問われると、正直進んでいないというのが現状でございます。それはこの那珂市についても同様でございます。

そういう意味では、先ほどご紹介いただいた制度設計やパンフレット作成の具体の時期等々、内容については、まだこれから具体的な検討を行っていくというような段階でございます。

それを検討するに当っては、若い世代が社会に出る前に実施する、これが重要だと考えておりますし、少子化対策全体との整合性、これを図っていくというような考えも当然重要でございます。

事業実施に向けては、先ほどお尋ねをいただいた学校の活用をするかどうかというような話もありましたけれども、学校現場も正直、我々行政の少し反省点ではあるかもしれませんけれども、何々教育と称して、みんな結構、学校にお願いするというような現状があります。例えばこの間の夏休みの宿題一つとっても、娘の宿題を見ても、例えば何々の標語だ、何々の絵画だ、いろいろ宿題が、結局、何かそういう教育めいたものに翻弄されている。なかなか自由に、例えば絵一つ書けないというような状況もございます。そういった今の学校をライフプラン教育というものも含めて、果たして学校フィールドとして展開していくべきかどうか、これについても大変慎重な議論が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ところで、ライフプラン教育というものは、実際に那珂市の実施計画にあるということは、どなたかが提案されたんですよね、当然。私、先ほど言いましたように、松山担当大臣との話の中で、いわゆる小手先の手法だけではなくて、目先のニンジン

をぶら下げるばかりではなくて、そこからやってみようというふうに、どなたかがお考えになって提案されたということに対し、私は敬意を表したいと思います。

しかしながら、まだまだというか、何か聞くところによると全く進んでいないんですか、ということが現状のようであります。他市町村での取り組みが進んでいないからということでありましたけれども、私もネットで探してみましたけれども、全国的にも事例は少ないようではありますが、なくもないんですね。どこかの学校で何か講演会でやったとか、そういうような話がありました。

ただ、周りを見ながら、うかがいながらではなくて、ぜひ、那珂市では先進地となれるよう、チャレンジしていただくことも大事なかなということは申し上げておきたいと思えます。

ライフプラン教育は、少子化対策の1つだとは思いますが、もちろんそれが全てではありません。これまでの結婚支援、子育て支援も継続・拡充が必要だとは思っています。しかしながら、それら事業の担当課が市民協働課であったり、こども課であったり、人口減少や少子化は、本市においても重要課題であるはずなのに、少子化対策を統括して考え行う専門部署がないばかりでなく、どこの課もうちではできないと厄介者扱いをされているようにも思えてしまいます。本当に重要課題であると考えているのであれば、専門部署が必要であると思うのですが、新しい課、例えば少子化対策課、人口減少対策課とかでもいいと思います。または、課の新設が無理であれば、既存の課でグループを設置するとかして、きちんとやるべきだというように思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

茨城国体の開催に向け、国体推進室を設置し、職員を配置しておりますが、その人員を生み出すため、他の部署の人員を削減しております。そのため、各部署において人員に余裕がない状況になっております。

しかしながら、少子化対策をはじめとする人口減少対策は、今後の自治体運営を行う上で重要課題の1つであり、早急に取り組むべきものと考えております。

少子化対策についての専門部署の設置については、今後、庁内で協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいまのご答弁ですと、国体推進室を設置して、職員を配置しているから、外の部署にも人間的に余裕がないというようなことですが、ただいまも少子化対策は重要課題だというふうにおっしゃいました。でしたらば、本気度を見せていただきたいんです。ただいまのご答弁によれば、国体が終わればできるというふうに私はとったんですが、どうですか。国体の推進室で人を取られているから人間的に余裕がないということですから、国体が終れば、その人数を回せるんじゃないかなと思うんですけれども、いいです、

検討していただければ結構でございます。

ただ、それは部長が考えるのではなくて、最終的には市長のご決断ではないかなと思うんですけども、市長、本気度を見せていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今、部長のほうからお答えしたような内容でございますけれども、喫緊に迫っているのは国体ですので、国体のほうを成功させると。それから、そういう担当の課とか室を設けるのではなくて、チームを設けるというか、そういうことはできるのではないかと思いますので、ちょっと検討させてもらいたいと思います。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そういう課でも室でもいいし、グループでもいいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問、職員採用についてお伺いしてまいります。

まず、現在の正規職員と臨時職員の割合はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

正規職員と臨時職員の割合については、各部署において状況は異なりますが、市役所全体としての割合を申し上げますと、正規職員483人に対しまして、嘱託員と短時間も含めた臨時職員の合計は400人でございます。非正規職員の占める割合は、およそ45%でございます。以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 非正規職員が約45%、おおよそ2人に1人は非正規職員だということになりますね。ということは、例えば部長、課長、課長補佐ぐらいまでを除いた職員の割合となりますと、さらに、その非正規職員が占める割合というのは高くなることは容易にわかりますよね。

非正規職員の名誉のためにも、決して非正規職員がだめだというようなことは思っておりません。正規職員以上に責任感もあって、一生懸命働いてくださっている方も多いのも存じておりますが、それにしても、ちょっと多いのではないかなというふうに思ってしまう。

先ほどの少子化対策の話にもつながるんですけども、正規職員をふやして、力を入れるべき施策に対応した対応をつくっていくべきというふうに考えますが、今後の正規職員の採用はどう考えておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり定数をふやして対応することも一つの選択肢ではございますけれども、定数増に伴う人件費の増大により、市民サービスのための財源を確保できなくなるこ

とは避けなくてはなりません。また、再任用職員の雇用年数の延長や、国においても職員の定年延長に向けての検討が始まり、今後、正規職員数が段階的にふえていくことが予想されることから、現時点で職員定数をふやすことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 人件費増により、市民サービスのための財源を確保できなくなることは避けたい。おっしゃるとおりであります。であれば、選択肢は3つなんですね。今より正規職員のレベルを上げるか、正規職員を1人減らして優秀な非正規職員を二、三人採用するか、今後の正規職員採用に当って、より一層、優秀な人材を確保するか、この3つだと思うんです。私は、今いる職員の育成を図ってくださいと、これまで何度も一般質問等を通してお願いをしてきたつもりであります。一つの手段としての目標管理制度等を通して、職員全体、上司も部下もレベルアップしているものと信じたいんですけども、外部から見ても、成果があらわれているのかどうか、一度検証が必要だと思います。

きょうは、その3つ目の、今後の正規職員採用に当たって、より一層、優秀な人材の確保が重要になってくるということを申し上げたいと思います。

まず、本市における採用試験の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

本市における採用試験の現状でございますが、昨年度の実施状況について申し上げます。

採用した人数でございますが、事務が13人、土木3人、幼稚園教諭・保育士2人、保健師1人、消防士1人の合計20人を採用してございます。

受験科目等の内容につきましては、各職種で違いがございますが、代表的な事務の例をご説明いたしますと、試験は3次試験まで実施してございまして、1次試験が教養試験や事務適性検査などの筆記試験と作文試験を実施しております。2次試験が集団討論と個別面接を実施しております。3次試験は最終面接として個別面接を実施してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、採用試験の採点者や試験官は、どなたがされているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

1次試験の教養試験などの筆記試験につきましては、外部の業者に採点を委託しております。2次試験は、集団討論と個別面接を実施しておりますが、面接官は職員が実施してございます。市長は、3次試験の最終面接試験に、面接官5人のうちの1人として採点を実施しております。現在の試験方式は、平成27年度から実施してございまして、従来よりも面接回数

をふやすことで、コミュニケーション能力を重視した採用を実施してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ご承知のとおり、過日、山梨県において、市の職員採用に関する事件が起きました。もちろん本市においては、そのようなことはないと思いますが、あえてお伺いいたします。

市長は、どこまでその採用試験、選考にかかわっていらっしゃるのか。また、本市の採用試験は適正に行われているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私の役割については、面接と最終的な決断ですね、それをやります。部長から答弁があったとおりでございます。

あたり前のことですが、当市では、以前のことはわかりませんが、私が市長になってからは、山梨市の市長のようなことは行っておりません。10年後、20年後にも、那珂市が発展していくために優秀な職員を採用していくことの重要性は十分認識しておりますので、職員の大量退職がひと段落したため、今後は採用できる人員も少なくなります。採用試験でより慎重に選考を行い、優秀な人材を確保していかなければならないと考えております。

現在も適正な採用試験を実施できていると考えておりますが、今後も市民の皆様には不信感を持たれないように、公平公正な採用試験を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 市民の方々から、本市の職員の採用に関して、身内が多いよねと疑問の声が寄せられております。誰の身内なのかまではおっしゃいませんでしたのでわかりません。山梨県での事例のような金銭の授受を伴う採用はもちろないと信じておりますが、仮に俗に言うコネ採用がまかり通っているとすれば、市内で唯一の大企業である市役所で、市民のために働きたいと夢を抱き、一生懸命勉強を重ねて受験したにもかかわらず不合格になった方々がかわいそうですし、逆にそういったコネで採用になった本人も、本当に優秀だとして、職場内の周りから、そういう目で見られると思うと、それもまたかわいそうだなというふうに思います。改めてそのような採用はないと。安心して受験してほしいと。

きょうは、学生も傍聴に見えておりますので、学生さんたちに向けて、市長、もう一度お誓いください。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 身内とか云々というお話も出ましたが、私の考え方としては、例えば職員の子弟とか、それから兄弟、親子、そういうものが入ってもいいというふうに私は考えております。それは優秀であればいいということです。優秀であるということは、一言で言いますと志と情熱、それから、チャレンジ精神を持っている人物ではありますけれど

も、集団生活において適応できる、その中で能力を発揮できる人間、そういった人間が優秀な人間だというふうに考えています。一切そういうことはありませんのでご安心ください。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

続けて聞こうと思ったんですが、今ご答弁がありましたので結構ですが、市長が今、優秀な職員とか優秀な人材というふうに先ほどおっしゃったので、市長にとって優秀な職員はどのような職員なんだろうと。まして市長がみずから面接官を務めているということですが、優秀な人材かどうかを確認するために、市長ご自身は具体的にはどのような点を注視して、どのような質問をされているんですか、教えていただければ。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市民の皆さんの声に耳を傾ける職員、それからきちんと説明責任を果たすことのできるコミュニケーション力を持っている人間、それから市民の皆さんや職場の仲間とも、先ほどちょっとダブりますけれども、信頼関係を築き、いかなる困難な状況になっても責任感と積極性、それから情熱と誇りを持って取り組むことができる人間を見きわめて採用しております。特に社会規範、これを守らない人間は採用しないという方向で私はいます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

それでは最後の質問、茨城県知事選挙についてに移ります。

8月10日告示、同27日投開票で行われました茨城県知事選挙であります。県全体、那珂市、それから那珂市における年齢別の投票率については、先ほど君嶋議員も質問され、ご答弁がございましたので、私からは割愛いたしますが、議長にお許しをいただき、皆様にお配りした資料に書かれているとおりの投票率の結果でありました。

ただ、私から1点だけ、年齢別の投票率で、菅谷第2投票区と瓜連第1投票区では、18歳が50%を超えており、おおよそ2人に1人は投票してくれたんだということで、率直にうれしく思います。一方、五台第2投票区の18歳の投票率は33.33%とちょっと低いんですけども、19歳では、外の投票区よりも高い40%で、20歳代は28.33%と、またぐんと下がるというような結果が出ております。18歳というのは高校生が含まれますので、19歳の投票率よりは高くなるんじゃないかという予想はできたんですけども、この五台第2投票区の19歳の投票率が18歳よりも高い理由について、興味があるという言い方は適切ではないかもしれませんが、なぜなんだろうなというふうに思います。執行部では、その辺の分析はされていますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在のところ分析はしてございません。実際のところは、個々の有権者の状況を追跡しない限りは難しいというふうに考えております。ただ、ちなみに五台第2投票区の18歳、19歳の有権者数は、それぞれ12人、15人ということですので、分母が小さいということから、1人投票者が増えますと、そこで率が約七、八%違ってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では次に、那珂市の期日前と当日投票の投票時間について確認をしたいと思っております。お願いします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市での投票時間につきましては、期日前投票につきましては、午前8時30分から午後8時まで、当日投票につきましては、午前7時から午後6時までとなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

それは那珂市ではというふうに今、おっしゃいましたけれども、ということは、市町村によって異なるというような報道もありましたけれども、一つの選挙なのに、市町村によって投票時間が違うっておかしくないというような方がおりました。その方、那珂市民なんですけれども、水戸市の人に、当日投票は20時、夜8時までというふうに聞いていたので、仕事を終えた6時過ぎに行ったら投票できなかった、終わっていたと。よく聞いてなかった本人も悪いのかもしれませんが、そういった問題が現実がありました。

市町村ごとに投票時間が違うというのはなぜなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

公職選挙法第40条第2項の規定に基づきまして届け出を行い、認められれば、同条第1項の規定する範囲内で投票時間を市町村ごとに設定することができるということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） つまり市町村の都合という言い方はあれですけども、事情によって設定することが可能だということなんですが、であれば、選挙ごとに投票時間を変えられるということになりますか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、公職選挙法第40条第2項の規定に基づいた届け出が認めら

れば変更は可能ですけれども、選挙ごとに投票時間を変えるということは、当然、有権者の混乱を招く可能性もございますので、一定時間での実施が望ましいというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） それはそう、ごもつともだと思います。

本当にこれは悪く考えればですけれども、その都度、意図的に変えるということが、場合によってはできなくなるんじゃないのかなということ、ちらっと思っているというふうにおっしゃっていた方がいたものですから、ちょっと聞いてみました。

ただ、投票率を少しでも上げたいということであれば、投票時間を少しでも長くするというのも、確かに一つの手段かと思えます。というのは、こういう調査結果がございます。これは期日前投票の時間の例なんです、今回の知事選の投票率が県内で最も低かった。あえてA市、B市と言いますが、両市とも投票所の設置数は多いんですけれども、その投票所の多くが短期間かつ17時とか18時に閉鎖されているんですね。例えば大学とかショッピングセンターなど特設と言われるような投票所であれば、投票可能時間が短いというのはわかりますが、〇〇交流センターとか、〇〇公民館とか、中には〇〇市役所、〇〇庁舎といった、例えば那珂市でいえば瓜連庁舎ですよ。そういう公の施設であろう投票所が、短期間かつ短時間であると。もちろん投票率が低かった原因が、そうだと断言できませんけれども、市民からは何のための期日前投票なんだという声も出るでしょうし、この結果はなるべくしてなったというふうに言われてもいたし方ないのではという気もいたします。そのような事例も考え、投票時間を少しでも長くするということが一つの手段かと思えますが、今後、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務課長。

○総務課長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、投票時間を延長することも投票率の向上につながるものというふうには考えております。しかしながら、当日投票をすることができない、また当日、投票時間に間に合わない有権者の皆様に対して、それを補完する制度として設けられたのが期日前投票制度というものでございます。その制度を利用して投票する方が年々増加している状況でございます。事実、今回の選挙におきましても、全投票者数の3分の1強、約40%近く、そちらが期日前投票にて投票を行っているという状況でございます。

このように期日前投票が浸透している状況、さらに現在、市民からの投票時間についての要望もほとんどないことから推察いたしますと、投票時間の変更につきましては、現在、現時点では考えてございません。引き続き、今後におきましても、国や県などと連携し、投票率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 先ほど悪い例を言いましたけれども、確かに投票可能時間が長かった、つまり当日でいえば8時までやったといったところの投票率が必ずしも高い投票率ではなかったという結果もございます。

いずれにいたしましても、那珂市の投票率が今後とも高い水準であるよう、これまでもお願いをしておりました期日前投票所の増設、君嶋議員もおっしゃっていた啓発活動、そして主権者教育など、執行部のさらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後に、選挙の結果についてですが、今回の知事選は、新人の大井川和彦氏が現職を破って当選をされました。その結果について、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 例年に増して投票率が上がったということは、大変すばらしいことだというふうに考えております。

また、新しい知事として大井川氏が当選されました。改めまして、ここでお祝いを申し上げたいと思います。

大井川氏は、経済産業省、IT企業の役員などを歴任され、行政のみならず、民間企業の経験も十分にあることが県民に評価されたものというふうに考えております。

選挙公報では、「新しい豊かさ、新しい夢・希望、新しい安全・安心、新しい人材育成」などの政策を掲げており、また茨城の大きな可能性を生かし、若さと行動力を持って全力で挑戦していく姿勢を示されております。

私としては、大井川氏に、那珂市をはじめとする県内の状況を深くご理解をいただき、各市町村の声を十分に県政に反映していただきたいと考えております。そのためにも、まず市長会とかいろんな会合で、大井川氏と会う場合もあると思いますので、十分なコミュニケーションをとりたいというふうに考えております。そして、那珂市の現状をよくご理解いただいて、那珂市の市政全体が茨城県の県政発展にも資するよう、県との連携、それから協力体制を築いていきたいというふうに思っています。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ただいま当選おめでとうございますということで、当然、ノーサイドですから、今後のことを考えれば、私もよろしいかと思えます。

ただ、海野市長が、選挙期間中、現職を支持、応援されていたのは、誰もが知るところであります。選挙で誰を応援するかは自由ではございますが、公人である首長が、なぜ、その候補者を応援したのか、その理由をお聞きすることは市民の権利だというふうに私は思います。

インターネットで、または直接、市長の応援演説をお聞きになった方もいらっしゃるようですが、現職の候補者を応援した理由をお聞かせいただけますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 1つには、市長会の機関決定で決めたということ、それから橋本知事

とは7年間、首長としていろいろ接してまいりました。そして、那珂市のことについて真摯に考えてくれたということ外、人間的に魅力があるものですから、そういった意味で応援をさせてもらったということです。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、現職の候補者は、県議会において議員の質問に対するこれまでの答弁を覆す、無条件で東海第2原発の再稼働を認めないと、事前の議会説明や記者会見はなく選挙の告示日に表明をされました。これに対して、一部の方からは、選挙の道具にしているんじゃないかとか、国が原発周辺30キロ圏内の14市町村と県に対し、事故に備えた避難計画の策定を義務づけていることから計画策定中であり、職責を放棄するような発言だというふうに批判を、一部ですけれども、されました。

8月15日の茨城新聞に、「現職候補者が再稼働を認めないと声明したことに対し、同氏を推薦する海野 徹那珂市長は、はっきり姿勢を示したほうが応援しやすいと歓迎」と掲載されております。

その後、那珂市内で行われた現職候補者の応援演説で、海野市長は再稼働を認めないとこの声明について、「よく言ってくれた、ありがたい。知事の判断は正しい」と述べられたと多くの方がお聞きになったようであります。つまり市長は、自分も再稼働反対というお考えを表明したことになりますが、それで間違いございませんかお伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 知事が原発の再稼働をしないという発言をしたということについては、96万人という30キロ圏内の県民を、無事に、完全な形で外へ出すことができるかと。多分できないと思うんです。できないから、やっぱりとめる外ないだろうという判断を下したんだと思います。

私がそれを支持した理由は、2月、アンケートの結果が出ています。これが「反対」、
「どちらかと言えば反対」というのは65%あるんです。多分、「容認できる」というのは、二十何%じゃなかった、今、正確な数字はわかりません。そういった中で、市民が半分以上、反対している。そういったものに対して、私が市民の意向を最大限に考慮するというのはあたり前のことですよ、これは。だから、そういうふうにしたわけです。

だから、外の原発はわからない。外の原子力政策はわからないけれども、ここの地域においては無理なのではないかというのが私のスタンス、考え、市民を守ることができないですよということです。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そのようなお考えなんですよと確認をただけなので、いいとか悪いとかは聞いていません。それも申し上げるつもりもないし、この件については、多分明日、花島議員がその判断の是非とか、そういった今後どうするんだとかというようなお話を多分お聞きになるんでしょうけれども、いずれにしても、その判断がいいか悪いかは、いずれ

市民が審判することありますから、きょうは、そういうことは申し上げておりません。

ただ、現職の首長であるならば、ご自身の主義主張は、誰かが言ってくれたからありがたいとか選挙で初めておっしゃることではなく、那珂市として記者会見でも開いて、今おっしゃったような理由で私も反対ですというようなことを堂々と述べるべきだと私は思います。

ただいまのご答弁で、大井川氏は行動力を持って、全力で挑戦していく姿勢を示されたとおっしゃいました。私もそう思います。私は個人的な今回の判断は、まさにそれであって、多選が悪いとか、年齢がどうだとかいうことは、私は問題だとは個人的には思っておりません。

また今、市長は、新知事と十分なコミュニケーションをとりたいというふうにおっしゃいました。それも行動力だと思いますね。ただ、市長会で会うからということではなくて、みずから説明しに行き、聞いてもらうというような、そういったことも必要なんだと、それも行動力だと思います。市長は以前から、トップセールスというようなことをキーワードにされているかと思いますが、その成果がなかなか見えてきていないんじゃないかというのが私の実感なんです。やろうとする人、前に進もうとする人はたたかれる。よく、出るくいは打たれるといいます。やらない人は批判もされないなどということをおっしゃる方もいるんですね。うまいこと言うなと思います。私はたたかれても、くいを打たれても、前進しようと思っておりますし、またそのような人についていきたい。全力で協力もしたいというふうにお思っております。

那珂市における今回の知事選は、自民党対自民党员である海野市長とおっしゃっていた方もおりました。得票差3,200票超という結果を市長も謙虚にお考えいただき、今後の市政運営に当たっていただきたいということを申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で、通告5番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日9月8日金曜に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時04分

平成29年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月8日）

平成29年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月8日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案の質疑

報告第 4号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 5号 平成28年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 6号 平成28年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

議案第57号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

議案第58号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第61号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第62号 市道路線の認定について

議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成28年度那珂市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 大和田 和 男 君

2番 富 山 豪 君

3番	花島進君	4番	中崎政長君
5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	引田克治君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	海野幹雄君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 農事局長	根本実君	総務課長	川田俊昭君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、花島 進議員。

質問事項 1. 原子力安全対策について。2. 市内の踏切の安全について。3. 市道や水路の管理について。4. 那珂第一中学校東にある溝について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 3番、花島です。

通告に沿って質問いたします。

まず1番目、原子力安全対策について。

これは安全対策全般ではなく、県知事選挙の結果とその前後のいきさつ等も含めて質問したいと思います。

8月に行われました茨城県知事選挙において、大井川氏が当選しました。選挙は3人の候補で争われ、原子力問題に関しては、鶴田氏が初めから最後まで東海第2原発の再稼働に反

対する姿勢を示しました。現職の橋本氏は、長年再稼働問題は国が決めることとしていましたが、選挙に入り異なる考えを示し始めました。これについては後でまた触れます。大井川氏は再稼働問題については、みずからの見解を示しませんでした。

結果は皆さんもご承知のように、大井川氏が当選しています。この結果を受けて、原子力安全対策をどのように考えるかをお聞きします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

大井川氏は、安全対策と実効性のある避難計画を大前提として、県民の意見を十分に反映する形で可否を慎重に判断していきたいというふうに発言をしております。原発から30キロ圏内、約96万人の県民を抱える知事の立場として、県民の声を聞き適切に判断をされるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 大井川氏の適切な判断を信じるという内容でしょうか、あるいはそれはどちらかわかりませんが、とにかく大井川氏がまさにその適切な判断をするように働きかけること、それともう一つは、適切な判断をしない可能性もあることを踏まえた対応を考えていただきたいと思います。

次いってよろしいですか。

次の質問です。県知事選挙においては、橋本氏がいわゆる方向転換を行いました。これについて聞きます。

質問の背景からお話しします。

橋本氏は、先ほど言いましたように、長い間、原発再稼働は国が決めることとしていました。ところが、県知事選挙の選挙公報では、県民の生命と暮らしを守るため、安全性と避難体制の実効性が確保できない状況では、原発再稼働は断じて認めませんと書いています。

私としては、これに非常に大きな違和感を持ちました。違和感というよりは、政治家としての誠実さを疑うと言いかえたほうがいいかもしれません。この言葉が世の中のただの人、あるいは今初めて県知事に立候補する人の言葉なら別です。ですが、少なくとも2011年の福島原発事故、同時に同じころ東海第2は極めて危険な状態から辛うじて大事故を避けたという経験があります。そのときからずっと県知事であった人の言葉なんですね。そして、県知事として、県で基本をつくり、各市町村に広域避難計画をつくらせてきた人の言葉です。

この広域避難計画については、ほとんどの人が実効性がある避難計画はつくりようがないと考えるようなものです。それをつくらせてきた人の言葉です。それが今になって実効性がない限りというのは極めて疑義を生じるということです。

もう一つ原発の安全性についてです。県には、原子力安全問題で助言する委員会があると思っています。それは、福島事故の後でさえもそこに、原子力に批判的な意見をきっちり言

える委員を配置しているようには見られません。知事、あるいは県が原発の安全問題の議論を県民に呼びかけたというふうにも見えないというのが私の認識です。実際問題として、橋本氏の頭の中にこの6年間何が渦巻いていたかは知りません。ですが、表から見えるものは、氏が言ってきた国が決めることという考えのみだと私は思います。

それについては、次に、さらに告示日になると、橋本氏は条件つけずに再稼働に反対すると言い出しました。これも私は本来もともと東海第2原発の再稼働に反対する立場です。そういう点では歓迎されることですが、単純に歓迎もできません。選挙のとき私たちの再稼働に反対する運動の仲間から、橋本氏の方向転換を歓迎する、だから橋本氏を応援しようというような声も一部にありました。ですけれども、私は橋本氏の言動自体が理解できませんでしたし、理解しようとする種さえも見えませんでした。

新聞報道などによりますと、橋本氏は方向転換の理由を、子を持つ母親に言われたからというふうに述べたそうです。これはその意を酌んだといえはいいかもかもしれませんが、見方を変えれば、感情的に事故を心配している人の気持ちに応えたというようにしか聞こえないんです。

私は今の原発技術に反対ですけれども、単に感情的に不安だからではないです。また、私が属する日本共産党が反対しているというより先に、実際の問題として現在の技術、現在の社会体制、経済体制の中で、とんでもない事故が起きる確率は無視できないと考えるからです。そして、社会としての損得勘定から見ても、原発は運転しないほうがよい、運転しないのは合理的な選択だと考えるからです。県知事であるからには、そういう視点からの判断がなければ、言っていることが本心というのかな、どれほど確かなものなのか見えないというのが私の気持ちです。

さて、このように私には違和感がある方向転換ですが、この選挙の中で県内の多くの自治体の首長さんたちが橋本氏を支持することを示す宣伝ビラが全軒に配付されたと思います。これは個々に確認はしていないので、そう思っているというだけです。その中で海野市長さんも入っていました。

については、2つの質問になるわけですが、これは昨日の古川氏の質問とつながることとそれ以外のことがあります。

まず、市長の橋本氏の支持は、原発再稼働反対を含めての支持なのかどうか、これを再度お答え願いたいということと、もう一つ、橋本氏からいつどのようにそういう方向転換の説明があったのかをお話しいただきたい。

以上、2つをここでお聞きします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

まず、橋本知事の再稼働反対のことについてお話ししますと、橋本知事からは、万が一、原発事故が発生した場合、原発から30キロ圏内の約96万人を避難させることは現実的に不

可能であるとの考えから、再稼働は認めない判断をしたというふうに伺っております。

それから、2番目には、橋本知事を支持をしたということでございますけれども、私としては、市長会が橋本氏推薦を機関決定したということもありますが、橋本氏の人柄や6期24年間の実績ですか、それから那珂市に対するいろいろな貢献といたしますか、事業とかそういったものをしていただいたことを総合的に判断して、橋本氏を支持をいたしました。

それから、再稼働の是非についての件ですけれども、那珂市では今年の2月、再稼働の是非について市民アンケートを実施しましたが、約65%の市民が再稼働に反対している結果が出たことを大変重く受けとめております。

橋本氏が96万県民の安全確保のため再稼働の是非について考えを明確にしたことについては、5万4,000人の那珂市民の安全を預かる市長として、理解できるものだというふうに感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 話は半分わかりました。

橋本知事から方向転換について、話はいつごろございましたでしょうか。大体で結構ですが。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 選挙戦に入る前だったと思います。時期についてはちょっとわかりませんが、選挙が告示される前にそのようなふう聞いております。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） はい、わかりました。じゃ、この件は以上で。

次の件に移らせていただきます。

質問事項の2番目、市内の踏切の安全についてお伺いします。

市内には踏切がいくつかありますが、その多くは踏切の部分が前後の道より狭くなっています。これは前々から私だけではなく外の議員からもいろいろ言われている件です。

上菅谷駅南の踏切、中菅谷駅東北側の踏切が狭いということは、以前より私も気がついていましたけれども、旧国道349の下菅谷駅北側の踏切も狭くなっていることに最近気がつきました。歩行者が踏切の前で、車が来なくなるのを待ってから渡るという姿が見られています。

この件だけでなく、踏切全般について、県やJR東日本への働きかけなど、どのような対策をとっているか再度確認したいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

本市におきましても、市道の拡幅整備等により踏切道の拡幅要望を受けている踏切は多数ございます。そうした中で、交通量及び歩行者等の利用状況から、特に早急な拡幅が必要な

ものとして、上菅谷駅の南側にございます大宮街道踏切、それから中菅谷駅付近にございます第一福田踏切については、踏切道調整会議を通じましてJRに要望をしているところでございます。

議員ご指摘の下菅谷北側踏切については、交通量も多く、歩行者にとっては不便を感じているものと思われますので、今後JRに対し協議をしてまいりたいと思いますが、この踏切のある下菅谷地区にはもう一つ踏切が駅の南側にございます。こちらの踏切も十分な広さがあるわけではございませんので、優先順位等の調整も必要になってくるかと思われます。

なお、JR水戸支社と情報交換を行ったところ、水戸支社管内では既に平成35年までの踏切拡幅工事の予定が入っているとのことでございますので、早急な整備には入れないのが現実であることをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 働きかけをしていること等わかりました。優先順位も考えるのはある意味で当然だと考えています。

そういう点で、これもしっかりやっていただきたいとしか言いようがないんですが、実際のそのJRの対応というのは非常に悪いと私は思いますので、その辺も含めてもっと圧力をかけて、単に交渉するだけでなく、いろんな方面を使って進めていただきたいと思います。

私も既に知り合いの県議などから語りかけてくれというふうに言っていますので、今後ともよろしくお願ひしたい。

次いきます。市道や水路の管理についてお伺ひします。

道路や水路上に物が放置されている例があるのではないかと思います。それを排除すれば道路の有効幅が広まり、安全も高まるというふうに思っています。現在どういう状態になっているかという認識をしているかをお聞きしたい。

具体的な例では、下菅谷の地区でかなりちょっとこれはどうかと思うのがありました。その場所についてはもう既に担当課にお話ししていますので、どのような認識しているかお願ひしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

市道への個人の土地からゴミ等がはみ出して置かれているような、いわゆる不法占用等につきましては、ホームページにより周知を実施しておるところでございます。また、通行に支障を来している事案については、土地所有者に対し除去をお願いしております。

議員ご指摘の場所につきましても承知しており、土地所有者に対し除去をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 除去をお願いするだけでは、それはそれで大切なことなんですけれども、なかなかやってくれないと、待っているだけということにもなりかねない、実際そうなっているわけですよね。ですから、そういうふう分にはもう少し強い手段も考えてはいかがかと思います。

実際に、公式に市有地などを占有したり、あるいは水路の上を使う場合でも、課金する制度がありますよね。課金をしたら、お金を取ったら認めているということになるという疑いを持つかもしれませんが、そういうものじゃないですね。不法に使ったものでも、なんというかな、合法だと認めなくたって取るべきものは取るということもありますので、そういう手の圧力をかけることも含めて改善を図っていただきたいと思います。

次に、やはり下菅谷駅周辺の道路のことです。

旧349号沿いに、並木敷とか言われている場所と言ったらいいんですか、土地があります。それについては、道路より歩行に使えるように空いているような場所と空いてない場所がでんでんばらばらにあります。そもそもその所有関係とか管理の責任関係はどうなっているんでしょうか。あるいは、見た目どおり空いているところだけ並木敷で、民家などに使われている部分は並木敷じゃないという認識なのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

議員ご指摘の土地につきましては、平成27年に財務省より那珂市が譲与を受けた土地でございます。今ご質問のありました、まだ家屋が乗っている場所もございます。そこも含めて本市が譲渡を受けております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） それはよく考えれば本当にまずいことですよね。ですから、実質的に占有されているものをどうするかというのは、簡単な話じゃないと思いますけれども、実際問題として、本当は真っすぐつながっていれば幅の程度はともかく、交通の便にいいわけですので、改善を考えていただきたいというふうに思います。

あと、下菅谷地区のまちづくりの計画もありますよね。それとの関連はどうなっていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

今言われた並木敷を含めた地区、この地区は下菅谷地区のまちづくりの区域内のいわゆる道路整備に係る案件にもなります。そういうことですから、下菅谷まちづくり協議会の中で整備の内容も含め、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 単に協議を行うのは、それは変更するのは当たり前なんで、そういう好ましくない状況を改善する方向で、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

了解いただいたと思って、先に行っていていいですか。

最後の大項目になります、那珂第一中学校の東にある溝について質問します。

那珂第一中学校の東には、ほぼ南北に通る溝があります。もとは水路だったようです。今でも水路という位置づけかもしれません。実際には現在は上流からの入ってくる水はなく、そこでは流れが滞り、悪臭や有害生物の発生源になっているというのが地元の住民から訴えられています。流れのない水たまりが生じることと、斜面の木や草が茂り過ぎることの2つが問題かと思っています。善処していただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の場所につきましては、確かにもとは水路でございましたが、現在は隣接地や道路の表水を受けて排水するような役割となつてございます。下流域に土砂が堆積している影響で流れが十分でなく、滞留している状況であるということは、市のほうでも認識をしているところでございます。

このような中、市ではこの地域の土地改良区を通じまして、下流域の関係者の方々に多面的支払交付金制度を活用した水路法面の草刈りや土砂払いを行っていただくなど、整備施設の適切な保全管理の働きかけを行っているところでございます。

また、土地改良区からは、水路の流れを妨げ滞留の一因となっている排水ゲートというのがございますが、その排水ゲートにつきまして、秋口には改修する予定であるということを知っていますので、このようなことによりまして水路の流れを少しでもよくしまして、悪臭等の原因を防止していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 地元からは実は溝を埋めてくれとの声もあります。ですけれども、土地の状態を変更するのは簡単に判断できることではないと私も思っています。まずは、今おっしゃった排水ゲートの改修をぜひきっちり進めるように見ていていただきたいと思いません。

今のお話の中で、水路管理に使える多面的機能支払交付金制度というのがあるという話でした。この制度と申請方法等について説明してください。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

多面的機能の支払交付金の制度でございますが、平成27年度に法律化されまして、将来的な農業の多面的機能を維持するため、地域共同で行う地域資源、農道とか水路、農地ですね、の基礎的な保全管理に対して支払われる交付金でございます。国が50%、県と市がそれぞれ

25%を負担してございます。

また、その活動内容でございますが、農地や水路法面の草刈り、水路の土砂払い、農道等の碎石敷きなどとなっております。また、その組織でございますが、農業者や農用者、また地域住民等で構成されております。

また、申請方法についてでございますが、まずは組織を設立していただく必要がございます。組織化のための説明会の開催であったり、活動の規約のひな形等につきましては、農政課等でも準備がございますので、組織化を考えている場合には交付金の申請時期の関係もございますので、お早目に農政課のほうにご相談をいただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 整備作業に資金が出るというのはありがたいことなんです。今のお話では農業者が絡まないといけないということですね。実際、現在の要求は、私が聞いている範囲では農業者からではなくて、周辺の住民から出ているので、なかなか組織化ということは難しいかなとは思いますが、こういう制度があるということも含めて、住民の方々にきょうのやりとりをお伝えしたいと思います。何かのときは相談等よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告7番、小宅清史議員。

質問事項 1. 地方創生を考える。2. 廃校の利用規程を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史です。

先日のひまわりフェスティバルは、例年以上に入場者が多かったんじゃないかとみんな言っていましたけれども、今年は夏が若干過ごしやすかった印象で、それで出足がよかったのかなというような感想を持っております。ひまわりフェスティバルが終わりまして9月定例会になりますと、いよいよ秋だなという感じがするわけでございますけれども、一般質問きょうもはりきってまいりたいと思います。

通告を出させていただいているんですが、通告の順番を変えさせていただきまして、2番の廃校利用を考えるから行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、表題の「利用規定」の「規定」という漢字がちょっと違っておりましたので、こちらのほうも訂正お願いいたします。

先日、那珂市商工会青年部で婚活イベントを開催しました。私も青年部員なのでそちらへ参加したわけですがけれども、戸多小学校跡の、今まちづくり委員会のほうで使うということで、非常にきれいに改装されまして、利用しやすいような本当にくつろげるような空間ができていまして、非常にいいなというふうに思ったんですけれども、そういった中で、戸多小学校も廃校から3年経過しているんですけれども、ここを利用する場合の利用規程が、いまだに小学校の利用規程のままになっているというようなことがこの間お聞きしました。つまり、夜間ですとかそういったものを使いたくても、小学校の利用規程に準じてしまうために、非常に規制をされるというようなことであります。

廃校の有効利用というのを私たち総務生活常任委員会でもたびたび議論してきたわけですがけれども、やはりその地元の人の使ってもらう、市内の人に使ってもらおうということであっても、その利用規程が小学校のままではなかなか利用は促進が伸びないというようなことがあるんです。ですので、これを何でこのまま、小学校の利用規程のままにしているのかということをまずお聞きしたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

現在、戸多小学校の施設を利用するにあたりましては、廃校後の経過措置としまして、社会体育施設としてではなく、跡地利用が決まるまでの間、学校教育施設としての規則のもとで運用しております。

これにつきましては、小学校を廃校にする際、地元からのこれまでどおり体育館等を利用したいという要望もあり、利活用が決まるまでは従来どおりの運用としたものでございます。

今後、社会体育施設に運用がえをするにあたりましては、設置管理を行う上で、使用時間や使用料、使用団体等の規定を細部まで地元や関係機関と調整する必要があり、現在制定に向けた準備を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ということは、調整を始めたということは、これは変えていく予定が

あるということですか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 今お答えいたします。

活用案の今検討のほうを地元到校舎の利活用案のほうを今お示しし、検討をお願いしている段階でございます。その協議が済み次第、利用規程についても改正を行いたいというふうを考えております。利活用が決まった場合には、ハード面の整備の兼ね合いもありますが、早ければ来年度から社会体育施設としての運用を開始できればというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 来年度から変わるということで、非常にいい答弁をいただけたと思います。じゃ、そのように、使いたいという団体がありますので、そういったところを使っただけのような施設で、それがやっぱり廃校利用にもつながっていくと思いますので、ぜひ早急に変更できるのであればお願いしたいと思います。

では、続きまして、1番の地方創生について考えるというほうに入っていきたいと思いません。

安倍政権になりまして、地方創生という言葉が頻繁に聞かれるようになりました。ですが、一般国民からするといまいち何が起きているのか分からない、どういう意味なのか分からないという話をよく耳にします。きょうは地方創生とは一体どういうことなのか、地方創生で何がもたらされるのか、これをじっくり考えてみたいと思います。

まずは、地方創生は何だということから入っていきます。

発端はアベノミクスです。2012年12月、民主党から自民党、公明党政権にかわりました。そして発足した安倍政権は、デフレの脱却と富の拡大を目標に掲げました。そこで登場しましたのがおなじみのアベノミクス「三本の矢」という政策であります。

第一の矢として、大胆な金融緩和を行いました。それまではデフレが進行してしまっていて、どんなに働いても楽にならない、物価も安い給料も安い。したがって買い控えになって物が売れないというような状態が日本では慢性化しておりました。デフレスパイラルという言葉が当時は言われていました。

そこで、第一の矢で流通するお金の量をふやしまして、インフラに誘導するインフラターゲットというものを行い、日銀にたくさん市場にお金を出させたというのは皆さん記憶にあるかと思えます。

そして、第二の矢として、10兆円規模の財政出動を行いました。政府が率先して需要の創出を行ったわけでありまして。例えば公共事業で資金力を企業につけさせたり、補助金を出して設備投資を助長させたりということをしました。

これが第一の矢、第二の矢、言ってみれば実弾作戦ですので、これは経済的には相当きい

たというふうに言われています。株価、企業実績、雇用など多くの指標で著しい成果を上げました。

ところが、これがなかなか地方にきいてこないと、地方のほうに広がってきた実感がないというようなことになりまして、そこで第三の矢の成長戦略でございます。この成長戦略で規制緩和、技術革新、そして新たな需要の創出など、そして生産性の革命などをうたいまして、富の拡大、富の拡大というのは、要は地方にまでその豊かさを拡大していきましようというような目的になっています。都会に集まっていた富を地方に持っていかうと、これが地方創生の始まりということだと思います。

そこで、地方創生というキーワードなんですけれども、これ那珂市に最初にこれが届いた、文書として届いた、通達なんですか、これはいつですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

地方創生について正式な通知が市に届きましたのは、まち・ひと・しごと創生法、これが成立し、国の総合戦略や人口ビジョンが明らかになった後でございますが、平成26年12月27日付閣副第979号という文書で内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について通知をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうすると、それは国から直接来たということなんですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 県を經由してでございます。茨城県の地域計画課、こちらを經由して、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部及び内閣府の地方創生推進室、こちらから届いたものでございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そういう文書が来て、なかなかピンとくるようなものではないと思うんですね。それで地方創生という言葉聞いて、これは何をすべきだというふうに役所のほうでは理解したのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

地方創生、こちらは先ほども答弁しましたとおり、地方創生総合戦略、これをおのこの自治体でつくりましょう、つくりなさいというようなことでもございました。その上で交付金が交付されるというようなことでもございますけれども、そういった各地方自治体がおのこの戦略を策定して取り組むというようなことは、例えば従来のいろいろなてこ入れのやり方、先ほど公共事業のお話もありましたけれども、そういった全国画一的なやり方ではなく、その地方の独自性みたいなものを生かしたそういった施策にシフトしたんだろうというふうに

理解しております。

また、地方創生という言葉、再生なのか創生なのかという議論もありまけれども、創生、つくるというような字が入っております。いわばこれは、先ほど議員のほうからもありましたがけれども、富をつくる、価値をつくるというようなことだと思っています。地方にもその価値をつくる、地方にも価値をつくることによって東京一極集中から脱却していく、それが地方創生の目指すところ、理念に近いのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 当時の石破担当大臣のもとで、平成26年9月第1回まち・ひと・しごと創生本部会議というのが行われたのが第1回目のようです。

そこで議事録が公開されていますのでそこを読みますと、人口減少を克服し、地方が成長する活力を取り戻す、従来の取り組みの延長上にはない政策を実行していく。そして、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に則した地域課題の解決をしていくというふうに石破大臣は語っております。そして、5つの検討事項というのをこれ出しているんです。地方へ新しい人の流れをつくる。地方に仕事をつくり安心して働けるようにする。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守る。地域と地域を連携する。これを基本姿勢として国が率先してこれらを牽引していくということが議事録の中には言われています。

これを読むと、非常に私たち地方に住む者にとっては、ああ、そうだよなというふうな納得するような内容なんですけれども、ただこれをどうやって実行していくかというのは、本当に難しい話なんだと思うんです。

それで、大臣は、ばらまき型の手法はとらず、各省庁の縦割りを排除し、あらゆる制度について精査するとともに、地域に根差した民間の創意工夫を後押ししつつ、現場に積極的に出向き、得られた知見を今後の政策転換に生かすと、大臣みずから現場に出向いて知見を広げるんだというふうなことをおっしゃっておいりました。

それから始まりまして、地方創生で地方ではありますが、法律での施行ですので、全国一斉に取りかかったわけなんですけれども、地元を挙げての取り組みということでは何かありますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

地元を挙げての取り組みということのお尋ねでございますが、1つわかりやすい代表的な例を申し上げますと、シティープロモーション、この中で「いい那珂暮らし応援団」というものを今展開してございます。議員の皆様にも多数参加していただいておりますが、これこそまさにその官民間問わず、地元みんなで頑張っていこうというような取り組みの1つとして挙げられるのではないかなと考えております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 「いい那珂暮らし応援団」のフェイスブック等を私もいつも見ておりますけれども、ああいうハードじゃなくてソフトな取り組みというのは、非常にいい取り組みなんだと思います。派手ではないですけれども、ああいう地道な取り組みが地元の一体感とか、やがては大きな輪になっていくのかなというふうに思っています。

あとは、アクセスがふえていって、例えばあそこに掲載すると繁盛店が生まれるみたいなところまでいければ、非常にいいなというふうに期待もしております。

そういったものも含めて、この地方創生によって、どのような経済効果が見込めるかということもちょっと部長にお聞きしたいんですけれども。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

経済効果というようなことでございますけれども、端的にその経済効果と今まで我々行政の施策でいわれたものに、先ほどの話もありました、公共事業の増し積みみたいなものがございます。それがその産業連関表でどうなって、例えば1円投資するとそれが3円になるよというような話がありますけれども、今回の地方創生については、そういった短期的な景気浮揚効果、それを目指したものではないというものと認識しております。

地方創生交付金、我々もこの取り組みの中でいただいております。今まで1億2,600万円ほど交付金の交付を受けております。それによって、例えば安定した雇用の創出戦略、そういったものにも取り組んでおまして、例えば地域での創業支援ですとか、農商工商品のブランド化、こういったものに取り組んで、これをもとに経済活動の活性化を図ろうとしているところでございます。

具体的な金額まで今ご紹介できるものではありませんけれども、まず代表的なものとしてそういうものがあるということでございます。

外にも交流人口の拡大、あと先ほどの経済活動の活性化ですとか、流入人口、定住人口の増加、こういったものが生じてきますれば、住宅投資も当然ふえますし、我々地方自治体への税収の増加、こういったものも経済効果の一端として見込まれるものと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 昨日、古川議員の質問の中でもありましたけれども、パイの取り合いにどうしてもなってしまうんですけれども、パイの取り合いだけでなく、やっぱり外から外貨を取ってくるような、そういったものを積極的にやっていったらいいかなとは思いますが、ただ、やっぱりブランド化というのは那珂市は下手だなというのはつくづく思います。茨城県が下手だ下手だと言われるんですけれども、本当に那珂市もブランド化というのは下手だなというふうに思います。農作物でいえば何でもつくれるから、やっぱり集中ができないというのはよく聞くんですけれども、逆につくるものが限られたほうが一点突破

でいけるというような、変な話ですけども、そういう話もよくお聞きします。

これは商品でブランド化よりは、品目でブランド化をすることが大事だという話を前にちょっとお聞きしました。商品でブランド化だと特定のところだけになりますけれども、品目でブランド化すれば、那珂市の米とか那珂市の芋とか、そういったもののブランド化なら参加する人も多くなってくというような話なんですね。そういったものもちょっと考えていければなというふうに思っています。

地方創生、今まで地方になかったものをつくり出すというようなニュアンスなんだと思うんですけども、これって言葉で言うのは簡単ですけども、難しいんですよ。今までなかったものをつくり出すわけですから。そうすると、それってどういった社会なのか、どういったものを創造して取り組めばいいのかと思うんですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

なかなか難しい質問だとは思っておりますけれども、ちょっとこれ私見も入りますけれども、一言で言えば、地方でも人々の希望がかなえられる社会、これをつくっていくというのが今我々に課せられた使命であり、地方が今から取り組まなくちゃならないことなんだろうと思っております。

例えば希望する勉強、もしくは仕事、働き方、趣味やボランティア、こういうことをやりたいというようなこと、あとは家族形成ですね、先ほど来も話ありましたけれども、結婚、妊娠、出産、子育て、働き方なんかも含めてですけども、こういったものも含めて、それがあらゆる方、例えば障がい者ですとか高齢者、もしくはひとり親家庭、どちらかといえば社会的になかなか難しいと言われる方にもそういった恩恵が享受されるような社会、これを地方でつくっていくというのが、これからの我々の使命なんだろうと思っております。

例えば、先ほど勉強とか仕事と申しましたけれども、今、東京一極集中、これが進んでいるという背景に何がありますかという話になりますと、例えば高校生まで地元で頑張って勉強しました、それを生かしてさらにレベルアップした勉強を大学でしたいというときに、自分がしたい勉強ができるフィールドというのが東京にしかない、だから東京に行くんだ。またさらにその先を行くと、じゃそのスキルを生かして今度は仕事に生かしたい、自己実現をしたいといったときに、その自己実現のフィールドというのが今は東京にしかない。そういうような社会的な状況があるゆえに、東京一極集中というのが進んでいるんだろうと、かように考えております。

それを地方においても実現できるようにする。今、新聞紙上なんかでも、一部東京に集中している大学を地方移転できないかみたいな議論も始まるやに聞いております。そういったものも進んでくれば、例えば地元にながらにしてやりたい勉強、やりたい仕事にもありつけるし、家族形成の問題、産みやすさ、育てやすさみたいな部分も、変な話、東京で産み育てるよりは、地方での産み育てのほうが当然やりやすいものだと思っております。そういっ

たものも実現していければと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 地方創生バラ色な感じで本当に、それは実現できれば本当にいいですよ。それと那珂市で育って那珂市でそのまま就職して、那珂市で出産してというのがやっぱり持続可能な社会というものだと思います。そういったものができるようにしていくのが地方創生の意味なのかなと、今、部長の答弁を聞きながら本当に思いました。

ちょっと脱線しますけれども、先日、野田聖子総務大臣がふるさと納税の返礼品に關しまして、これまでの自粛体制から柔軟に認める発言をしました。昨年、私も一般質問させていただいているんですけれども、那珂市はもっとこれは、ふるさと納税は攻めたほうがいいと思うんですよ。やっぱりお金の引っ張り合いですので、東京の自治体が悲鳴上げているといいますけれども、そこで指くわえて、ああ、やってるわと見ているんじゃないかと、那珂市も積極的にこれ参加していったほうがいいと思うんです。

そこで、返礼品として最強なものをちょっと私考えているんですけれども、それは三菱マテリアル社の金なんですけれども、那珂市にありますね、三菱マテリアル。ここで金を加工させて返礼品にしたら、これ日本一になっちゃうんじゃないかなとひそかに思っているんですけれども、総務部長どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 例えば換金性のあるものとか、制限されているものもございまして、よく検討してみたいと思います。貴重なアイデア、ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。

本当に三菱マテリアルさんの技術はすごいので、それが那珂市にあるというのも非常に価値のあることだと思いますので、ぜひ検討してみてください。

それから、ごめんなさい、話戻りますけれども、この地方創生がさっき持続可能な社会になっていくためにというような話の中でいくと、これは一過性になっちゃういけないんだと思うんです。その一過性のものにならないために必要なことというのは、これは何だと思いますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

一過性のものにならないためにという意味では、今いろいろ交付金の交付とか受けて事業展開しておりますけれども、変な話、金の切れ目が縁の切れ目みたいな話になってはよくないんだろうと思っています。そういう意味では、人づくり、もしくはそのための意識改革みたいなものが一番重要なんだろうと思っています。例えばで申し上げますと、その意識改革でいえば、よく茨城県民の県民性として言われる部分ですけれども、例えば県外からお客さんが来ました、どこかを観光して、地元の人に、これを見に来たんですけれども、次にど

こか行くところありますか、何かおいしいものありますかと聞かれたときに、地元の方が結構、いや、ここには何にもないからなというお答えをしがちだというのが通例言われております。まずはそこからなんだと思うんです。我々地元の人間にとっては、ふだん目にして口にして、何の変哲もない日常の中のものであっても、例えば都会から来た人にとっては、非常に価値のあるものだったりするというのが多数あるんだと思います。それは那珂市においても多分同様だと思っています。

私も本当に赴任して早々のころですけれども、阿弥陀寺のしだれ桜、あれを拝見いたしました。仕事終わってからだったので、ライトアップもちょうどいいということで拝見したんですけれども、やあ、びっくりしました、あの美しさ。やはり私もインスタグラムなんかにもちょっとその写真をアップさせていただきましたら、結構反響はやっぱりありまして、ああいうものをどンドンアピールしていくべきなんだなというのは改めて思いました。

そういう意味で、例えば今のその阿弥陀寺のしだれ桜、皆さんにとっては生まれたところからのありふれた風景なのかもしれませんが、そこに価値を見出す人も多数多分いるんだろうと思います。それをちゃんと知ってもらおうということ、そのためにはやはり先ほどのように、いや、うちには何もないよというのではなくて、やっぱりそれをちゃんとアピールするための意識改革、それをやっていく人づくりというものが大事なんだろうと思っています。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。

インスタって結構やっぱりすごいみたいですよね。みたいというのは、僕も少しはやっているんですけれども、やっぱりインスタグラムで今すごく反響を呼んで話題になるという、よく聞きます。インスタ映えという言葉は若い人たちは重要みたいで、何か見た人がすごいと思えるような、インスタ映えするような写真を撮ることがすごく大事だというふうに聞きます。

そのインスタ映えするものって、那珂市も探せばいっぱいあるんだと思うんで、そういうのをやっぱりどンドン探して行って、そういう、部長がおっしゃるようにしだれ桜もそうですけれども、外のものを僕らも上げられるものはどンドンインスタグラムに上げて行って、那珂市のアピールをしていきたいと思います。

それで、地方創生、これ政策にいろいろ取りかかって、政策企画課中心にやっているんですが、やって行って何か問題を感じるのとかというのはございますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

根本的な部分で言えば、先ほど来ちょっと出ている、取り合いになって終わってしまっただめだというようなことについては、私どもだけでどうにかなるものではありませんけれども、そこに対しては非常に懸念を抱いております。東京一極集中を打破していこうという

ようなことで、地方創生進められておりますが、じゃ今それが歯どめがかかりつつあるかという、まだそんなに目に見えた状況にはないんだらうと思っております。

そういう意味では、今おのおのの地方地方が頑張ってPR合戦、地方創生合戦に取り組んでいるところですけども、結局その地方と地方の取り合いで、東京一極集中は相変わらずですよというのは、本末転倒の部分になってまいります。まずはそこをどうにかしっかりしていかなくちやならないんだらうと思っております。

あと、もう一つ、何というんですか、問題というわけではないんですけども、先ほど申し上げた市民の方にも一緒になって取り組んでいただく。これは地方創生というのは、行政が何か事業を仕立てて、それを執行すればいいというものではございません。我々がやっているのは、あくまでも市民の皆様にも主体的に参画していただくための仕掛けづくり、地方創生というのはある意味仕掛けづくりだと思っております。ですから、かねての公共事業の経済対策みたいに、橋をつくったから終わり、道路をつくったから終わりというものではございません。いかに我々が仕掛けたものを有効に活用していただくか、そのためには、我々行政も市民の皆様と同じ立ち位置、同じ方向を向いて取り組んでいく必要があるし、市民の皆様にもそれを重々ご理解いただきたい、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね。本当に行政任せじゃなくて、市民も一緒になって地方創生やっていくのがやっぱり大事だと思いますし、それが一番理想だと思います。

歴史を見ますと、昔、日本は幕藩体制というのが江戸時代続いたわけですね。260年の江戸時代で、その間に約300藩が各藩で治めていたわけですけども、その間にやっぱり勝ち組、負け組というのが藩によって出てきたということで、幕末を迎えるわけなんですけれども、でも、そこで地域性というの、今でいう県民性みたいなものもそこで大分成就されたようであります。

今回の地方創生は、まだまだ中央のひもつきではありますけれども、これから、先ほど言いましたように、いつまでもそれにすねかじっているんじゃなく、中央から今お金が出ている間に地方の特色を出して、自立できるようにしていくという意味での分権ということだと思うんですね。そういうものを実現できるようにしていきたいというふうに思います。

予算配分についてお聞きしたいんですけども、これ、自治体への予算配分、どのようにして決まっているんでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

自治体への予算配分ということで申しますと、地方創生関連で中央から地方に来ているお金としていくつか種類がございます。地方創生の交付金制度、まずこれが1つでございます。あと交付税制度の中でも一部しんしゃくされているところでございます。交付金制度につきましては、我々のほうでいろいろ事業のほう取りまとめて申請して採択というような形

で、今もそういった作業を続けているところでございます。

交付税につきましては、普通交付税の算定基礎に一部そういった項目が入っているということ、あと特別交付税の中でも移住定住に係る経費というものを一部見ていただけるような、そういうような形になっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 取り組みによって出るという感じなんですか。やる気次第という、やる気次第でいくらでも。昨日、出るくいは打たれるなんていう話も一般質問の中でありましたけれども、出過ぎたくいは誰にも打てないという言葉は僕は前聞いたことがあります。どこよりもぶっち切ることがやっぱり大事だと、積極的にがんがん攻めていくこともやっぱり大事かなと思います。

那珂市は非常にインフラの整備というか、非常に便利な場所にあります。山も余りないですし、道も大分整備されていますし、インターネットだってほぼ入っていると思います。そういった中で、あと足りないのは、これは行動力なんじゃないかなと思わざるを得ないんです、これ。県庁へはどのくらい足を運んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂市の今までの取り組みの流れからご紹介させていただきますと、地方創生、この議論が始まったのが、そもそもで言うと日本創生会議、これが消滅可能性都市、こういったものを26年5月でございますけれども、公表した。これが非常に社会的な話題を呼んで、それがこの地方創生の議論のいわば起爆剤というか、最初のタームになったんだらうと思っております。

那珂市においては、幸いにしてこの消滅可能性都市という中には入ってはおりませんでしたけれども、そうは言っても1つの自治体としてこういった将来の危機的な状況に対処する必要があるだろうということで、市長から指示をいただきまして、さまざま言われる少子化の問題とか、地方がどうやって生き延びるかというようなことについて、庁内でもその具体的な検討作業等々始めさせていただいたところです。

その後、先ほどご紹介した地方創生総合戦略を策定して、交付金がそれで出るよというような話になりましたけれども、早目に着手した分、総合戦略の策定作業については、非常に円滑に進んだというふうに考えております。

あと、県庁にというような話がありましたけれども、県庁に当然これは必要に応じ足しげく運んでおります。それはこういう世の中ですので、メールとか電話等のやりとりというものもありますけれども、当然やっぱり顔つき合せていろいろ議論しなくちゃならない、ご指導を賜らなくちゃならないという部分については、比較的県庁近くだというような優位性もありますので、すぐ県庁へ行っているいろいろ議論を重ねてきたというようなところでございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） でも、これ聞くとところによると、市長が行くと違うというんですね。市長はどのくらい県庁行ってらっしゃいますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 必要に応じて。それからポイントポイントで担当課のほうで地ならしをして、それでここで決めなくちゃいけないということがあれば行きます。だから、何度ということじゃなくて、必要に応じて重要な箇所、場所で県庁にお伺いしてお願いをすると。それで結果に結びつくということです。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） じゃ、ちなみにですけれども、内閣府には行ってらっしゃるんですか。いいですよ、市長でも。どちらでも。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

内閣府との関係性の話でございますけれども、内閣府ではこういった地方のいろいろな悩み、相談に答えるための地方コンシェルジュ制度というものを設けております。その中で茨城県の担当の方、茨城県出身で茨城県の今の状況にも非常に詳しい方がいらっしゃいます。その方のところに、先ほどの話じゃないですけれども、電話やメールのみならず、直接足を運んで、今の具体的な那珂市の状況ですとか、今後の方向性等についても深くご相談に乗っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 内閣府は行かれていますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 企画部長のほうからお話がありましたけれども、内閣府へは行っておりません。ただ、内閣府の重要な人物とは会っています、審議官とかそういうところですね。それは国会議員の事務所であったり、そういったところで適時会って、適切なアドバイスをいただいて、結果として静の魅力の向上というのかな、1億数千万円の金をつけていただくというのはおかしいですけれども、申請して獲得したという経緯もあります。決して足をおろそかにしているわけではありませんので、ご安心をいただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 県、内閣府とききましたけれども、地方創生担当大臣が地元から輩出されました。ここを、いわゆるきょうのテーマである地方創生を何というんですか、所管する大臣でございますので、やはりここも当然関係性が大事かなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか、市長、大臣とは密に連絡は、情報交換はとれていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 適時、必要に応じてお会いをさせていただいているという状況です。疎遠であるというような感じで多分ご質問されているんだと思いますけれども、私の父はトキワ会という親睦会がありまして、先代の梶山静六先生の熱心な信者でした。私もそのような認識しております。

それから、先代の静六先生が6月6日に亡くなられているんですよ。この日は私はほとんど欠かさず命日にお参りをしておりまして、二代前の議長さんだっと思いますけれども、加藤議長さんとも一緒に行って、山下町までお邪魔したこともあります。ですから、このことは大臣もよくわかっていると思いますよ。ですから、決して疎遠ではありませんのでご安心をいただきたいと思います。周りがどう言っているかわかりませんが。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） じゃ、ついでにもう一つお聞きしておきたいんですけども、大井川新知事にはお会いになられましたか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 就任してから初めて26日ですが、知事としての地位が成立すると思いますので、26日にご挨拶に伺おうと思っております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 佐竹義宣公も関ヶ原が終わったらすぐ大阪に行って謝ったと、家康公のところに行って謝ったという話がありますので。ノーサイドと新知事はおっしゃっていますので、一刻も早く駆けつけて関係を築いていただきたいと思いますけれども。

答弁されますか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 謝罪するとかそういうものじゃないですよ。やっぱり私たち基礎自治体は県の家来じゃありませんから、そこはちゃんと認識して、同じ自治体の一員として正々堂々とこびることなく、そして臆することなく、ちゃんと那珂市の檄になるために働いている。これが基礎自治体の長としての姿勢ですよ。ですから、こびて謝るとかそういうことは一切考えていませんから。信念に基づいて現知事を支援してきた。大井川さんとは県会議員が挨拶に見えたときにお話ししたんですよ。私らはやっぱり現職互助会みたいのがあるから、現職が出なければ徹底的に支援しますよというお話もしていますので、そのことは大井川さんもよくご存じだと思います。ですから、是々非々、正々堂々、対等な立場でこれからおつき合いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、次にいきたいと思います。

地方創生交付金、こちらは先進的な事業に取り組む自治体には重点配分するというふうに

内閣府のほうでは言っております。これは官民一緒になって取り組んでいくべきものだと思うんですけども、これについてどういうふうな取り組みをしておりますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 官民一緒になってというようなお尋ねでございますけれども、そもそもこの地方創生推進交付金、これの採択にあたりましては、事業や企画の実施にあたり地域における関係者との連携体制が整備されていること、これが必要条件となっております。ですので、我々がその推進交付金をエントリー、申請するにあたりましては、そういったものを当然念頭に置いた上で取り組ませていただいているということについて、まずはご理解をいただければと思います。

今後も市民や民間事業者、あまた、要は官民間問わず市を挙げて取り組めるように、この交付金、さらに活用していきたいと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） じゃ、これは那珂市で対象になった取り組みってありますか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

対象になった取り組み、先ほど来ご紹介しておりますけれども、例えばいい那珂暮らし応援団、これについては、いい那珂暮らし魅力発信定住促進事業、こういった事業名で私どものほうで申請して採択されたところでございます。このいい那珂暮らし応援団、改めてご説明申し上げますと、市民協働をうたう那珂市ならではの取り組みだと思っておりますが、官民そろって取り組んでいるというようなところでございます。

それ以外にも、この定住促進事業の中では、情報発信の基盤となるWEBマガジンの整備、あと今現在進行中でございますけれども、地図情報等の一元化、これを官民一緒になってつくり上げていこうという試み、あとは相談窓口の設置ですとか、移住のモニターツアーの取り組み等々について、今現在進行形でやらせていただいているところでございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 官民一体という話でありますけれども、那珂市にも民間の活動団体ですとか、あとすばらしい技術や商品を持っている民間企業、中小企業ですね、こういった企業がたくさんあるかと思うんですけども、こういったところと共同して地方創生をやっていくべきだと思うんです。

なんですけれども、どうしても役所からすると、特定の企業とはとか、特定の団体とはみたいな話がどうしても先に出てきちゃうんですけども、やはりパイの取り合いではないんですけれども、やらないよりはやったほうがいい、取れないよりは取ったほうがいい、あらゆる手段を使ってと思うんですけども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、議員のほうからご発言ありましたとおり、いろいろ我々自治体、役所でございますと、公正公平というのがある意味、大原則みたいな部分があります。そうはいいまして、今こういった状況の中でそれを重視する余り、物ごとが進まないというのは本意ではございません。

例えば現在の取り組みとして、交付金を活用した企業コーディネーター、これが市内の事業者さんのところに訪問活動させていただいているところでございます。その中で、いろいろ相談内容がございます。事業承継についてですとか、創業支援についてですとか、いろいろ販路拡大について、さまざまなご相談に対応しているところでございますが、その中で、意欲のある事業者を支援していくというようなことが当然、おのずと生まれてくるかと思えます。

例えば訪問しても、うちではいいよというような事業者さんも当然いる中で、うちはアグレッシブにこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいというような事業者も当然いらっしゃいます。我々がやっぱり支援は要らないよというようなところに押しかけて行って、無理やり押しつけて支援するというわけには当然まいりません。やっぱり意欲のある事業者から支援を優先的に行っていくというような形に当然ここはなっております。

ただ、これら意欲のある事業者を支援する取り組み、今そのコーディネーターでご説明しましたけれども、市としてどこまで踏み込んだやり方をしていくのか、これについてはいろいろ市役所の中でもそうですし、こちら議会の中でもいろいろコンセンサスも必要になってくる部分もあるかとは思いますが、基本的にはなるべく頑張っているところについては応援しようというようなスタンスでいかせていただければと思っております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、官民一体で使えるものを使って那珂市全体を盛り上げていく、一点突破で中から広げるというナポレオンの戦略らしいんですけども、そういったことも積極的にやっていったほうがいいと思います。

それで、そういうところの発掘のために、市内コンペなんかも行って、那珂市内でのコンペですね、地方創生推進交付金を取りに行くということも可能なんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） 交付金を取るためにコンペというようにお話でございましたが、ちょっと我々の事務的、技術的なお話をさせていただきますと、どうしてもやっぱりこの国の交付金、こういった形で募集しますよというものが示されてから締め切りまでというのが非常にタイトでございます。我々も当然あらかじめその計画を立てて、この地方総合戦略に則ったその計画を立ててやっておりますが、じゃその内容が明らかになってからコンペをしかけてというのでは、当然民間とはいえどもなかなか追いつけないようなところというのは正直あるんだろうとは思っています。

ただ、今ご提案あったコンペというやり方、手法、公募をしたりというようなことなんだと思いますけれども、民間のアイデアを吸い上げてやっていくという意味では、非常にすばらしいものだと我々も思っておりますし、その地方創生を実現していくためには、当然それは必要な要素でありますから、そこはその手法としてもコンペというものは当然あり得るものだとは思っております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、コンペ、追いつかないというのはありますけれども、ふだんからいっぱいやっておけばいいんですよ、きっと。ふだんからコンペやっていれば、いろんなコンペ、例えば那珂市のPR動画のコンペですとか、那珂市のCM、企業のCMでもいいですけども、そういうのもコンペやるとか、動画が難しければラジオCMコンペとかもおもしろいんだと思うんです。そういったことで、ふだんからやっぱり民間の活力をいつでもスタンバイできているような、そういった仕掛けができるとおもしろいんじゃないかなというふうに思っているんです。

那珂市のPR動画、私も全部拝見していますけれども、非常によくはできています。よくはできています、見ていて、ああ、なるほどなと思いますし、あとはインパクトさえあれば、那珂市と同じでちょっと地味な感じはしてしまうので、インパクトさえあればいいんじゃないかなと思います。実務的にいろいろ大変だということもわかりますけれども、創造性ですとかそういったものをふだんから掘り起こしていくということが、やっぱり今必要なんじゃないかと思います。

それで、地方創生、そしてきょう資料でもお配りさせていただきましたけれども、特区制度というのがあります。特区といたしましても、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区と何種類かあるわけです。きょうお配りしているのは国家戦略特区です。資料見ていただくと、非常にたくさんの特区が申請されているのがわかると思います。8ページの一番最後の下にかの加計学園も出てくるわけです。本当に岩盤規制に穴をあけるというような話でありましたけれども、この特区制度、使い方によっては非常に有効な手段になると思います。

那珂市も長年岩盤に埋まっていた計画というのがあります。それは3月議会で福田議員も質問されていましたが、那珂インター開発であります。

先日、新聞では桜川筑西インターチェンジの開発が出ていました。那珂インター周辺開発は規制が多いということで、20年以上そのままになっているというような福田議員の一般質問のときの答弁だったと記憶しております。ですが、この特区制度を使えば、それらの規制も制約も突破できるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

那珂インター周辺開発、我々市にとっても長年の課題であり、一日でも早く実現したいというふうに考えているところでございます。この件につきましては、先ほどお話にもありま

したとおり、3月議会で福田議員のほうからご質問いただきまして、そういったものも受けまして、市としても県のほうともいろいろ具体的な相談等々させていただきました。

そのときに、いの一にまず指摘された話というのが、要は登場人物がいるのかいないのか、いわゆる進出事業者、ここで例えば開発をやって進出していただける民間事業者さんというのがいるんでしょうか、いないんでしょうか。変な話、県のいろいろな工業団地開発なんかもそうですけれども、やみくもに開発をする、開発をした結果、結局進出事業者がなくて、ずっと造成はしたんですけども、そのまま更地になっている、もしくは造成にもこぎつけられないほど民間から興味を持たれないというようなところが多数ありまして、負の遺産となっている。その負の遺産を解消するのに本当に、バブルがはじけて以降もう20有余年たちますけれども、ずっと苦勞してきたというのが県の実態でございました。

那珂市の今の財政状況等々考えますと、やはりその開発によって負の遺産を残すというのは、非常に大きなリスクになる。やっぱり進出事業者、ある程度そこら辺を念頭に置きながら開発は進めていくべきだろうと思っております。

具体的に、じゃその進出事業者が、例えば我々も誘致活動をいろいろやりますけれども、その中であらわれました。具体的にこういうことをやりたいんだといったときに、どうしてもやっぱりこの規制の部分というのがネックになって、この那珂インター周辺には進出できないよというような話になったときには、当然この特区という制度、手法があるのであれば、我々この特区を積極的にエントリーして活用していきます。ただ、今の時点で、まだ開発の目途もつかない段階で、やみくもに特区というような話ではないんだろうとは思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 開発事業者がいれば、市は積極的に動くと解釈してよろしいんですか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） そう捉えていただいて結構でございます。当然進出したいというような意向を示される企業さんがいれば、企業に限らないかもしれませんが、さすれば我々もそこは全力で支援して、市の振興につなげていきたいと考えております。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 民間企業さんを連れてきますので、ぜひやりたいという企業さんはいらっしゃいますので、今度連れてきますので、これ議事録に残っていますからよろしくお願ひします。

それで、先ほど来、民間と行政との官民一体という話をしているんですけども、やはりどうしても私が思っちゃうのが、行政と民間とどうしても差がというか溝がというか、距離がどうしてもあるんだと思うんですね。だからやはり市のほう、役所のほうが、執行部のほうが民間においていくというような形になっていくことが必要なのかなと。例えばこの那珂

市内のそういう種を見つける試みとして、例えば那珂市の働いてみたい会社10選とか、シルバー世代が生き生き働く会社大賞とか、そういった取り組みもやってみてもいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

今、企業10選等々いろいろご提案いただきました。非常にいい提案だと思います。先ほどの若い人たちが、例えば東京に行って戻ってこないというような、東京一極集中を打破するためにも、例えば那珂市の中にもいろんな働きやすい企業さんがあるんだというようなことでアピールする、これは本当に非常に望ましいことだと思っております。

ただ、今現在、そういった例えば働きやすいみたいなことであると、国・県挙げてさまざまな今制度を持っております。例えば国では「くるみん」という認定制度を持っておりますし、県のほうでも、例えば子育て支援に優しい企業ですとか、結婚支援に優しい企業、もしくはワークライフバランスですとか、女性活躍とか、さまざまな切り口で企業の認定制度、県のほうはちょっと自虐的に言うと乱立し過ぎかなという感じもしますが、いろいろそういうようなのがある状況でございます。

そういう意味では、例えば市で独自にそういった企業の認定制度をつくるというのも1つアイデアとしてあるとは思いますが、その中で、例えば那珂市内にある事業所、既存の認定制度の中で那珂市内にある事業所を積極的に紹介していくような取り組み、お墨つきという意味では、例えば国の認定制度に乗っかっている企業が那珂市にあるんですよというようなことのほうが、お墨つきの効果としても非常に有効なのかなとも思われますので、そういったものも含めてちょっと検討は必要かなと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、紹介でいいんだと思うんです。紹介していくことで、それが那珂市のPRにもつながるとのことだと思います。

さまざま言ってきたんですけども、やはりお役所主導というところがどうしてもこれ、限界があるんじゃないかと感じてしまうわけです。実務は役所、実働は別団体というような形でやっていくのが機能的なんじゃないかなと思うんです。

しかし、やっぱりこういうのは、どうしてもそういう団体組織をつくらうとすると、有識者ですとか役職者みたいな人に偏ってってしまう。さらなる地方創生を進めるために、那珂市で地方創生加速会議というのを創設したらどうかと私思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

実働が民間でという話、ここにつきましては、私も非常にそのとおりだと思っております。

やはり役所のスピード感と民間のスピード感というのはやっぱり差があるというところもありますし、その考え方の自由度、幅みたいなことについても、民間のほうがいろいろな知見、ネットワークも当然ございますし、よろしいんだろうと思っています。

加速会議を創設してはと、特に有識者とかみたいなのではなくてと、要は実務ベースでというような趣旨かとは存じます。当然そういったものがあればよろしいんだろうと思います。ただ、私がここでちょっと気になりますのは、例えば加速会議だったら加速会議、それをつくることが目的化してはいけないんだろうと思います。

これはあくまでも、例えば自発的にといいますか、例えば今我々もいろいろ地方創生の中で市内のいろんな事業者さんと、例えば産品開発だとか何だとか、いろいろともにやらせていただいています。その取り組みの中で、じゃこれ一緒に頑張っていこうよねというような事業者さんがいくつかわらわられて、それがグループ化していて、グループ化して行って、その中でじゃこれちゃんと法人化してやったほうがいいんじゃないかというようなのが機運として生まれてくれば、それを我々も支援するというようなのは当然あり得ますし、そういった機運が市内の中で醸成されていくのであれば、当然市としては支援していくべきだろうと思っています。

ただ、繰り返しになりますけれども、組織ありきになってはいけない。何のための組織かというようなところも考えて、そこはある程度、何というんですか、民間さんのほうで、これをやるためにこういうような組織が必要なんだよというようなところでやっていただければいいし、我々もその支援は考えなくちゃならないんだろうと、かように考えてございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私は今、那珂市商工会青年部で活動させていただいていますけれども、本当に自由闊達な議論がされていまして、アイデアもいろんなアイデアが出てきて、本当に感心させられることが多いんです。それはみんな商売やっている人たちが集まっているからということだけじゃないと思うんです。やっぱり若い発想と斬新な発想と、そういったものがやっぱり自由に出る雰囲気というのが、非常にいいあれを出しているんだろうなと。結果として、今婚活イベントもやっていますけれども、毎回成功させてというところでは、ああいうような団体の地方創生版ができればいいなというふうに思うんです。ですけれども、やはりそれって、でも役所との距離が遠くなっちゃうんです。

だから、私が本当に提案したいのは、市役所の若い職員をそういう団体にどんどん出して行ってほしいんですよ。例えば商工会青年部、商売やっていないから入れないかもしれないですけれども、例えば青年会議所でもいいと思うんです。いろんな青年部とか青年委員会とかありますので、そういうのに市役所の職員を出して、若いうちにそこで友情が築ければ、腹割って話せる関係ができれば、将来的に市役所からその団体に参加していた人たちは、自分が役所内で偉くなったときにこういうことをやりたいと、市民団体のほうは市民団体のほ

うで、役所にはあいつがいるからというような、そういう信頼関係も築けると思うんです。そうすると本当の将来の那珂市を築いてくれる若者世代というのがつくれるんじゃないかなと思うんですけれども、市長どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） ちょっとよく聞いてなかったんですけれども、ごめんなさい。

おっしゃっている意味はよく議事録を見て検討させていただきたいと思います。

すみません。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 総務部長、どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） なかなか難しい問題かなとは思いますが。市長も議事録を見て検討するというございますので、一緒に検討させていただきます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私、長いこと青年会議所活動をやっていましたけれども、外の青年会議所とかですと、市役所から何人か出していたりという自治体もありました。あと、上場企業で若い社員を出しているというような企業もありました。そういうところはやっぱり、今じゃなくて将来の関係を築いていくということの目的だったと思います。

ですので、那珂市も市内にいろんな団体ありますので、そういうところと積極的に職員がかかわっていくと、それは上からじゃなくて友情を築いていくと、それがやっぱり将来本当の意味での官民一体になっていくんだと思います。ということを提言いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告7番、小宅清史議員の質問を終わります。

議事の進行上、休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（中崎政長君） 通告8番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 空き家対策の進捗状況について。 2. 再生エネルギーの利用について。 3.

がん検診について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

大トリということで、執行部の皆様には簡潔明瞭なる答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、空き家対策の進捗状況についてでございます。

本市においても、空き家数は年々増加しており、今にも倒壊しそうな空き家、竹や樹木が生い茂りブッシュ化した空き家など、荒廃した特定空き家もふえるばかりでございます。空き家対策特別法が施行されてから2年が経過し、本市におきましても空き家等の適正管理に関する条例が施行されて約半年、市民の方からは景観上よろしくない、火災の危険がある、所有者への管理指導不足、今後の空き家の管理や活用はどうか、所有者不明の空き家はどうかといったさまざまなご意見、ご要望をお聞きしております。これについても、執行部にお聞きしましても、明確な回答が得られていない状況であります。

そこで、空き家対策の現状と課題対策について伺います。

初めに、現在、本市において空き家件数は何件あるのか、特定空き家の件数も含めてお答えいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市内の空き家件数というお尋ねでございます。これにつきましては、平成27年に各自治会をお願いをしまして調査した結果がございまして、その結果、ご報告いただいた件数が877件というふうになってございます。

その内訳でございますが、A B C Dの4段階に区分してご報告いただいております。Aというのが利用可能と思われるものということで342戸、Bとして、軽度の修繕が必要と思われるというのが271戸、Cとしまして、大規模な修繕が必要であろうと思われるものが157戸、Dとしまして、構造上の損傷があり利用が困難と思われるものとして107戸ということで、合計877戸でございます。その後、市民などから情報を提供いただいたものが2戸ございますので、市で把握しておりますのは879戸ということになります。

また、特定空き家は何戸あるのかというご質問でございますが、特定空き家として認定するためには、利用困難と思われる空き家、これを詳細な調査を行った上で、外部専門家を含めた空き家等対策協議会を立ち上げまして、そこで協議した上で認定するという段取りを取る必要があると考えておりますので、今のところ現在は特定空き家として認定したというものはございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 27年度よりは2件増えて、879件ということですね。特定空き家がないということなんで、いわゆる相当するであろうものについては、利用困難な空き家ということで107戸あるということはわかりました。

では、現状の課題は何でしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現状の課題というご質問でございます。

現に存在する空き家で、建物の状態や環境面などに問題があると思われる管理不全状態にあるものにつきましては、改善措置について助言、あるいは指導等行っておりますが、さまざまな事情によりまして、なかなか改善される状況には至っていないというのが現状でございます。

そこで、今後特別措置法、あるいは条例、これに基づきまして適切な措置を行い、管理者に改善の働きかけを継続的に行ってまいりたいと、そのためにも外部有識者を含めた空き家対策の協議会というものを設置してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 現状では、管理不全の空き家は、これに対してはやっているけれども、まだ全ては改善されていないよと。今後についてはその空き家等対策協議会ができてからいろいろやっていきますよという答弁でございましたけれども、自治会からは管理不全状態の空き家、これに付する管理についても市では管理督促まではやっているんですけども、その先がなかなか進んでいない、あるいは利用困難な空き家の処置はどうするのかといった声も聞いており、これはやっぱり急いで空き家対策というのはやらないといけないですね。そのためには空き家等対策協議会の立ち上げは必要になってくるのではないのでしょうか。しかも早目ということが言えると思います。

ここで、議長の許可をいただきまして、資料を配付させていただいております。

お手元の1枚目です。これは県のほうで昨年の28年3月につくられました「空家等対策計画作成の手引き」の中にあるページでございます。これは空家等の対策の推進に関する特別措置法の施行状況ということで、1番目が空家等対策計画の策定状況、これは28年度は19件ということで、約半数近く策定されていると。同じように一番下、協議会の設置状況につきましても、平成28年の20件ということで約半数近いということで設立がされております。

これを見ましても、本市の対応というのはやっぱり遅いんじゃないかなというふうに思いますよね。その空き家等対策協議会というのはいつになればできるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えをいたします。

空き家等対策協議会というご質問でございますが、平成28年度には市役所の内部の関係各課で構成いたします検討会議というものを立ち上げて、るる検討してきた経緯がございます。その中で、今年度中には特定空き家に該当しそうな空き家の詳細調査を実施することとしております。

協議会の設置につきましては、外部有識者の選定、あるいは調整といったものをする必要がございますので、来年度の設置を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 来年ということですが、市民の方は一日でも早い空き家の措置対策実施を願っておりますので、早く立ち上げてほしいと思います。

空き家管理の状況や管理徹底指導についてお聞きしますけれども、今、私の所在地にもちよっと対応を急がれている物件がございます。これは隣地への雑草や樹木繁茂による影響、ヤマカガシなどの毒蛇の巣となっている竹や樹木のブッシュ化による火災の危険性や、排水路をふさいでいると、景観上、隣地への影響が大の空き家がまず一例であります。

それから、もう一例は、倒壊しそうな家屋、樹木の繁茂、火災の危険性もあり、市街地の景観に悪影響のある空き家、この2件について現状はどのような対応をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

どちらも現地確認を行いまして、管理者と連絡がとれる場合には直接説明いたしまして、適切な管理を行っていただくように助言しているところでございます。連絡がとれない場合には、文書による助言指導というものをやっているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 連絡がとれない場合は文書による督促ということですが、ではそれでも空き家の管理が徹底されない場合、どのような対応をしているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在は空き家の管理者を調査いたしまして、文書によって適正に管理していただくよう指導をしているところでございますが、今後につきましては協議会を組織いたしまして、空き家対策の実施に関する協議を進めて、さらなる行政指導をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 協議会設置をして協議をして進めると、これは来年度ですよ、できるのは。それまでは何もしないということですか。そうではないですよ。その辺はいかがですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 現在も協議会はございませんが、直接指導できる場合は直接、または直接できない場合には文書で指導を続けていくと。それでも実施していただけない場合も繰り返し文書を送るといったことで指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 繰り返し今の段階では文書をいく、または指導を徹底していただきたいと思います。

次に、所有者不明、相続人不明、これらの空き家の対応措置というのはどういうふうに行っていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 今のところ、所有者が全くわからないといったものにつきましては、把握してございませんが、今後そういったケースも出てくるかと思えます。そういったケースでも、法律などの専門家の助言をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかり対応をしていただきたいと思います。

次に、管理空き家を処分などをした場合、これらの税制措置、どのようになるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き家でありましても、家屋が残っていれば固定資産税の住宅用地特例の対象として軽減措置がされておりますが、特定空き家というものに認定がされれば、この優遇措置から除外されることになります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 空き家の所有者は税金の優遇措置があれば適正管理に、これ一生懸命になるというか前向きになりますよね。逆に、特定空き家に認定され、税の優遇措置がなくなるとこれは消極的になると可能性は非常に大であります。

今後につきましては、適正な管理を進めない場合のペナルティとしての課税をする必要があらうかと思えます。加えて住宅の除却にお金が大変かかりますけれども、これも保険とし

てあらかじめ新築住宅に位置づける家屋除却保険といった制度について検討するよう、国や県に対して声を上げていってほしいなというふうに思います。

税制の問題、それから次は、国や県から空き家対策の推進に関する特別措置法の第15条で空き家対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施をするため、財政支援を受けられるようになっておりますけれども、この具体的な内容というのはどんなものなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

財政支援ということでございますが、国の空き家対策総合支援事業というものがございまして、特別措置法に基づきまして空き家等の対策計画を策定していること、あるいは空き家等対策協議会を設置していることが条件になりますが、その上で空き家を解体して特定の公共の用に活用するといった場合には、一定の補助がございまして、また、税制支援につきましては、空き家等取り壊した場合、取り壊した後の土地を相続したという場合には、当該家屋または跡地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するということが、平成31年末まで適用となるといった措置がございまして。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今いくつかの例を挙げていただきましたけれども、これもやっぱりしっかり実施をしていただきたいと思っております。

ここで、資料の1の2ですけれども、こちらに国からの地方自治体の空き家対策への地方財政措置ということで載せております。これだけ詳しく項目たくさん支援がされるということですので、これはぜひ受領漏れがないようにしっかりと活用をお願いしておきたいと思っております。

では次に、特定空き家の強制処分を執行しても請求先がない場合、こういう場合の対応はどのように考えていますか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

特定空き家を認定した場合ですが、その後指導、勧告、命令という段階を経まして、最終的には行政代執行という形で行政が執行して、その経費を所有者等に請求するということとなりますが、請求先がない場合どうするんだというご質問だと思います。

これは全国的に大きな問題になってございまして、現実的には非常に難しい問題だと思いますが、今後、法定の協議会を設置いたしまして、これについての対応策についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） どの自治体でも現在のところ妙案がないという大変非常に難しい問題

というのはわかりますけれども、今、全国的に見てもその解決策が見出せない状態だということですので、ぜひその空き家等対策協議会で英知、周知を結集して、全て税負担ではなく、自治体の負担軽減、財源確保策をしっかりと検討していただいて、これは国経営の措置対策を意見要望していただけるようお願いをしておきたいと思えます。

次に、空き家発生防止策及び利活用について伺いますけれども、空き家が今後も増加していく傾向は変わりません。発生防止はもちろん、再利用できる状態での活用を考えておく必要があります。それには空き家バンクの十分な活用が重要になると思えます。本市では、空き家バンクへの登録はどのようになっていますか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在は空き家バンク開始に向けて準備を進めているところでございます。来年1月からは登録の受け付けを開始する予定で準備しております。現在、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と仲介についての協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 来年の1月から登録ができるということですが、登録基準等については、後ほど設置されます空き家等対策協議会、あるいは空き家等対策計画との整合性をきちっととれるように留意をしていただきたいと思えます。

それでは、現在、空き家で即使える物件というのはどれくらいあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 即使える物件というご質問ですが、現在、空き家バンク制度まだ実施されておりませんので、即使える物件というものはございません。ただ、今後空き家バンク制度が開始されれば、申請のあった件数がそのまま即使える物件ということになるかと思えます。

この空き家バンク制度は、空き家の所有者、あるいは管理者と、それから空き家の利用を希望する方、買い手、借り手になるかと思えますが、この双方に利用者登録をしていただきまして、市のホームページなどで情報を公開しまして、お互いが要件が合致した場合には、宅建業協会加盟の業者に仲介に入っていただいて、交渉契約をするというものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 空き家バンクへの登録は申請方式ということで、しかも利用可能物件というのは条件に入ると思われますので、今からこの辺の周知PRをしっかりと行って活用につなげて行ってほしいと思えます。

次に、空き家発生防止策について、どのような対応を現在行っているのか、また今後どう進めていくのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き家発生防止策というご質問でございますが、空き家問題は少子高齢化及び人口減少の到来など、社会構造の転換期を迎える中で、大きな問題としてクローズアップされてきているものでございます。根本的に解決するというのは非常に難しい問題だというふうに捉えております。

そのような中、発生した空き家を有効に利活用して定住促進に少しでも役立てるように、空き家バンク制度を確立して、その制度周知に努め、空き家として放置されるケースを抑制してまいりたいというふうに思っております。

また、空き家の発生というものは、社会構造上の変化によるところが大きいことから、発生そのものを防止するという事は非常に難しいと考えておりますが、市としましても空き家バンク制度、あるいは空き家の法体制など周知に努めまして、それと同時に他の先進事例なども調査を進めまして、空き家の発生抑制につなげられればというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） いずれもこれから、空き家バンク活用メインに法体制など周知をして、発生の抑止に努めていくということはよくわかりました。

以上、これまででいろいろと空き家対策について現状と課題、あるいは対策についてお聞きをしてきましたけれども、やはりお聞きしていても一貫して具体性、計画性に欠ける。なおかつ対応が遅いと感じているのは私だけではないと思います。発生した空き家の特定空き家の認定もされず、発生予防や空き家の有効活用、特定空き家や管理者不明空き家の管理、空き家管理の基本方針、住民からの相談対応、空き家対策状況を住民へ告知するなど、どう対応していくのかがやっぱり不明確です。

現在、特措法では6条になりますけれども、市町村ではその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に則して空き家等に関する対策についての空き家等対策計画を定めることができるというふうなうたわれております。本市では策定はいつになるんでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

空き家等対策計画というご質問でございます。先ほど答弁させていただきましたように、来年度には空き家等対策協議会を設置したいというふうに考えてございますが、その協議会の中で計画策定についても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 先ほどごらんいただいた資料でも、29年度中においても、空き家等対策計画策定済みの自治体は55%を超えてまいります。来年度中ということではございますけれども、これはやっぱり遅過ぎますよね。早く設定をしていただきたいと思います。

改めて確認しますけれども、空き家等対策協議会の設置、空き家バンクの設置、稼働、空き家対策等の計画策定のそれぞれの日程はいつになりますか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、空き家等対策協議会の設置、それから空き家等対策計画の策定、これについては、平成30年度中を目指しているところでございます。また、空き家バンクにつきましては、年明けの1月から登録受け付けを開始したいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりとスピード感を持って進めていくことを強く要望したいと思います。

最後の質問になりますけれども、市は空き家問題の解決に向けて空き家等対策協議会を設置し、空き家等対策計画に基づき、空き家バンクの設置活用等により、総合的かつ計画的、そして速やかな設置、対応を推進し、市民の福祉向上へつなげていく必要がございます。本市の空き家対策推進について、市長のご所見を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 現在、日本では全国的に少子高齢化が進展し、人口減少の時代に突入しております。これにより住宅需要が減少し、今後ますます空き家がふえることが予想されております。那珂市においても例外ではなく、空き家問題は年々深刻さを増してきているところでございます。

こうした状況を踏まえ、市ではこの3月に空き家等の適正管理に関する条例を制定し、管理不全な空き家の対策を始めたところでございます。また、利用可能な空き家については、来年1月に空き家バンク制度を開始して利活用を図ってまいります。遅いという指摘でございますので、今後は外部有識者を交えた空き家等対策協議会の設置や空き家総合対策計画の策定など、スピード感を持って総合的な空き家対策を展開してまいりたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 答弁いただきましたとおり、空き家対策はスピード感を持って、しかも市民に見える形でしっかりと推進されるよう強く要望しまして、この項の質問を終わります。

続きまして、再生エネルギー、今回は太陽光発電の利用について伺います。

本市におきましても最近、太陽光発電施設があちこちに散見され、施設の太陽光の反射や林を切り開いたため保水力の減少、一方では畑の冠水被害、施設隣地への雑草繁茂、緑豊か

な景観の損失など、余り好ましくない状況が目立つようになっていきます。また、資産価値のなくなった平地林の活用策として、太陽光発電施設への土地の貸し付けや売買、雑種地や耕作放棄地への設置が見受けられるようになっておきます。

あくまでも個人資産の問題ではありますけれども、環境上や土地利活用上で苦情が多くなり、茨城県においても昨年、太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインを設定しております。それから1年経過したわけですが、このガイドラインには県と市町村の役割が明らかになり、太陽光発電施設の施工や管理維持に関するガイドラインも明確になっております。

については、本市の太陽光発電施設の管理に対する役割と施設の施工、維持管理に関して、どのように活動し、役割を果たしているのかお聞きしてまいります。

初めに、本市における太陽光発電施設、設備設置状況についてですが、本市の太陽光発電設備設置箇所数及び昨年10月の茨城県太陽光ガイド制定から本年4月のFIT法改正の施行前と後の設備設置箇所、どれくらいあるのか伺います。

答弁の前に、FIT法についてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

資料の4ページに載せてあります、FIT法の改正の件。

FIT法とは、2012年に導入されました電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法でございます。2012年7月に固定買取価格制度、Feed-in Tariffと、このFITの3文字を略しております。

改正FIT法については、この4月から施行されましたFIT法の改正版ということで、新たなルールとしまして、設備認定から事業計画認定へと認定制度が大きく変わりましたということで、未稼働案件の排除と新たな未稼働案件の発生を防止して、適正な事業実施を確保する仕組みということで、その外いくつか変わっておりますけれども、改正をされております。

すみません、途中はしよりまして、答弁、じゃお願いします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 答弁させていただきます。

平成29年、今年の1月1日現在でございますが、本市におきましては137件の太陽光発電施設が設置されていると把握してございます。また、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインが施行されてからの件数ということでございますが、ガイドライン施工後は39件ございました。また、FIT法が改正されました4月以降になりますと、26件の設置がされているということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 昨年の10月から現在まで65件が設置されておるということで、こへ来てばたばたと設置されているわけですね。

ここで資料の2の1に茨城県内の太陽光発電の導入状況を載せております。こちら、茨城

県というのは全国一の太陽光発電導入量と認定量と、件数、ワット数ともに多いです。中でもつくば市や水戸市が多くなっております。ということは、那珂市で137件ということになりますと、これからどんどんいっぱいできてくるというのが予測されるというのがわかります。

では、太陽光発電にかかわる住民からの苦情というのがありますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

住民からの苦情というご質問でございますが、太陽光発電施設に係る苦情といたしましては、昨年度が2件、今年度は現在まで4件の苦情がございました。内容としましては、6件とも雑草の管理についてということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 雑草の管理で6件ということですが、現実にはもっと表面化していないのがあるのではないかなというふうに推察をしています。

では、市民の方からお聞きしていることや、想定される困りごとについてお聞きしたいと思えます。

事業者は太陽光発電設備設置前の周辺地権者への事前説明、これを実施しているのでしょうか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

事業者が太陽光発電施設を設置しようとするときは、その太陽光施設のガイドラインですね、これに基づきまして地元説明会を行うこととなっております。市としましても、太陽光ガイドラインに基づく事業概要書というものを受理をすることになっておりますが、その際に地元説明会報告書等の提出を求めまして、後日、現地確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 後日、現地確認ということですが、これは環境課で確認しているのでしょうか。しているとすれば、誰が何をどういうふうに確認しているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

環境課の職員が設置場所に赴きまして、フェンス、あるいは電気事業者名や連絡先等の情報を記載した看板がきちんと設置されているかといったことを確認しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 事業計画書と実際の現場との確認というのは、適正な事業が実施され

ているかどうかの大変重要な確認事項になります。これはしっかりと実施していただきたいと思えます。

次に、農地と隣接した設置の場合について伺います。

隣接農地への配慮、トラクター等の進入や転回スペース等の安全クリアランスの確保はされているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 隣接農地への配慮ということでございますが、事前に行われます地元説明会ですとか、境界の測量立ち会いといった機会に、事業者と関係地権者で話し合いを持っていただくように指導、あるいは助言しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 事業計画提出時に事業者の説明ということをやっているということですから、指導徹底をお願いします。

次に、畑等についてですけれども、こちらに太陽光発電設備設置、これは税金が変わるのか、また隣接地の畑等の税の評価、これは変わるのかどうか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

例えば畑等を農地転用をしまして太陽光発電施設にするということになりますと、課税地目は農地から雑種地ということになりますので、税金は畑のときよりも高くなります。

また、隣接地でございますが、隣接地が畑の場合、その評価はどうかということにつきましては、例えばその隣に太陽光発電施設ができたといったしましても、その利用状況が変わらない限り、税額の変更はないということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地目が変わらない限り税は変わらないということですね。

次に、太陽光発電施設の現状の課題と対策についてどのように捉えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

太陽光発電のパネルにつきましては、償却期間が17年となっております。ですので、約20年後には事業を完了して、パネルが廃棄物というふうになるかと思います。この処分をどうするのかといったことが大きな課題になるというふうに考えてございます。

事業者のほうは太陽光施設の撤去、廃棄につきましても、事業計画の段階から検討して、事業計画に位置づけているところでございます。事業終了後につきましては、廃棄物処理法、あるいは建設リサイクル法、それから太陽光発電の発電施設設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインというものを環境省のほうでつくっておりますので、これらに基づいて適

正に処理することになってございます。

市としましても、事業概要書の提出時に撤去廃棄について指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 市民の方からお聞きしております課題や要望も、やはり一番は事業終了後の太陽光発電施設の撤去、廃棄を事業者が適正に履行するかどうかということです。廃棄物の山をつくらないためにも、事業計画提出時はもちろん、中間及び事業終了時のチェック体制をつくり、指導徹底するよう要望しておきます。

本市では平地林がどんどん伐採され、太陽光発電設備施設が去年は63件も設置され、今後とも増加していく一方でございます。

では、太陽光発電事業利益の地元還元についてどのようなものがあり、どれくらいなのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 太陽光発電施設の地元還元ということでございますが、地元へ還元されるものとしたしましては、やはり固定資産税ということになろうかと思えます。

昨年度は63件の太陽光施設が設置されたことに伴いまして、課税地目が雑種地になるということで、土地が約800万円、償却資産は約1,400万円、合計で約2,200万円程度の増額となっております。

また、設置が始まりました平成26年度からの3年間で137件の太陽光施設が設置されてございますが、土地については約1,700万円、償却資産について5,300万円、合計で約7,000万円の税収があったということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 山林のときの固定資産税と比べても、固定資産税は増ということで貢献をしているということはわかりますけれども、もう一方ではCO₂吸収の減少、あるいは保水力の減少、緑環境の減少、動植物等の生態系破壊など、これは失うものもあるということも踏まえておいていただく必要があるかと思えます。

昨年県で制定されました太陽光発電施設を適正に設置管理するためのガイドラインについては資料の2の3、こういうダイジェスト版をご用意いたしました。これには県と市町村の役割をきちっと書かれております。

本市において太陽光発電事業の適切な施工、維持、管理、指導等について、市はどのような指導、助言をするのか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

まず、発電量が50キロワット以上の場合ですが、太陽光発電施設の設置工事着手に伴いまして、事業概要書というものを受理することになってございます。その際に、必要ないくつかの添付書類によりまして、施工から維持管理、撤去計画、あるいは廃棄に至るまでの事業計画の提出を求めています。さらに、地元説明会等を開催した実績報告書の提出もお願いしているところでございます。

また、発電量10キロワットから50キロワット未満の発電施設につきましては、この事業概要書の提出はございませんが、県の太陽光のガイドラインに沿った指導、助言をさせていただいております。

また、事業概要書に基づきまして現地確認を行いまして、ガイドラインに沿った適切な施工管理がされているかといったことの確認をしているところでございます。さらに、施工後に住民から苦情等が寄せられた場合におきましても、事業者ですとか土地所有者に対しまして太陽光ガイドラインを遵守して、適切な運営管理を行うよう指導、助言を行っているということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） しっかりと役割を果たしていただいて、緑豊かな環境を維持しながら、市民が安全で安心して暮らせる環境整備に引き続き尽力していただきたいと思っております。

今回は再生エネルギーの中の太陽光発電について現状を確認しましたが、太陽光発電は先ほどごらんいただきました資料のとおり、茨城県は認定量、導入量ともに全国1位でございます。残念ながら本市においてはメガソーラー施設もなく、住宅用についても特に奨励するでもなく、市としては消極的な取り組み姿勢であります。同じように水力、バイオマス、風力、地熱、これらの再生エネルギーについても、住民個人レベルの扱いのみで市の取り組みはありません。

本市においても将来のエネルギー政策を考えたときに、今回の一般質問の場でも、東海第2原発が再稼働をしないという方が住民の方で65%いらっしゃるという現実も踏まえれば、太陽光発電を含め再生エネルギーについて真剣に検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。太陽光発電を含む再生エネルギーの地域活性化への活用はどのように考えているか伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 再生エネルギーの地域活性化への活用ということでございますが、例えばソーラーパネルに対する、個人が住宅の屋根にソーラーパネルを設置するという場合の補助金等につきましては、ソーラーパネルそのものも大分費用が安くなってきたということで、国の補助制度も終了されているということもございます。補助をすることによって、転入者の増加の一助になるということもあろうかと思いますが、現時点においては具体的な計画はございません。

しかしながら、再生可能エネルギーの導入につきましては、地球温暖化対策、あるいは低炭素社会づくりといったものに重要な要素でございますので、各家庭ですとか事業所も含め、導入への普及啓発、あるいは制度の変更や技術の進展といったものに応じて、多様な再生可能エネルギーの導入展開について検討していく必要性はあろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

県で制定されました太陽光発電施設を適正に設置管理するためのガイドライン、あくまでもこれは条例ではなくガイドラインでありまして、法規制ではありません。太陽光発電施設等の増加に伴う苦情の増加や、事業者の事業終了後の施設の撤去、廃棄、これの未実行が懸念されるため、本市において条例を制定すれば、その条例を利用して本市に立地する事業者や地域や住民にとって関係が望ましいものになるよう導いていく必要があります。

さらに、本市におきましては、平地には地球温暖化防止に役立つCO₂の摂取効果を維持し、また那珂市の魅力でもある田んぼや畑、平地林、里山も含む緑豊かな田園環境、この景観を守るためにも、太陽光発電設置条例の制定をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えさせていただきます。

茨城県内で市独自の条例を制定しております市町村を調査しましたところ、7月末現在で7市町村ございました。この中には笠間市ですとかつくば市などが含まれておりまして、観光地において景観上設置するのに好ましくないといったような理由で、市独自に条例を制定しているようでございます。

那珂市におきましても、緑豊かな田園風景の保護、あるいは維持をするといったことにあたって、太陽光ガイドラインの中にある設置するのに適当でないエリアというものに沿って、適正に設置するよう指導を行っているところでございます。

また、土地の利活用につきましては、あくまで個人資産の問題であることから、県におきましても条例で制限や規制を設けることなく、太陽光ガイドラインにとどめているというのが実情だと思っております。

市といたしましても、こうした県や周辺市町村の動向といったものを今後も注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今のところは考えていないというお答えですけれども、やはり私はこの太陽光発電施設、事業終了後の施設の撤去、廃棄、未実行、これは非常に懸念されます。遠い先の話というかもしれませんが、今後どういう情勢変化があるかもしれませんの

で、引き続きこの条例制定については、制定をして歯どめをかけていくように、今後も検討のほどをお願いしたいと思います。

では、この項の一般質問を終わります。

最後の質問になりますけれども、がん検診について伺います。

がんは日本人の2人に1人が罹患し、3人に1人が亡くなると言われておりますが、依然として死亡原因の第1位となっています。

資料は3ですから6ページ、7ページです。こちらに茨城県内のがん死亡者数というものを載せております。これは9月1日の茨城新聞、「9月は「がん征圧月間」」という特集記事から抜粋したものでございます。

これで見ますと、男性は5,372名で女性は3,451人と、8,823の方が亡くなっていらっしゃいます。約3割を占める死亡原因のトップとなっておりますので。それから、がんの部位別の死亡数、これを見ますと、男性は1位が肺がん、女性は1位が乳がんとなっています。これは男女の別があるというのは、やっぱり特徴的ではないかというふうに思います。

ということで、やはり死亡原因の1位でございまして、がん検診を定期的に受診し早期発見に努め、早期治療をすればがんは治る時代でございまして、ぜひ多くの方ががん検診を受診して、健康維持増進へ役立てていただきたいと伺います。早期発見、早期治療は高額医療費の負担を減少させ、国保保険料の負担軽減、ひいては市の財政負担軽減効果にもつながることをご理解いただきたいと伺います。

折しもこの9月は日本対がん協会が推進しますがん征圧月間になっております。この機会にがんに関する意識を高め、予防や検診に関心を持ち、進んでがん検診を受ける動機づけになるようにという思いで、この質問をいたしました。

まず、本市のがん検診受診状況と課題及び対応策について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

平成27年度の数字になりますが、那珂市の住民健診における各がん検診受診率につきましては、胃がん検診12.3%、肺がん検診31.8%、大腸がん検診29.8%、前立腺がん検診11.2%、乳がん検診14.1%、子宮頸がん検診16.7%となっております。

また、検査結果により、精密検査が必要とされた方の受診率につきましては、胃がん検診が79.4%、肺がん検診が89.6%、大腸がん検診が75.1%、前立腺がん検診が67.8%、乳がん検診が97.8%、子宮頸がん検診が90.9%となっております。

未受診者対策の課題としましては、がん検診に対する関心や認知度が低いこと、また受診率を算定するにあたり企業等での検診受診者や人間ドック等での受診者を正確に把握できないため、本来の受診率の把握が難しいことなどがあります。さらに、精密検査の受診率の向上も課題となっております。

その対策としましては、意識啓発のための各種検診案内の全戸配布、健診受診の個別勧奨

通知や、ポスター掲示、ホームページのお知らせ等周知を図っております。

また、がん検診を受けやすい環境整備としまして、土日や早朝からの検診実施など受診機会の増加や利便性の向上に取り組んでおります。

要精密検査につきましても、その必要性を理解できるように情報提供を行うとともに、受診勧奨の通知を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 細かに答弁をいただきましたけれども、やっぱり乳がん、胃がん、前立腺がん、子宮頸がんが10%台の受診率と、やっぱり低いということ、住民のがんに対する関心や認知度及び受診率の向上が課題であるということ、検診案内や全戸配布を含め周知を実施している外、課題をきちっと捉え、対策を講じていることはよくわかりました。今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

茨城県では、昨年1月に施行しました県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民診療条例に基づきがん検診を勧めています。詳しい内容については、資料3を参照していただきたいと思っております。

本市では、特に受診者をふやすためにどのような手を打っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

増加対策につきましては、事前予約制により受診人数の管理を行い、受診者の待ち時間短縮や女性がんの検診日の設定等、検診を受けやすい検診体制の整備を行ったり、年度当初に検診日程表の全戸配布や各種媒体を活用してがん検診事業のPRなど受診勧奨体制の強化を行っております。

また、がん予防推進員を養成しまして、検診会場での住民へのがん検診の周知や啓発のための活動支援を行っております。

今後実施予定の受診向上対策としましては、新規受診者を掘り起こしのため、5歳刻みの年齢の節目対象者に対しまして、受診勧奨通知のためのリーフレットの送付及び新規年齢対象者に対しまして、受診料無料化を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 受けやすい検診体制や環境整備、受診勧奨PRを含め、さまざまな取り組みをしていることはよくわかりました。特に、がん予防推進員による周知、啓発や5年ごとの節目に無料検診の実施などは特にインパクトがあり、受診者の増加を期待できるものと思っております。こうした受診者をふやすことは、未受診者を減らし、早期発見、早期治療へつながっていくのだと思っております。

次に、がんの早期発見、早期治療推進について伺います。

まず最初に、胃がん検診についてですけれども、これは非常に体に負担をかける方法が今ありまして、バリウムレントゲン検査、血液検査、これからピロリ菌検査を含む血液検査に切りかえていただきたいんですけれども、これについては今後どのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市町村のがん検診は健康増進法に基づき実施されております。また、検診の実施にあたりましては、国・県の指針に基づき対象者や実施内容等が決められており、市町村はそれに従ってがん検診を実施しております。

市では実施している胃がん検診につきましては、指針の中で「胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする」と記載されておまして、新たな手法である胃がん検診の血液検査の切りかえにつきましては、国・県でがん検診に係る指針の改正等が行われれば検討を行ってまいりたいと思っておりますが、現時点では現在の指針どおりに実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） たしか3年前ですか、木野議員の一般質問でも同じ質問がありまして、そのときの回答もただいまの回答と一緒にでした。3年たっても変わっていないなんていうのは痛感するわけですけれども、厚労省の医学的な効果、これ表示されませんと法改正がないわけですので、一刻も早くこの辺の法改正ができるように、厚労省の医学的な効果、明らかにされることを期待したいと思います。

胃がんについて、ピロリ菌についてですけれども、胃がん罹患者はピロリ菌感染者が非感染者の3倍がんになりやすいということが、これは日本ヘリコクター学会でわかっております。ピロリ菌は特に40代で70%、60代では80%の確率で感染していることも報告されています。

現在、医療保険が適用にはなっていますが、これは例えば胃潰瘍とか十二指腸潰瘍含む4疾患、病気にならないと保険適用にならないということで、保険適用外でピロリ菌を除去、検査しようとしますと、約2万3,000円ぐらいかかります。これはやっぱり高額になりますので、この一部でも胃がん予防する上でも、このピロリ菌検査及び除去について補助を考えていただけませんかでしょうか、伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ピロリ菌に未感染の方が胃がんになりにくいということは、研究報告等と言われておりますが、厚生労働省ががん検診のあり方に関する検討会においては、ピロリ菌の除去だけでは予防が可能かどうかは判断が難しいし、明確な統計学的な根拠を見出すことはできなかつたと報告もされているところでございます。

このようなことから、現段階においてピロリ菌検査及び除去の補助は難しいものと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 最後の質問ですけれども、未受診者への早期発見、早期治療と推進のためのがん検診受診月間キャンペーンを設けるなど、未受診者への啓発徹底について伺います。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） 早期発見といたしましては、現在のところ、住民へ対してのがん検診を定期的に受診する必要性や、日常での自己触診方での啓発など、周知にも今後努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 10月は毎年茨城県がん検診強化月間ということで定められており、官民一体となつてがん検診が進められております。正しい知識の啓発と普及、これを行ってほしいと思います。特に講演会などは有効だと思います。10月31日には茨城県メディカルセンターで山田邦子さんの講演会、乳がん経験ですけれども、ございますので、ぜひお出かけいただきまして、がんに関する知識、関心をより一層深めていただければなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告8番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第4号から議案第64号までの以上13件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第4号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項、報告第5号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する

る法律第22条第1項の規定による報告事項、報告第6号につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上3件は報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第55号から議案第64号までの以上10件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

平成29年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月22日）

平成29年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年9月22日(金曜日)

- 日程第 1 議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
議案第57号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
議案第58号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第59号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第60号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
議案第61号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
議案第62号 市道路線の認定について
議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第64号 平成28年度那珂市水道事業会計決算の認定について
請願第 3号 教育予算の拡充を求める請願
陳情第 3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関する陳情
- 日程第 2 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 3 議案第65号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出について(陳情第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君

5番	筒井かよ子君	6番	寺門厚君
7番	小宅清史君	8番	綿引孝光君
9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	笹島猛君	14番	助川則夫君
15番	君嶋寿男君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	監査委員	萩谷眞康君
企画部長	今泉達夫君	総務部長	川崎薫君
市民生活部長	石川透君	保健福祉部長	加藤裕一君
産業部長	篠原英二君	建設部長	引田克治君
上下水道部長	石井亨君	教育部長	高橋秀貴君
消防長	海野幹雄君	会計管理者	小澤祐一君
行財政改革推進室長	平松良一君	農業委員会 事務局長	根本実君
総務課長	川田俊昭君		

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はありません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第55号～議案第64号及び請願第3号、陳情第3号の各委員会
審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第1、議案第55号から議案第64号までの以上10件及び請願、陳
情を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） おはようございます。

総務生活常任委員会より報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいた
します。

1、付託事件。

議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第63号 平成28年度
那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、陳情第3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関
する陳情。

2、結果。

議案第56号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第63号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとする。

陳情第3号は、賛成多数で継続審査とすべきものとする。

3、理由でございます。

議案第56号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第63号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

陳情第3号は、市で取得した菅谷地内の旧歯科医院について、応急対策はされているが、建物の経年劣化が進み危険性が高まっているため、建物の早期解体を求める内容の陳情となります。

審議の中で、陳情者が具体的にどういう被害を受けたのか、また、陳情者の解体してほしいとの意思が確認できないとの意見がありました。そのため、この件について、市民の安全を確保することは大事だが、疑義がある以上、さらなる調査が必要ではないかと継続審査を求める意見があり、採決を行った結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） 続きまして、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第2号）外6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第56号、第58号、第59号、第61号、第62号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第63号及び第64号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第56号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第58号、第59号、第61号は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第62号は、道路法の規定により市道路線1件を認定するものであります。

議案第63号の当委員会所管の部分及び第64号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） 教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

まず、付託事件でございます。

議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外5件でございます。

次に、結果でございます。

議案第55号から第57号及び第60号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第63号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第3号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第55号は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施基準に関して、主任介護支援専門員の規定を改めるものであります。

議案第56号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第57号及び第60号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第63号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものであります。

請願第3号は、教職員の多忙化や学校を取り巻く状況の複雑化が大きな社会問題となっている中で、子供たちの豊かな学びを保障していくために、少人数学級の推進、教職員の長時間労働是正のための定数改善、義務教育費国庫負担制度の堅持のための予算措置の継続を求めるものであります。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別添のとおりであります。

以上、ご報告をいたします。

○議長（中崎政長君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

富山議員。

○2番（富山 豪君） ただいまの総務生活委員長からのご報告の中で、陳情第3号 菅谷地内旧歯科医院の解体に関する陳情について、何点か質問させていただきます。

まず1点目ですが、この陳情が委員会で継続審査となった理由として陳情書に疑義が生じたからとご説明がございましたが、どのような疑義が生じたのか具体的にお教えいただきたい。

2点目は、委員会審議の中で委員から、陳情者は今回提出された陳情書は作成していないと言っているとの意見があったようですが、これはその委員が陳情者ご本人とお話をされた

上のご意見と推察いたしますが、委員個人、もしくは委員会、つまり委員長はじめとして何名がお会いになってそのお話を伺ったのか、お伺いいたします。

3点目は、陳情者本人が陳情書を作成していないとなりますとどなたかが文書を作成して印鑑だけをいただきに行ったということになりますが、それはどなたなのか、陳情者は何とおっしゃっていたのかお伺いいたします。

あと4点目、最後、陳情者は、外壁等の落下が見受けられるとの文章があったようですが、陳情書には、それは事実か、陳情者は何とおっしゃられていたのかをお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 陳情書による疑義が生じたからということですが、確認のため何名かでの建物を見に行きましたが、それほど危険性がないと。この陳情書によりますと、危険、管理されず放置されたままになっているということでございますが、きちんと管理はされているものと、こちらでは解釈をいたしました。

それと2点目ですか、2点目については、これは口頭で申し上げて、そしてそれを口頭で返ってきたということでございます。

それと3点目ですか、3点目については、これは個人名を出すのは控えたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

4点目の外壁等の落下ということですが、外壁の落下についてはきちんと養生されておりますので、内部では少しその落下が見られるということですが、外には出ていないということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 多少、陳情の内容に事実誤認があるのであれば継続審査に値しないというか、陳情を取り下げていただくのが妥当ではないかと思いますが、委員長、委員会の見解はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） もう少し、この陳情者に詳しい説明をしていただきたいということでございました。これについては、当委員会から委員会に出席していただけるように要請いたしました。当日は出られないということでございましたので、もう少しこの件について、この管理されず、放置されたものでいるとか、そういったことについてもっと詳しく、具体的なものを聞いていきたいということでございます。

○議長（中崎政長君） 外に。

福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 何点か、お伺いをいたします。

この陳情第3号に対しまして、この理由を伺った範囲では、意思が、この陳情者の解体し

てほしいとの意思が確認できないという意見があったということ、どういう意見だったのか、まず1点。

それから、今、富山議員のほうからもありましたけれども、この疑義があるということはちょっと委員長報告ではなかなか我々に伝わってこない、もうちょっと具体的な内容を述べていただきたいと。それと、この一般市民からの陳情、これに対しての継続、過去において二、三年前に1件あったのをちょっとこう記憶はしております。これ、住民投票、こういうことであったのが継続というようなことが記憶にあるんですが、余りこの一般市民からの陳情に対しての継続ということは果たしてどうなのか。

それからこの建物については、いわゆる危険性が伴う、あるということで執行部のほうでも養生をしているわけですね、養生を。その落下物が云々、それ以前のいわゆる危険性のある建物に対してもうちょっと、審議をされたのか、どういう審議をされたのか、どうもこの委員長報告書を見る限りでは、いわゆる中身そのものより、いわゆるこの陳情が出される過程のことがこう議論をされた、そういうふうにかがうわけですが。

この3点をちょっと、委員長のほうからお願いをいたします。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） まず1点目、意思が確認できないということでございますが、これはただ単に壊してくれればいいというようなことだけであるという解釈でございます、委員会としましては。また、疑義があるというのは、先ほども申し上げましたが、陳情書にあります管理されず放置されたままであるということですが、きちんと管理はされているというように確認いたしましたので、これについてはもっと詳しく具体的なものを調べたいというようでございます。

それともう一つ、この陳情書に対して委員会としてはやったわけでございますが、この、今現在きちんと養生されているということございまして、これをもっと、どのような形になればいいのか、委員会としまして、委員からも、あのままにしておくのは大変危険があるんじゃないかというような意見もございました。しかしながら、とりあえず今現在の段階では養生もされているということですので、そういったことでもっと具体的な精査をしようということで継続審査といたしました。

以上です。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） ちょっと、中身が余りよく伝わってこないんですが、委員からいわゆる危険性があるというこの議論があったということ、危険性があったということが議論をされていながら継続ということはいかがなものかなと、こういうふうにかがうわけですが。それで、その今の委員長の答弁を聞きますと、いわゆるこの陳情書にいわゆる疑問がある、こういうことでこの継続、危険性を最優先するのか、それともこの陳情書に対しての疑問、この辺をね、しっかり議論をしていただきたいなど、それが結果的には陳情書に対しての疑

問、これでこの継続になったようにお伺いをしたわけですが、この辺をね、再度答弁を願いたいと思います。それがまず、1点ですね。

それから、この、何ていいますか、建物に対して非常にこれは疑問がある。そしてまた、いろいろ議論がされている。これは我々も承知の上で、昨日も長時間にわたって議論を執行部とやりとりをした。こういう経緯がございますが、いわゆるこの建物、建物について危険性ということを最優先すべきではないかということが、非常に私は疑問に思っておるわけでございます。

再度ですね、委員長の答弁を求めたいと思います。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 危険性ということですが、危険性の除去、安全安心なまちづくりということが言われておりますが、危険性の除去をするのは当然であるという意見もございました。当然でございます。そして、この陳情書に対してのことでございますので、その外の、昨日の全員協議会での内容とかそういったものは、この委員会の中ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕四郎君） 余りよく伝わってこないんですが、それでは最後ですから、この建物については、市、執行部が、負担付寄附、これに非常に疑問があるということで議論がされている。これはご承知のとおりでございます。そういうことがいろいろと尾を引いて、今回このような継続ということ、こういうふうになってきたように私は受けとめられるんですが。このことと、いわゆるこの危険性がある建物ということは、これは切り離してですね、そして考えるべきだろうと。市民からのこれは、いわゆる陳情ですから、我々、市民の代表ですからね、その辺を肝に銘じて対応をしていくというのが当議会じゃないかなと、議員ではないかなと、私はそういうふうに認識をしております。本当に、今回のこの建物、これはですね、昨日もいろいろ議論がありましたけれども、執行部としても早く、早急にですね、この空き家対策、こういうことに真剣に取り組んでいただきたい。強く、執行部に対しても求めたいと。これは、委員長報告とはまた別に。

なぜならば、いわゆるそういう条例化がされていないというようなことで、今回このようなことも発生しているというのは皆さんご承知のとおりだと思います。そういう意味で、この市民からの血税、これが今かかっているわけでしょう。その辺をよく考えていただきたい。血税ですよ。そういうことを踏まえて、この危険性のある建物に対して、真剣に取り組んでいただきたい。

もう一度、委員長、その辺について答弁を求めたいと思います。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 危険性の除去ということは、この委員会の中で

も言われておりました。そこで、この負担付寄附、これの件については、委員会の中では質疑はされておりました。まず、この陳情書に対してどうすればいいのかということだけの委員会の中での話でございました。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 1つ、大事なことがあると思うんですが、委員長報告で、管理されていると判断したとおっしゃる内容についてお伺いしたいです。その管理の内容が、建物を建物としてきちっと管理されていると判断なさったのか、あるいは単に細かい破片等が剥がれた場合に周辺に害がないように周りを囲ってあるという意味で管理されているというだけなのか、そのどちらなのでしょう。それは、もうえらく話が違うと思いますので、はっきりさせていただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） この管理は現在、網、そして何ていうんですかね、鉄骨において外に落下しないように仮囲い、これで外に落下しないような管理をしてあると。そしてまた、この契約上保守点検も業者のほうでやっているということで確認をいたしました。

以上です。

○議長（中崎政長君） よろしいですか。

古川議員。

○10番（古川洋一君） 同じく、総務生活常任委員長に陳情第3号について、私からも質問させていただきます。

今回の陳情書は、議会事務局だけでなく、執行部つまり市長宛てにも提出されたというふうに伺いました。委員会の中で執行部から陳情書を、秘書課ですか、に提出した議員のお名前が出たということですが、議会事務局のほうにいわゆる議長宛ての陳情書を提出されたのも同じ議員なのか、委員長もしくは委員のどなたかが、委員ご本人もしくは事務局に確認されておりますでしょうか。お名前は結構です。同じかどうかということだけ伺えれば結構です。よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） お答えいたします。

同じでございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今回の陳情には、いくつか疑問点がございまして。委員長のほうから疑義があるということもお話ございましたが、まず、市民が作成した陳情書を、議員が代理で事務局もしくは執行部に届けるのは全く問題がないというふうに私は認識しておりますが、議員がなんらかの意図を持って作成され、市民に署名捺印をさせるといったことである

とするならばですが、陳情のあり方として適切なのか疑問を感じます。

2点目は、旧歯科医院の解体に関しては、昨日の全員協議会でも議論されましたけれども、そもそもこの本件は総務委員会ではなく全員協議会の場で審議するというふうに議運で決定されたとは記憶しておるんですが、なぜそれを、陳情書をご自分で作成して委員会付託という手段をとられたのか。議員であれば一般質問という質問の仕方、要望もできるわけですが、その辺がなぜなのかなというふうに、また、なぜ執行部にも同様に提出されたのかという部分で疑問を感じます。

この2点について、その辺の確認をされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） そこについては、個人名でございますので、先ほど言いましたように、ここでは申し上げることは控えさせていただきます。また、これについて私どもとしては確認しておりません。古川議員がおっしゃいますように、代理で陳情書を提出することは正当であると思いますので、確認はしておりません。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 先ほどの2回目の質問は、どちらかというこれは委員長にというよりも議長に、または議会全体の問題として陳情のその辺のあり方、その辺についても今後議論をしていく必要があるのではないかなというふうに感じておりますので、最後に意見という形で示させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 外に。

遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 同じく、この陳情について、ちょっとお聞きしたいんですが。

管理するにあたりまして、当然、お金、経費が出てくるわけでございますけれども、この件に関しまして、経費、お金という部分に関していうと過去に議会の場でも、一般質問等々、全協等々でも話が出ていたと思いますが、数年分、課税、固定資産の課税を保留していたというところがあった案件でございますので、これがその後、課税するんだというふうなお話を執行部からいただいておりますけれども、それは現在どうなっているのかという確認はされましたでしょうか。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） この建物に対する課税ですね。課税はしたと伺っております。

ただ、収納は確認しておりません。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ということは、元の所有者に対して課税はした、そういう通知は送ったけれども、収納はしていないということは、じゃ、まだ1銭も払ってもらっていないということなんですか。

○議長（中崎政長君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） それについては、個人情報ということで確認はしておりません。

○議長（中崎政長君） 外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） なければ質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

なお、発言の前に、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いします。

花島 進議員、自席でお願いをいたします。

○3番（花島 進君） 3番、花島です。

教育予算の拡充を求める請願について、採択に賛成の意見を述べさせていただきます。

教育が重要であることは、多くの人が否定しません。そして、教育は人が伸び伸び、より自由に生きていくために大いに役立つものです。知識が不足しているため、あるいは物事への理解力がないために難しい問題を解決する能力がなく、苦しむ人は多いでしょう。そのような困難のいくつかは十分な教育があれば、対処できる場合が多いと思います。今の社会は昔よりも複雑になり、人々の仕事も複雑化し、さらに仕事の変化は激しくなっています。そのような時代ですから、理解力があり、変化に対応できる人を育てることも必要です。

ところが、今の我が国の教育環境は、私が学んだ50年とか60年前から比べると非常に悪くなっていると感じます。特に、基礎的な教育を担う小学校、中学校の教育現場では、多くの教師たちが極めて長時間の勤務に携わっている現実があります。その多くは、教師たちの奉仕のようになされていますが、教師も働く人であり、過重な労働は是正されなければなりません。また、よりよい教育のためにも一定の余裕を持たせることが必要です。そのためには、教職員の仕事の中から不要な仕事を減らすことも重要ですが、最も必要なことは必要な労働力に見合った人員を確保すること、特に正規雇用の職員を減らさないこと、ふやすことです。

しかし、小泉政権下の三位一体改革で、それまでの義務教育の国庫負担率2分の1が3分の1に引き下げられました。財源の一部は地方に移譲され、また、財源に乏しい自治体には交付金による調整も行われてはいます。ですが、多くの自治体では地方財政を圧迫しているのは事実です。義務教育は国の責任として国庫負担金制度を維持、拡充し、一定水準以上の義務教育予算を、国の責任で安定的に確保すべきと考えます。

よって、本請願の採択に賛成します。

以上。

○議長（中崎政長君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第55号 那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第56号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第2号）、議案第57号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第58号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第61号 平成29年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 市道路線の認定について、以上8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第62号までの以上8件は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第63号 平成28年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第63号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 着席ください。全員起立であります。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第64号 平成28年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。議案第64号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） ありがとうございます。全員起立であります。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

これより、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、報告第7号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 報告第7号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告をいたします。

記。

市長の専決処分事項の指定について第1項による専決処分。

専決処分の年月日は、平成29年8月24日。

損害賠償の額、3万6,500円。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

事件の概要は、平成29年6月26日月曜日になりますが、午前10時30分ごろ、菅谷669番134地先で、市土木課作業員が車道部の草刈り、集草作業を行うため、一時的に歩道部へ作業車両を乗り入れた際にブロック塀に衝突し、一部を破損させたものでございます。市の過失割合は100%でございます。

平成29年9月22日提出。

よろしく願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

なお、報告第7号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案第65号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第65号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度那珂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億580万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年9月22日提出。

よろしく願いいたします。

○議長（中崎政長君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決いたしました。

◎議員派遣について

○議長（中崎政長君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（中崎政長君） 日程第6、陳情第3号の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、総務生活常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

総務生活常任委員長から申し出のとおり、陳情第3号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 起立多数と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり陳情第3号は閉会中の継続審査とすることに決定い

たしました。

◎閉会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成29年第3回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成28年度各種会計決算をはじめとする15件の議案等につきまして慎重なるご審議を賜り、全ての案件につきまして原案のとおりご可決いただきました。まことにありがとうございます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政の運営を図ってまいります。

さて、先月25日に引き続き今月15日も発射された北朝鮮のミサイルは、我が国の主権と国民の安全を蹂躪する許しがたい行為であります。加えて、異常気象が多発し、各地に甚大な被害をもたらしております。災害の備えを万全にし、市民の安全確保のために今後とも職責を果たしてまいります。

また、衆議院議員選挙が、解散総選挙が10月10日告示、22日投票と報道されております。今回の知事選挙を上回る投票率確保に格段の努力をしてまいります。

結びになりますけれども、日に日に秋の訪れを感じる季節となりましたが、昼夜の寒暖の差が大きくなってくる時期でもあります。議員各位におかれましては、体調管理に十分ご配慮いただき、市政運営になお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後とも市民の福利向上のためにご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間、ご苦労さまでした。ご審議ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） これにて平成29年第3回那珂市議会定例会を閉会といたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中崎政長君） 福田議員。

○17番（福田耕二郎君） 緊急動議、よろしいですか。

ただいま、委員長報告、当日、この報告書が我々のテーブルにこれは、提示されました。

昨日は、委員長の概要報告は承りました。概要とこの報告書、これについてこれは議長に動

議をするよりは、これは議運に対しての動議といたしますか、いわゆるこの中身について全く検討をするいとまがない。わずか手にして30分以内に採決、このようなことでは非常にこのいとまがないということで真剣なる検討ができないということ、この辺を議長のほうでお諮りを願いたい。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） ただいま、福田議員から動議がありました。

各議員に対する、外の委員会の、何ていうんですかね、委員長報告が今わかって、今採決では非常にあれかなと、これは議運とよく相談をして改善をしたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中崎政長君） それでは、これをもって那珂市議会定例会を閉会といたします。18日間ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会議員 富 山 豪

那珂市議会議員 花 島 進